

平成26年第1回那珂市議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○平成26年第1回那珂市議会定例会会期日程	2
○応招・不応招議員	4
第 1 号 (3月3日)	
○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員	5
○欠席議員	6
○地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者	6
○議会事務局職員	6
○開会及び開議の宣告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○教育厚生常任委員会調査事項報告、質疑、採決	8
○原子力安全対策特別委員会調査事項報告、質疑、採決	10
○議会改革特別委員会調査事項報告、質疑、採決	11
○日程の追加	13
○議長辞職の件	13
○日程の追加	14
○議長選挙	17
○新議長挨拶	19
○日程の追加	19
○副議長辞職の件	20
○日程の追加	21
○副議長選挙	23
○新副議長挨拶	26
○常任委員会委員の選任について	26
○各常任委員会正副委員長の互選結果報告	27
○議会運営委員会委員の選任について	28
○議会運営委員会正副委員長の互選結果報告	29
○日程の追加	29

○大宮地方環境整備組合議会議員の選挙について	29
○日程の追加	30
○茨城北農業共済事務組合議会議員の選挙について	30
○日程の追加	31
○茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	31
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	33
○常任委員会委員の選任について	34
○議員定数等調査特別委員会の設置について	35
○議員定数等調査特別委員会委員の選任について	36
○日程の追加	37
○議席の一部変更について	37
○散会の宣告	38

第 2 号 (3月4日)

○議事日程	39
○本日の会議に付した事件	40
○出席議員	40
○欠席議員	41
○地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者	41
○議会事務局職員	41
○開議の宣告	42
○諸般の報告	42
○議案第9号、議案第22号、議案第39号の一部訂正による差しかえの申し出	42
○施政方針説明	43
○報告第1号～議案第39号の一括上程、説明	52
○散会の宣告	59

第 3 号 (3月6日)

○議事日程	61
○本日の会議に付した事件	61
○出席議員	61
○欠席議員	61
○地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者	61
○議会事務局職員	62

○開議の宣告	6 3
○諸般の報告	6 3
○一般質問	6 3
20番 木村 静枝 君	
地域交通について	6 4
11番 中崎 政長 君	
女性管理職について	6 8
市発注公共事業について	7 3
7番 古川 洋一 君	
各種団体補助金について	7 8
職員の資質向上について	8 3
19番 石川 利秋 君	
耕作放棄地について	9 4
空き地等の適正管理について	9 7
2番 寺門 厚 君	
市長の施政運営について	9 9
子どもの定期予防接種について	11 0
戸多小学校の芳野小学校への統合について	11 3
○散会の宣告	11 6

第 4 号 (3月7日)

○議事日程	11 9
○本日の会議に付した事件	11 9
○出席議員	12 0
○欠席議員	12 1
○地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者	12 1
○議会事務局職員	12 1
○開議の宣告	12 2
○諸般の報告	12 2
○一般質問	12 2
3番 小宅 清史 君	
公共交通機関の利用促進策を	12 3
公共施設の利用促進を	12 8
那珂市の魅力発信策について	13 1
16番 遠藤 実 君	

DV（ドメスティック・バイオレンス）・虐待対策の推進について……………	134
高齢者等の見守り体制の充実について……………	140
1 番 筒 井 かよ子 君	
国際交流の取組について……………	151
ふるさと納税について……………	158
1 2 番 笹 島 猛 君	
学校のアレルギー対策について……………	163
公共事業の現状について……………	170
○日程の追加……………	182
○議案等の質疑……………	182
○日程の追加……………	184
○議案等の委員会付託……………	184
○日程の追加……………	184
○請願・陳情の委員会付託……………	185
○休会の決定……………	185
○散会の宣告……………	185

第 5 号（3月20日）

○議事日程……………	187
○本日の会議に付した事件……………	188
○出席議員……………	188
○欠席議員……………	189
○地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者……………	189
○議会事務局職員……………	189
○開議の宣告……………	190
○諸般の報告……………	190
○議案第2号～議案第39号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決……………	190
○報告第2号の上程、説明、質疑……………	200
○議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	201
○同意第1号の上程、説明、採決……………	202
○同意第2号の上程、説明、採決……………	203
○委員会の閉会中の所管事務及び所掌事務の継続調査申出について……………	204
○閉会の宣告……………	205
○署名議員……………	207

那珂市告示第6号

平成26年第1回那珂市議会定例会を下記のとおり招集する。

平成26年2月24日

那珂市長 海野 徹

記

1. 期 日 平成26年3月3日

2. 場 所 那珂市役所

平成26年第1回那珂市議会定例会会期日程

(会期18日間)

日次	月日	曜	開議時刻	区分	摘要
第1日	3月3日	月	午前10時	本会議	1. 開会 2. 諸般の報告 3. 会議録署名議員の指名 4. 会期の決定 5. 継続調査報告の質疑・採決 6. 議会構成について
第2日	3月4日	火	午前10時	本会議	1. 施政方針説明 2. 議案の上程・説明
			本会議 終了後	全員 協議会	1. 全員協議会
第3日	3月5日	水		休会	(議案調査)
第4日	3月6日	木	午前10時	本会議	1. 一般質問(議案質疑通告締切、正午まで)
			本会議 終了後	委員会	1. 議会運営委員会
第5日	3月7日	金	午前10時	本会議	1. 一般質問
第6日	3月8日	土		休会	
第7日	3月9日	日		休会	
第8日	3月10日	月	午前10時	本会議	1. 一般質問 2. 議案質疑 3. 議案の委員会付託 4. 請願・陳情の委員会付託
第9日	3月11日	火	午前10時	委員会	1. 教育厚生常任委員会
第10日	3月12日	水	午前10時	委員会	1. 総務生活常任委員会
第11日	3月13日	木	午前10時	委員会	1. 産業建設常任委員会
第12日	3月14日	金		休会	(議事整理)
第13日	3月15日	土		休会	
第14日	3月16日	日		休会	
第15日	3月17日	月		休会	(議事整理)
第16日	3月18日	火	午前10時	全員 協議会	1. 全員協議会

日 次	月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	摘 要
第17日	3月19日	水		休 会	(議事整理)
第18日	3月20日	木	午前9時30分	委員会	1. 議会運営委員会 (次期定例会会期日程案)
			午前10時	全 員 協議会	1. 全員協議会
			全員協議会 終了後	本会議	1. 委員長報告及び質疑・討論・採決 2. 閉 会

○応招・不応招議員

応招議員（22名）

1番	筒井かよ子君	2番	寺門厚君
3番	小宅清史君	4番	助川則夫君
5番	綿引孝光君	6番	木野広宣君
7番	古川洋一君	8番	中庭正一君
9番	萩谷俊行君	10番	勝村晃夫君
11番	中崎政長君	12番	笹島猛君
13番	君嶋寿男君	14番	武藤博光君
15番	遠藤実君	16番	福田耕四郎君
17番	須藤博君	18番	加藤直行君
19番	石川利秋君	20番	木村静枝君
21番	海野進君	22番	木内良平君

不応招議員（なし）

平成26年第1回定例会

那珂市議会会議録

第1号（3月3日）

平成26年第1回那珂市議会定例会

議事日程(第1号)

平成26年3月3日(月曜日)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 教育厚生常任委員会調査事項
より良い教育環境の整備について
日程第 4 原子力安全対策特別委員会調査事項
日程第 5 議会改革特別委員会調査事項
日程第 6 選任第1号 常任委員会委員の選任について
日程第 7 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について
日程第 8 発議第1号 那珂市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例
日程第 9 発議第2号 那珂市議会委員会条例の一部を改正する条例について
日程第10 選任第3号 常任委員会委員の選任について
日程第11 発議第3号 議員定数等調査特別委員会の設置について
日程第12 選任第4号 議員定数等調査特別委員会委員の選任について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1から日程第12まで議事日程に同じ
追加日程第1 議長辞職の件
追加日程第2 選挙第1号 議長選挙
追加日程第3 副議長辞職の件
追加日程第4 選挙第2号 副議長選挙
追加日程第5 選挙第3号 大宮地方環境整備組合議会議員選挙
追加日程第6 選挙第4号 茨城北農業共済事務組合議会議員選挙
追加日程第7 選挙第5号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
追加日程第8 議席の一部変更について
-

出席議員(22名)

- | | | | |
|----|--------|----|-------|
| 1番 | 筒井かよ子君 | 2番 | 寺門厚君 |
| 3番 | 小宅清史君 | 4番 | 助川則夫君 |
| 5番 | 綿引孝光君 | 6番 | 木野広宣君 |

7番	古川洋一君	8番	中庭正一君
9番	萩谷俊行君	10番	勝村晃夫君
11番	中崎政長君	12番	笹島猛君
13番	君嶋寿男君	14番	武藤博光君
15番	遠藤実君	16番	福田耕四郎君
17番	須藤博君	18番	加藤直行君
19番	石川利秋君	20番	木村静枝君
21番	海野進君	22番	木内良平君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	松崎達人君
教育長	秋山和衛君	企画部長	山田行雄君
総務部長	宮本俊美君	市民生活部長	秋山悦男君
保健福祉部長	萩野谷康男君	産業部長	宮田俊三君
建設部長	小林正博君	上下水道部長	岡崎隆君
教育部長	檜山英夫君	消防長	根本榮君
会計管理者	柏村泉君	行財政改革推進室長	平山俊夫君
危機管理監	富田慶治君	総務部次長	川崎薫君

議会事務局職員

事務局長	城宝信保君	事務局次長	深谷忍君
次長補佐	渡辺莊一君	書記	二方尚美君
書記	萩谷将司君		

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（福田耕四郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。欠席議員はおりません。定足数に達しておりますので、ただいまより平成26年第1回那珂市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（福田耕四郎君） 議案等説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、市長、副市長、教育長、企画部長、総務部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、上下水道部長、教育部長、消防長、会計管理者、行財政改革推進室長、危機管理監、総務部次長の出席を求めています。

職務のため、議会事務局より事務局長、次長、次長補佐、書記が出席をしております。

本日の議事日程、行政概要報告及び議長職務執行報告は、別紙のとおりお手元に配付してあります。

続いて議事に入る前に市長から招集の挨拶の発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） おはようございます。

平成26年第1回那珂市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご参集を賜り、まことにありがとうございます。また、議員各位におかれましては、日ごろより市勢の進展と行政運営の円滑な推進のために格別なるご高配をいただきまして、心から感謝を申し上げます。

私が市長として市民の皆様より市政運営を負託されてから、早くも3年が過ぎました。本年度は1期4年目の最終年という大きな区切りの年であります。市勢発展のためになお一層奮励努力をすべく、ここに決意を新たにしているところでございます。

私が公約として掲げた10項目のうち、窓口業務の日曜開庁やデマンドタクシーの導入など、市民生活の利便性の向上を図る施策を初め、事業仕分けやふれあい座談会の実施など、市民の声を市政運営に反映させる取り組みなど、8つの項目につきましては、おかげさまで市民の皆様とのお約束を履行することができました。これもひとえに議員の皆様のご助言やご協

力のたまものであると、ここに改めて感謝の意を申し上げたいと存じます。

平成26年度は、残された公約の実現、そして第1次那珂市総合計画後期基本計画の着実なる推進のため、これまで以上に気を引き締めて取り組んでまいり覚悟であります。そのためにも依然として厳しい財政状況の中ではありますが、安心・安全な住みよいまちづくりの実現のため、これまで以上に経費の節減、合理化を徹底し、重点的、効率的な予算配分による当初予算を編成したところであります。

我々地方自治体を取り巻く環境は、少子高齢化の進展など、今後ますます厳しくなっていくと考えております。しかしながら、市民との協働を円滑に推進し、そして議会との緊密な連携のもと、職員ともども一丸となって知恵を出し合い、切磋琢磨しながら「市民一人ひとりが輝くまち 未来に夢が持てるまち」那珂市の実現のため、鋭意努力してまいり所存であります。議会議員の皆様には引き続きご助言、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、開会に先立ってのごあいさつといたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（福田耕四郎君） 続きまして日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、8番、中庭正一議員、9番、萩谷俊行議員、10番、勝村晃夫議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（福田耕四郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月20日までの18日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から3月20日までの18日間と決定をいたします。

続いて、審議日程等について議会運営委員会、助川則夫委員長から同委員会決定事項として報告がされております。その決定事項に従った会期日程表を配付してあります。

◎教育厚生常任委員会調査事項報告、質疑、採決

○議長（福田耕四郎君） 日程第3、教育厚生常任委員会調査事項を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会、遠藤 実委員長、登壇を願います。

〔教育厚生常任委員会委員長 遠藤 実君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（遠藤 実君） 教育厚生常任委員会報告書。

本委員会の調査事件については、下記のとおり会議規則第110条の規定により報告いたします。

記。

1、調査事件、より良い教育環境の整備について。

2、結果、調査完了とすべきもの。

3、理由、本件については、これまでに視察を含め、7回の審議を行いました。

2月14日の審議では、近隣市町村でのいじめ防止対策のための第三者委員会の設置状況について質疑が出され、それぞれが検討している段階との答弁がありました。また、いじめに関して子供たち自身に取り組んでいる動きについての質疑には、いじめ撲滅フォーラムを実施している学校があるなど、子供たちが主体的に取り組む学校がふえているとの答弁がありました。相談を受け付ける時間帯についての質疑には、市の教育支援センターでは、保護者からの問い合わせがあれば柔軟に対応していること、また、スクールカウンセラーは1日の勤務時間内で調整しており、夕方等でも可能かと思われるが、県の事業であるため、その運用については県に働きかけていくとの答弁がありました。

各委員より、教師と子供たちとのふれあいをふやせるよう、人材の確保や教育予算の増を図ってほしい。地域の方を交えていじめの予防策も話し合う第三者委員会をつくってほしい。相談体制の充実を図ってほしい。いじめ問題が多い地域の学校は重点的にめり張りをつけて対応してほしい。地域へは協力事業所、協力団体という形で力をおかりしてはどうかなどのさまざまな意見が出されました。

以上のことから、引き続き先生と子供の信頼関係をしっかり築いていくこと、教員の負担軽減によって、子供たちをよく見ていくことをさらに進めていただきたいと執行部に要望し、全会一致で調査完了とすべきものと決定いたしました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。なお、委員長報告に対する質疑の回数は1人3回までといたします。

質疑ございますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） ないようですので、終結をいたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。委員長の報告は調査完了とすべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

- 議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、教育厚生常任委員会調査事項は、委員長報告のとおり調査完了とすることに決定をいたしました。

◎原子力安全対策特別委員会調査事項報告、質疑、採決

- 議長（福田耕四郎君） 日程第4、原子力安全対策特別委員会調査事項を議題といたします。本件に関し、委員長の報告を求めます。

原子力安全対策特別委員会、須藤 博委員長、登壇を願います。

〔原子力安全対策特別委員会委員長 須藤 博君 登壇〕

- 原子力安全対策特別委員会委員長（須藤 博君） 原子力安全対策特別委員会の報告をいたします。

本委員会の調査事件については、下記のとおり会議規則第110条の規定により報告をいたします。

1. 調査事件、原子力安全対策特別委員会調査事項。1. 住民の安全確保に関する事項、2. 周辺の環境保全に関する事項、3. 原子力安全協定に関する事項、4. 核融合研究施設に関する事項、5. その他関連する事項。

結果といたしまして、調査完了とすべきもの。

理由、本委員会は、閉会中の1月21日と2月24日に開催しました。

J-PARCセンターから、昨年5月に発生した事故の原因と再発防止について及び事故現場であるハドロン実験施設以外の施設の再開について説明を受けました。事業所で実施した非常事態対応訓練について質疑があり、何百人もの人が働く中で伝達のおくれがあったが、一步一步着実に進んでいる実感はあるとの答弁でした。その他、事故を起こさないこと、再発防止は全職員に改めて再確認するようにとの意見も出されました。

東海再処理施設から、溶液状態で保管しているプルトニウム溶液と高放射性廃液の安全性を高めるため、プルトニウム転換技術開発施設とガラス固化技術開発施設の稼働を再開するとの説明を受けました。ガラス固化体の保管について質疑があり、30年から50年ぐらい保管した後、地層処分する考えで、地層処分の考え方がはっきり決まったら処分場へ持っていくとの答弁でした。

執行部から、平成27年度に設置予定であったモニタリングステーションの自家発電装置について、木崎局は地盤が地震によりダメージを受けているため、後台局へ変更するとの報告がありました。

原子力事業所の気体廃棄物の放出状況については、すべての事業所において放出管理目標

値を下回っていたことを確認しました。

また、本委員会を特別委員会から常任委員会に変更することを審議しました。

以上のことから、原子力安全対策特別委員会調査事項については、住民の生命及び財産を守るという観点から調査研究を行うとともに、原子力施設への監視を続けていく必要があるが、この件は今後新たに設置される原子力安全対策常任委員会（仮称）に引き継いでいくこととし、調査完了とすることを全会一致で決定をいたしました。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。特にないですか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） なければ、終結をいたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。委員長の報告は調査完了とすべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、原子力安全対策特別委員会調査事項は、委員長報告のとおり調査完了とすることに決定をいたします。

◎議会改革特別委員会調査事項報告、質疑、採決

○議長（福田耕四郎君） 続いて日程第5、議会改革特別委員会調査事項を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

議会改革特別委員会、君嶋寿男委員長、登壇を願います。

〔議会改革特別委員会委員長 君嶋寿男君 登壇〕

○議会改革特別委員会委員長（君嶋寿男君） 議会改革特別委員会報告書。

本委員会の調査事件については、下記のとおり会議規則第110条の規定により報告いたします。

記。

1、調査事件、議会改革特別委員会調査事項。1. 議会基本条例の制定に関する事項、2. その他議会改革に関する事項。

2、結果、調査完了とすべきもの。

3、理由、本委員会は平成24年9月に設置され、議会改革についての調査研究を重ね、基本条例に盛り込む内容などを検討しながら、反問権、請願陳情者の委員会説明、議会の録画

中継、議会本会議の執行部出席者の見直し、議場改修など、対応可能な改善策などを提案してきました。

そして、議会基本条例の案を作成し、平成25年9月に議会に提案し、議決され、10月1日に施行となりました。

その後は、議会基本条例に基づく具体的な取り組みについて審議検討し、市長の附属機関への議員就任の見直し、議会費予算の市長への要望、議員費用弁償の見直し、議会報告会の開催、原子力安全対策特別委員会の常任委員会化などを実施、提案してきました。

2月17日の会議では、今後の本委員会のあり方を審議し、議会基本条例の制定という所期の目的は達成したこと、議会改革は、今後、議会運営委員会で実施すべきであること、また議員定数や報酬などの重要課題については、新たな特別委員会を設置して検討すべきであるとの結論をもって、当委員会は調査完了とすべきであるとの結果になりました。

2ページから第6回から第24回までの検討内容は記載のとおりです。

よろしく願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） ないようですので、終結をいたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。委員長の報告は調査完了とすべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員会調査事項は、委員長報告のとおり調査完了とすることに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

直ちに全員協議会を開きますので、各議員は直ちに全員協議会室にご参集を願います。

休憩 午前10時19分

再開 午前11時10分

○副議長（君嶋寿男君） 議長を交代いたします。

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

◎日程の追加

○副議長（君嶋寿男君） ただいま、福田耕四郎議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○副議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、この際、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに決定いたしました。

◎議長辞職の件

○副議長（君嶋寿男君） 追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、福田耕四郎議員の退場を求めます。

〔4番 福田耕四郎君 退場〕

○副議長（君嶋寿男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時10分

○副議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

辞職願を事務局長に朗読させます。

事務局長。

〔辞職願朗読〕

○副議長（君嶋寿男君） お諮りいたします。福田耕四郎議員の議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○副議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、福田耕四郎議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

福田耕四郎議員の入場を許可いたします。

〔4番 福田耕四郎君 入場〕

○副議長（君嶋寿男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 11 分

再開 午前 11 時 12 分

○副議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

◎日程の追加

○副議長（君嶋寿男君） ただいま、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第 2 とし、選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○副議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第 2 とし、選挙を行うことに決定いたしました。

ここで、議長選挙に入る前に申し上げます。

那珂市議会基本条例第13条の規定により、議長選挙に先立ち、議長職志願者の所信表明を行います。議長職を志願する議員の発言をここで許したいと思います。

議長職を志願する議員は挙手を願います。

〔議長職志願者挙手〕

○副議長（君嶋寿男君） お諮りいたします。志願者の発言の順番を、くじにより決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○副議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、志願者の発言の順番を、くじにより決定いたします。

それでは、ただいま挙手された議員は演壇の前にお進みください。

〔志願者：演壇の前に並ぶ〕

○副議長（君嶋寿男君） これより、発言の順位を決めます。くじをお引き願います。なお、くじを引く順番は議席番号の若い議員からお引き願います。

〔くじを引く〕

○副議長（君嶋寿男君） 発言の順位が決まりましたので、事務局長から報告させます。
事務局長。

○事務局長（城宝信保君） 報告いたします。

発言の順番でございますが、1 番、4 番議員 福田耕四郎議員でございます。2 番、13

番 助川則夫議員でございます。

以上でございます。

○副議長（君嶋寿男君） ただいまの事務局長の報告のとおり、これより志願者の発言を許します。

福田耕四郎議員、登壇願います。

〔4番 福田耕四郎君 登壇〕

○4番（福田耕四郎君） 4番の福田耕四郎でございます。

このたび、私は辞職をいたしまして、新たにこの議長選挙に出馬をさせていただくわけでございます。この場をおかりいたしまして、過去2年間にわたり各議員の支えをいただき議長職を全うすることができましたことを心から感謝を申し上げます。さらには市長を初め、執行部の皆さんとは常に健全な緊張感を保ちつつ、この2年間、議長職を全うできたことに対しましても、重ねて感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

このたび、この立候補に当たっては、私は、この議会改革を私から発言をいたしまして皆さんの同意を得て、過去2年間にわたりまして何かと皆さんのご苦勞、そして議論、協議を重ねて、この基本条例が制定をされました。時間の関係上飛び飛びになりますが、この経過については皆さんご承知のとおりでございますので、省略をさせていただきたいと存じます。確かに那珂市議会は変りました。

さて、次のステップとして、変っただけでは意味がございません。まず変ったのは、先月皆さんとともに議会報告会が開催されたことでございます。この中身についてはご承知のとおり、出席者の中からアンケートもちょうだいをしております。このアンケートを真摯に受けとめて、我々議会が反省する点もございます。さらには評価もいただいております。これからは、私は正念場と、こういう位置づけをいたしているところでございます。

さらに、変っただけでは意味がございません。さあ次はどうするか。動かなければ意味がないと思います。議会が皆さんとともに動く、行動をする、これが我々に課せられた市民の負託ではないかと思っております。そういう意味では、一つの目標を達した、一つのルールができた、さあこれからルールに乗ればどうあるべきか、動くことです。これを皆さんとともに行動をしていくということが私は市議会に問われる大きな役割、これだと私は思っております。そういう意味でこのたび立候補をさせていただいたわけでございます。ご理解をいただきたい、こういうふうに思うわけでございます。

この動くということ、これがいわゆる議会改革の中で残された課題、いわゆる我々の議員定数あるいは議員報酬、こういうことに結びつく、こういうことを痛感しております。そういう意味では、やはり我々がさらに襟を正して、そして市民の負託に応え、市民の生活、さらには福祉の向上、これを全力で私は頑張っている、その大役を皆さんにお願いをしたい。これが将来にわたって那珂市の発展に貢献できる確信をいたしているわけでございます。さらには、やはりビジョンを持って、いわゆる精神力を持って、この市政発展、全力で頑張

る所存でございます。その駆動役をもう一度皆さんにお願いをしたい、こういう思いで立候補させていただいたわけでございます。どうぞご理解をいただきたいと存じます。ご清聴ありがとうございます。

○副議長（君嶋寿男君） 続いて、助川則夫議員、登壇願います。

〔13番 助川則夫君 登壇〕

○13番（助川則夫君） 今般の議長選に当たりまして、立候補の決意をさせていただきましたので、決意の一端を簡潔に私のほうから申し上げたいと思います。

国の状況は、少子高齢化の本格的な到来、それに伴う国・県地方自治体は、その対応にしっかりとした取り組みをしなければならない時代に入っております。教育行政あるいは福祉行政、多種多岐にわたる市民の要望が上がってきております。加えまして、国の趨勢は、地方分権の推進、それに対応するべく地方議会の取り組み、幸いにいたしまして前福田議長の大変なご貢献によりまして、前年度10月1日から、本自治体におきましても議会基本条例が運用をされておるところでございます。この議会に当たりましての市民のご負託は、近年多種多岐にわたることを議員各位がひしひしと感じておるところであると思いますが、基本条例にのっとり、運用はこれから皆さん方と幅を広げて、間違いのないルールを進めなければならないという思いのもとに、今般の議長選に立候補させていただいたところでございます。

議会は一人だけが引っ張るということであってはならない。さまざまなご意見を精査し、本議会においては22名の議員の市民負託に応えるべく姿勢を常に頭に持ちながら、議会の運営に邁進しなければならないという思いでございます。

ややもすると、少人数のご意見を聞き逃してしまうということがあってはならない。少数の意見も尊重しながら、その方々のご意向を反映するにはどうあるべきか、その辺のところもしっかりと皆さん方と、今後議長職になった場合には、それを胸に秘めながら日々皆様方のご指導、ご支援を賜りながらやっていくつもりでございます。どうぞご支援のほどをよろしくお願い申し上げまして、大変簡単ではございますが、私の決意表明にかえさせていただきます。よろしくお願いたします。

○副議長（君嶋寿男君） 以上で議長職志願の発言が終了しました。

ここで議員各位に申し上げます。

ただいま行いました議長職志願者の所信表明は、地方自治法で規定している議長選挙の方法を変更するものではありません。

したがって、所信表明の有無にかかわらず全議員が選挙人、被選挙人であることが前提となっておりますので、所信表明を行わなかった議員に対しての投票も有効となります。ご承知おき願います。

◎議長選挙

○副議長（君嶋寿男君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定により投票により行います。

ここで議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（君嶋寿男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時34分

○副議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

ただいまの出席議員は22名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、1番、筒井かよ子議員、9番、萩谷俊行議員、11番、中崎政長議員、以上3名を指名いたします。

これより投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。氏名を記載願います。氏または名のみを記載した投票は無効といたします。

それでは、事務局に投票用紙を配らせませす。

〔投票用紙配付〕

○副議長（君嶋寿男君） 投票用紙を配付いたしました。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○副議長（君嶋寿男君） 配付漏れなしと認めます。

続いて、投票箱の点検をいたします。

立会人、前に出て投票箱の点検をお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○副議長（君嶋寿男君） ただいま点検を終了し、異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

○事務局長（城宝信保君）

1番	筒井	かよ子	議員	2番	寺門	厚	議員
3番	小宅	清史	議員	4番	福田	耕四郎	議員
5番	綿引	孝光	議員	6番	木野	広宣	議員

7番	古川洋一	議員	8番	中庭正一	議員
9番	萩谷俊行	議員	10番	勝村晃夫	議員
11番	中崎政長	議員	12番	笹島猛	議員
13番	助川則夫	議員	14番	君嶋寿男	議員
15番	武藤博光	議員	16番	遠藤実	議員
17番	須藤博	議員	18番	加藤直行	議員
19番	石川利秋	議員	20番	木村静枝	議員
21番	海野進	議員	22番	木内良平	議員

以上でございます。

○副議長（君嶋寿男君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○副議長（君嶋寿男君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（君嶋寿男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時41分

○副議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

開票を行います。

立会人、1番、筒井かよ子議員、9番、萩谷俊行議員、11番、中崎政長議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○副議長（君嶋寿男君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数22票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票 22票

無効投票 0票

有効投票中

助川則夫 議員 14票

福田耕四郎 議員 8票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。

よって、助川則夫議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました助川則夫議員が議場におりますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

◎新議長挨拶

○副議長（君嶋寿男君）　ここで、当選されました助川則夫議員の当選承諾とごあいさつをお願いいたします。

助川則夫議員、登壇願います。

〔議長 助川則夫君 登壇〕

○議長（助川則夫君）　ただいま選挙の結果、多数の議員各位のご支援を賜りまして当選をさせていただきました。まことにありがとうございます。ただいま、身の引き締まる思いをさせていただいておるところでございます。

議会の使命は、何よりも市民の信頼を得る、それが一番の私どもの行政に対する力になる要素であると私は信じております。今後2年間、諸先輩方あるいはまた市長を初め、行政の皆さん方のご指導、ご支援を賜りながら、皆さん方とともに行政に対しましてのチェック機能の万全を期すとともに、提案、提言を皆様方とともにさせていただくことをお約束申し上げ、就任に当りましてのごあいさつに代えさせていただきます。まことにありがとうございます。

○副議長（君嶋寿男君）　それでは、助川則夫議長、議長席にお着き願います。

〔議長、副議長と交代〕

○議長（助川則夫君）　暫時休憩いたします。

全員協議会を開催しますので、議員は午後1時までに全員協議会室にご参集を願います。

休憩　午前11時49分

再開　午後1時08分

○議長（助川則夫君）　再開をいたします。

◎日程の追加

○議長（助川則夫君）　ただいま、君嶋寿男議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りをいたします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、この際、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定をいたしました。

◎副議長辞職の件

○議長（助川則夫君） 追加日程第3、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、君嶋寿男議員の退場を求めます。

〔14番 君嶋寿男君 退場〕

○議長（助川則夫君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時09分

再開 午後 1時09分

○議長（助川則夫君） 再開をいたします。

辞職願を事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

〔辞職願朗読〕

○議長（助川則夫君） お諮りをいたします。君嶋寿男議員の副議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、君嶋寿男議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

君嶋寿男議員の入場を許可いたします。

〔14番 君嶋寿男君 入場〕

○議長（助川則夫君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時10分

再開 午後 1時11分

○議長（助川則夫君） 再開をいたします。

◎日程の追加

○議長（助川則夫君） ただいま、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行うことに決定いたしました。

ここで、副議長選挙に入る前に申し上げます。

那珂市議会基本条例第13条の規定により、副議長選挙に先立ち、副議長職志願者の所信表明を行います。副議長職を志願する議員の発言をここで許したいと思います。

副議長職を志願する議員は挙手願います。

〔副議長職志願者挙手〕

○議長（助川則夫君） お諮りをいたします。志願者の発言の順番を、くじにより決定したいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、志願者の発言の順番を、くじにより決定をいたします。

それでは、ただいま挙手された議員は演壇の前にお進みいただきたいと思います。

〔志願者：演壇の前に並ぶ〕

○議長（助川則夫君） これより、発言の順位を決めるくじをお引き願います。なお、くじを引く順番は議席番号の若い議員からお引き願います。

〔くじを引く〕

○議長（助川則夫君） 発言の順位が決まりましたので、事務局長から報告をさせます。
事務局長。

○事務局長（城宝信保君） ご報告申し上げます。

発言順番1番、議席番号12番 笹島 猛議員。2番、21番 海野 進議員、3番、15番 武藤博光議員。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） ただいまの事務局長の報告のとおり、これより志願者の発言を許しま

す。

初めに12番、笹島 猛議員、登壇願います。

〔12番 笹島 猛君 登壇〕

○12番（笹島 猛君） 議席番号12番、笹島 猛です。

今回、副議長候補に当たりまして、決意のほどを述べさせていただきます。

その前に、助川則夫議員が議長に就任されたことを心からお喜び申し上げまして、おめでとうございます。

それに先立ちまして、私としては、助川議員とともに二人三脚にて、これから議会運営、議会というのは皆さんお一人お一人が集まっての合議体でございますので、お一人お一人の意見をこの耳で聞いて、そして集約して、そしてサポートしながら新議長とともに歩んでいきたいと思っております。

これからは市町村競争も大変厳しくなっております。その中で議員活動がとかくすると、行政の中で有無壊れてしまうというようにならないように、我々那珂市として誇りある市民とともに歩んでいきたいと思っております。

そういうわけで話は短いですが、これから助川新議長とともに歩んでまいりますので、なにとぞ応援のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（助川則夫君） 続いて、海野 進議員、登壇願います。

〔21番 海野 進君 登壇〕

○21番（海野 進君） 21番、海野 進でございます。

新議長を助けながら、今後2年間、副として全身全霊をかけて協力したいということで、副議長に立候補をいたしました。

ちなみに前議長さんの計らいによりまして、平成24年9月に議会改革特別委員会が設置をされ、25回にわたっていろいろ協議をなされました。大変ご苦労さまでございます。その中で基本条例を盛り込む内容とともに反問権、請願・陳情者の委員会説明、議会の録画中継、議会本会議の執行部出席者の見直し、議場改革など対応を協議されてまいりました。その中で基本条例が制定をされ、平成25年9月に議会に提案をし、10月1日から施行をされてまいりました。委員長さん大変ご苦労さまでございました。今後この条例を基本に、2年間新議長を助けながら補佐をしてまいる所存でございますので、皆様方のご支援をよろしくお願いいたします。ごあいさつにかえさせていただきます。

○議長（助川則夫君） 続いて、15番、武藤博光議員、登壇願います。

〔15番 武藤博光君 登壇〕

○15番（武藤博光君） このたびは助川則夫さんの議長当選、まことにおめでとうございます。

私、議席番号15番の武藤博光でございます。

このたび副議長のほうに立候補させていただきたいと思っております。まずこの副議長という職

務です。一体副議長というのはどのようなのをやるべきかなと私自身考えていたわけですが、まず第1番目に、議会内部の今いろんな皆様方の意見の調整役として動くのが大事だというふうに考えております。そしてまた、その一方で議長を支えるというのも大きな責務の一つかと思っております。

私の場合、余り人と分け隔てなくつき合っておりますので、多くの議員さんも感じていらっしゃると思いますけれども、友愛と寛容の精神でもって議員の皆様方とつき合ってきたと。これは私が一つだけ自信を持って言えることかなというふうに思っております。

それと、若さと行動力というのも求められていると思います。決して副議長というのは名誉職でも何でもございません。やはり執行部とのさまざまな意見調整などにおいても、いざというときには電話一本で呼び出されて、すぐ行動できると。そのような点での俊敏性というのも非常に大事なかなというふうに思っておるわけでございます。そしてやはり自分自身の仕事というのものもあるわけでございますけれども、そのような時間に束縛されることなく、ある程度自由に行動できると、これも非常に大切かなというふうに思っております。

外国語で副議長というのは一体何かと引いてみると、決してサブチェアマンではないんですね。「バイスチェアマン」とか「デュピティチェアパーソン」とかといひまして、決してサブというふうな言葉で使う認識はされておられません。このあたりが副議長の副議長たるゆえんなのかなというふうに思っているわけでございます。

このたび立候補させていただきましたけれども、どうか今後の議会運営に全身全霊で取り組んでいく所存でございますので、多くの議員の皆様のご支援をよろしくお願い申し上げます。私からのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（助川則夫君） 以上で副議長職志願者の発言が終了しました。

ここで、議員各位に申し上げます。

ただいま行いました副議長職志願者の所信表明は、地方自治法で規定している副議長選挙の方法を変更するものではありません。

したがって、所信表明の有無にかかわらず、全議員が選挙人、被選挙人であることが前提となりますので、所信表明を行わなかった議員に対しての投票も有効となります。ご承知おき願います。

◎副議長選挙

○議長（助川則夫君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定により投票により行います。

ここで議場の閉鎖をお願いいたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（助川則夫君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時23分

再開 午後 1時24分

○議長（助川則夫君） 再開をいたします。

ただいまの出席議員は22名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、1番、筒井かよ子議員、9番、萩谷俊行議員、11番、中崎政長議員、以上3名を指名いたします。

これより投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。氏名を記載願います。氏または名のみを記載した投票は無効といたします。

それでは、事務局に投票用紙を配らせます。

〔投票用紙配付〕

○議長（助川則夫君） 投票用紙を配付いたしました。

投票用紙の配付漏れはございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 配付漏れなしと認めます。

続いて、投票箱の点検をいたします。

立会人は前に出て投票箱の点検をお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（助川則夫君） ただいま点検を終了し、異状なしと認めます。

これより投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

○事務局長（城宝信保君） それでは呼び上げます。

1番	筒井かよ子	議員	2番	寺門厚	議員
3番	小宅清史	議員	4番	福田耕四郎	議員
5番	綿引孝光	議員	6番	木野広宣	議員
7番	古川洋一	議員	8番	中庭正一	議員
9番	萩谷俊行	議員	10番	勝村晃夫	議員
11番	中崎政長	議員	12番	笹島猛	議員
13番	助川則夫	議員	14番	君嶋寿男	議員
15番	武藤博光	議員	16番	遠藤実	議員

17番	須藤	博	議員	18番	加藤	直行	議員
19番	石川	利秋	議員	20番	木村	静枝	議員
21番	海野	進	議員	22番	木内	良平	議員

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（助川則夫君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時32分

再開 午後 1時33分

○議長（助川則夫君） 再開をいたします。

開票を行います。

立会人、1番、筒井かよ子議員、9番、萩谷俊行議員、11番、中崎政長議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（助川則夫君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数22票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票 22票

無効投票 0票

有効投票中

海野 進 議員 10票

笹 嶋 猛 議員 8票

武 藤 博 光 議員 4票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。

よって、海野 進議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました海野 進議員が議場におりますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

◎新副議長挨拶

○議長（助川則夫君）　ここで、当選されました海野　進議員の当選承諾とごあいさつをお願いいたします。

海野　進議員、登壇願います。

〔副議長　海野　進君　登壇〕

○副議長（海野　進君）　ただいま、多くの皆さん方のご協力をいただきまして、副議長に当選することができました。まことにありがとうございます。

先ほどのごあいさつにもありましたように、今後2年間、新議長を助けながら誠心誠意努力に努力を重ねてまいりたいと思いますので、議員の皆様方のなお一層のご支援をお願いいたします。ごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（助川則夫君）　暫時休憩をいたします。

13時50分に全員協議会を開きますので、議員においては全員協議会室にご参集を願います。

休憩　午後　1時38分

再開　午後　3時33分

○議長（助川則夫君）　再開をいたします。

◎常任委員会委員の選任について

○議長（助川則夫君）　日程第6、選任第1号　常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の常任委員会委員名簿のとおり指名をいたしたいと思っております。その常任委員会委員の氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長。

○事務局長（城宝信保君）　それでは、ご報告いたします。

総務生活常任委員会委員

萩　谷　俊　行　議員

遠　藤　　　実　議員

木　野　広　宣　議員

小　宅　清　史　議員

須　藤　　　博　議員

助　川　則　夫　議員

福 田 耕四郎 議員

加 藤 直 行 議員

続きまして、産業建設常任委員会委員でございます。

中 崎 政 長 議員

筒 井 かよ子 議員

中 庭 正 一 議員

木 内 良 平 議員

勝 村 晃 夫 議員

寺 門 厚 議員

石 川 利 秋 議員

続きまして、教育厚生常任委員会委員でございます。

武 藤 博 光 議員

古 川 洋 一 議員

綿 引 孝 光 議員

笹 島 猛 議員

君 嶋 寿 男 議員

木 村 静 枝 議員

海 野 進 議員

以上でございます。

○議長（助川則夫君） ただいま事務局長が朗読いたしましたとおり、以上の諸君をそれぞれの常任委員会委員に指名することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました以上の諸君を、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました各常任委員会に、委員会条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長を置くことになっておりますので、同条第2項の規定により、それぞれの常任委員会にて委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時35分

再開 午後 3時35分

○議長（助川則夫君） 再開をいたします。

◎各常任委員会正副委員長の互選結果報告

○議長（助川則夫君） 各常任委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、事務局長より報告をいただきます。

事務局長。

○事務局長（城宝信保君） それでは、ご報告いたします。

総務生活常任委員会委員長に、萩谷俊行議員。副委員長に、木野広宣議員。

産業建設常任委員会委員長に、中崎政長議員。副委員長に、勝村晃夫議員。

教育厚生常任委員会委員長に、武藤博光議員。副委員長に、古川洋一議員が選出されました。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 各常任委員会の委員長及び副委員長の互選の結果は、ただいま事務局長の報告のとおりであります。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（助川則夫君） 日程第7、選任第2号 議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の議会運営委員会委員名簿のとおり指名をいたしたいと思っております。

議会運営委員会委員の氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長。

○事務局長（城宝信保君） それでは、ご報告いたします。

議会運営委員会委員

遠藤実議員

勝村晃夫議員

綿引孝光議員

古川洋一議員

萩谷俊行議員

中崎政長議員

以上でございます。

○議長（助川則夫君） ただいま事務局長が朗読いたしましたとおり、以上の諸君を議会運営委員会委員に指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました以上の諸君を、議会運営委員会委員に選任することに決定をいたしました。

ただいま選任されました議会運営委員会に、委員会条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長を置くことになっておりますので、同条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時37分

再開 午後 3時37分

○議長（助川則夫君） 再開いたします。

◎議会運営委員会正副委員長の互選結果報告

○議長（助川則夫君） 議会運営委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、事務局長より報告をいただきます。

事務局長。

○事務局長（城宝信保君） 報告いたします。

議会運営委員会委員長に、遠藤 実議員。副委員長に、勝村晃夫議員。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選の結果は、ただいま事務局長の報告のとおりであります。

◎日程の追加

○議長（助川則夫君） お諮りいたします。この際大宮地方環境整備組合議会議員の辞職に伴う選挙の件を日程に追加し、追加日程第5として議題にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） ご異議なしと認めます。

よって、この際、大宮地方環境整備組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定いたしました。

◎大宮地方環境整備組合議会議員の選挙について

○議長（助川則夫君） 追加日程第5、選挙第3号 大宮地方環境整備組合議会議員の選挙を行います。

念のため申し上げます。選出する議員は6名であります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名

推選にいたしたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認め、よって、選挙の方法については指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思えます。これにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認め、よって、指名の方法については議長において指名することに決定いたしました。

大宮地方環境整備組合議会議員に、助川則夫議員、福田耕四郎議員、加藤直行議員、萩谷俊行議員、須藤 博議員、海野 進議員の6名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました6名の議員を大宮地方環境整備組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） ご異議なしと認め、よって、ただいま指名いたしました6名の議員が大宮地方環境整備組合議会議員に当選をされました。

なお、当選されました6名の議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

◎日程の追加

○議長（助川則夫君） お諮りいたします。この際、茨城北農業共済事務組合議会議員の辞職に伴う選挙の件を日程に追加し、追加日程第6として議題にいたしたいと思えます。これにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、この際、茨城北農業共済事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定をいたしました。

◎茨城北農業共済事務組合議会議員の選挙について

○議長（助川則夫君） 追加日程第6、選挙第4号 茨城北農業共済事務組合議会議員の選挙を行います。

選出する議員は3名であります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） ご異議なしと認め、よって選挙の方法については指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することにしたいと思っております。これにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） ご異議なしと認め、よって指名の方法については議長において指名することに決定いたしました。

茨城北農業共済事務組合議会議員に、勝村晃夫議員、石川利秋議員、中崎政長議員の3名の指名をいたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました3名の議員を茨城北農業共済事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） ご異議なしと認め、よって、ただいま指名いたしました3名の議員が茨城北農業共済事務組合議会議員に当選されました。

なお、当選されました3名の議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

◎日程の追加

○議長（助川則夫君） お諮りいたします。この際、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職に伴う選挙の件を日程に追加し、追加日程第7として議題にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） ご異議なしと認めます。

よって、この際、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第7として議題とすることに決定いたしました。

◎茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（助川則夫君） 追加日程第7、選挙第5号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

選出する議員は1名であります。

お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） ご異議なしと認め、よって選挙の方法については指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することにしたいと思っております。これにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） ご異議なしと認め、よって、指名の方法については議長において指名することに決定いたしました。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に武藤博光議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました武藤博光議員を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） ご異議なしと認め、よって、ただいま指名いたしました武藤博光議員が茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

なお、当選されました武藤博光議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（助川則夫君） 日程第8、発議第1号 那珂市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者から提案の説明を求めます。

君嶋寿男議員、登壇願います。

〔14番 君嶋寿男君 登壇〕

○14番（君嶋寿男君） 発議第1号 那珂市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

上記の発議を別紙のとおり提出する。

平成26年3月3日提出。提出者、那珂市議会議員、君嶋寿男。賛成者、那珂市議会議員、綿引孝光。敬称略させていただきます。中庭正一、萩谷俊行、中崎政長、助川則夫、武藤博

光、遠藤 実、須藤 博、木村静枝。

提案理由。那珂市議会の議会改革特別委員会で審議検討した結果、議員の費用弁償について、現在の市内旅行の2,000円を廃止し、非常勤特別職と同等の費用弁償にするため、那珂市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものです。

附則として、この条例は平成26年4月1日から施行する。

以上です。

○議長（助川則夫君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 特にないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 討論を終結いたします。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

発議第1号は、原案のとおり可決いたしました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（助川則夫君） 日程第9、発議第2号 那珂市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者から提案の説明を求めます。

君嶋寿男議員、登壇願います。

〔14番 君嶋寿男君 登壇〕

○14番（君嶋寿男君） 発議第2号 那珂市議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記の発議を別紙のとおり提出する。

平成26年3月3日提出。提出者、那珂市議会議員、君嶋寿男。賛成者、那珂市議会議員、綿引孝光。敬称略させていただきます。中庭正一、萩谷俊行、中崎政長、助川則夫、武藤博光、遠藤 実、須藤 博、木村静枝。

提案理由。那珂市議会の議会改革特別委員会で審議検討した結果、原子力安全対策特別委員会を常任委員会にすること、委員の任期が定例会の会期中になる場合に、任期を定例会の

初日までとすること、及び規則番号の整理をするため、那珂市議会委員会条例の一部を改正するものです。

附則として、この条例は公布の日から施行します。

以上です。

○議長（助川則夫君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 討論を終結いたします。

これより発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

発議第2号は、原案のとおり可決いたしました。

◎常任委員会委員の選任について

○議長（助川則夫君） 日程第10、選任第3号 原子力安全対策常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の常任委員会委員名簿のとおり指名をいたしたいと思っております。常任委員会委員の指名を事務局長に朗読させます。

事務局長。

○事務局長（城宝信保君） ご報告いたします。

原子力安全対策常任委員会委員。

須藤 博議員、笹島 猛議員、中庭正一議員、勝村晃夫議員、君嶋寿男議員、武藤博光議員、遠藤 実議員、福田耕四郎議員、石川利秋議員。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） ただいま事務局長が朗読いたしましたとおり、以上の諸君を原子力安全対策常任委員会委員に指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました以上の諸君を原子力安全対策常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました原子力安全対策常任委員会に、委員会条例第9条第1項の規定により委員長及び副委員長を置くことになっておりますので、同条第2項の規定により委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時51分

再開 午後 3時51分

○議長（助川則夫君） 再開をいたします。

原子力安全対策常任委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、事務局長よりご報告をいただきます。

事務局長。

○事務局長（城宝信保君） ご報告いたします。

原子力安全対策常任委員会委員長に、須藤 博議員。副委員長に、笹島 猛議員が選出されました。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 原子力安全対策常任委員会の委員長及び副委員長の互選の結果は、ただいま事務局長の報告のとおりであります。

◎議員定数等調査特別委員会の設置について

○議長（助川則夫君） 日程第11、発議第3号 議員定数等調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案者から提案の説明を求めます。

加藤直行議員、登壇願います。

〔18番 加藤直行君 登壇〕

○18番（加藤直行君） 発議第3号 議員定数等調査特別委員会の設置について。

上記の発議を別紙のとおり提出する。

平成26年3月3日提出。提出者、那珂市議会議員、加藤直行。賛成者、敬称略させていただきます。中崎政長、寺門 厚、小宅清史、綿引孝光、木野広宣、笹島 猛、石川利秋、木

村静枝。

議員定数等調査特別委員会の設置について。

1、名称、議員定数等調査特別委員会。

2、設置根拠、地方自治法第109条、及び那珂市議会委員会条例第6条。

3、目的、地方分権の時代を迎え、地方公共団体の権限や機能が拡大する中、地方議会の果たす役割と責任は一層重要なものとなってきている。議会に求められている役割と責任を十分に果たしていくため、議員定数、議員報酬、政務活動費などについて調査・研究を行うことを目的に特別委員会を設置する。

4、調査事項、1. 議員定数に関する事項、2. 議員報酬等に関する事項。

5、委員定数、9人。

以上です。

○議長（助川則夫君） お諮りをいたします。本件については9名の委員をもって構成する議員定数等調査特別委員会を設置することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件については、9名の委員をもって構成する議員定数等調査特別委員会を設置することに決定いたしました。

◎議員定数等調査特別委員会委員の選任について

○議長（助川則夫君） 日程第12、選任第4号 議員定数等調査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。設置されました議員定数等調査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、加藤直行議員、中崎政長議員、寺門 厚議員、小宅清史議員、綿引孝光議員、木野広宣議員、笹島 猛議員、石川利秋議員、木村静枝議員。

以上、9名を指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました9名の諸君を議員定数等調査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました議員定数等調査特別委員会に、委員会条例第9条第1項の規定により委員長及び副委員長を置くことになっておりますので、同条第2項の規定により委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時57分

再開 午後 3時57分

○議長（助川則夫君） 再開いたします。

議員定数等調査特別委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、事務局長よりご報告をいただきます。

事務局長。

○事務局長（城宝信保君） ご報告いたします。

議員定数等調査特別委員会委員長に、加藤直行議員。副委員長に、中崎政長議員が選出されました。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 議員定数等調査特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果は、ただいま事務局長の報告のとおりであります。

◎日程の追加

○議長（助川則夫君） お諮りいたします。議席の変更についてを日程に追加し、追加日程第8として議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、この際、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第8として議題とすることに決定いたしました。

◎議席の一部変更について

○議長（助川則夫君） 追加日程第8、議席の一部変更を議題といたします。

議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により議席の一部を変更いたします。変更した議席はお手元に配付の議席表のとおりでございます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、配付いたしました議席表のとおり、議席の一部を変更することに決定いたしました。

た。

◎散会の宣告

○議長（助川則夫君） 以上で本日の日程は全部終了しました。
本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時58分

平成26年第1回定例会

那珂市議会会議録

第2号（3月4日）

平成26年第1回那珂市議会定例会

議事日程(第2号)

平成26年3月4日(火曜日)

- 日程第 1 施政方針説明
- 日程第 2 報告第 1号 専決処分の報告について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)
- 議案第 2号 那珂市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第 3号 那珂市公園墓地条例の一部を改正する条例
- 議案第 4号 那珂市環境審議会条例の一部を改正する条例
- 議案第 5号 那珂市障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 6号 那珂市放課後学童保育対策事業条例の一部を改正する条例
- 議案第 7号 静峰ふるさと公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 8号 那珂市公共下水道条例の一部を改正する条例
- 議案第 9号 那珂市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 那珂市水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 那珂市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 那珂市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 那珂市公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第15号 那珂市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 那珂市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例
- 議案第17号 那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
- 議案第18号 那珂市安全な飲料水の確保に関する条例
- 議案第19号 那珂市消防長及び消防署長の資格を定める条例
- 議案第20号 平成25年度那珂市一般会計補正予算(第4号)
- 議案第21号 平成25年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)

- 議案第22号 平成25年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第23号 平成25年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第24号 平成25年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）
- 議案第25号 平成25年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第26号 平成26年度那珂市一般会計予算
- 議案第27号 平成26年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 議案第28号 平成26年度那珂市下水道事業特別会計予算
- 議案第29号 平成26年度那珂市公園墓地事業特別会計予算
- 議案第30号 平成26年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計予算
- 議案第31号 平成26年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 議案第32号 平成26年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第33号 平成26年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第34号 平成26年度那珂市水道事業会計予算
- 議案第35号 那珂町・瓜連町新市まちづくり計画の変更について
- 議案第36号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 議案第37号 市道路線の認定について
- 議案第38号 市道路線の廃止について
- 議案第39号 工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（22名）

1番	筒井かよ子君	2番	寺門厚君
3番	小宅清史君	4番	助川則夫君
5番	綿引孝光君	6番	木野広宣君
7番	古川洋一君	8番	中庭正一君
9番	萩谷俊行君	10番	勝村晃夫君
11番	中崎政長君	12番	笹島猛君
13番	君嶋寿男君	14番	武藤博光君
15番	遠藤実君	16番	福田耕四郎君

17番	須藤博君	18番	加藤直行君
19番	石川利秋君	20番	木村静枝君
21番	海野進君	22番	木内良平君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	松崎達人君
教育長	秋山和衛君	企画部長	山田行雄君
総務部長	宮本俊美君	市民生活部長	秋山悦男君
保健福祉部長	萩野谷康男君	産業部長	宮田俊三君
建設部長	小林正博君	上下水道部長	岡崎隆君
教育部長	檜山英夫君	消防長	根本榮君
会計管理者	柏村泉君	行財政改革推進室長	平山俊夫君
危機管理監	富田慶治君	総務部次長	川崎薫君

議会事務局職員

事務局長	城宝信保君	事務局次長	深谷忍君
次長補佐	渡辺莊一君	書記	二方尚美君
書記	萩谷将司君		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（助川則夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。欠席議員はございません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（助川則夫君） 議案等説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、本定例会の冒頭に報告したとおりであります。

出席者名簿を配付いたしましたので、ご了承願います。

本日の議事日程及び施政方針については、別紙のとおりお手元に配付いたしてあります。

◎議案第9号、議案第22号、議案第39号の一部訂正による差しかえの申し出

○議長（助川則夫君） ここで、本日の議事に入ります前に、執行部より、この後市長から上程されます議案第9号の条例改正、議案第22号の補正予算、議案第39号の契約締結の以上3件について、一部訂正による差しかえの申し出がありましたので、これを許します。

総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） それでは、議案の説明に入ります前に、議案の訂正がありますので説明をさせていただきます。なお、訂正したものにつきましては、お手元に配付させていただきました。大変申しわけありませんでした。

3点ございます。

1点目でございます。31ページ、議案第9号です。那珂市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例です。題名の次の行でございます。「那珂市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する」の次に、「条例」の2文字が入ります。

2点目でございます。140ページ、最後のページになります。議案第39号です。工事請負契約の締結についてでございます。この中の1、契約の目的の工事名が間違っております。「茨城消防救急デジタル無線及び高機能消防共同指令センター整備工事」に直ります。

3点目でございます。これは補正予算でございます。議案第22号、平成25年度那珂市下

水道事業特別会計補正予算（4号）でございます。この中の5ページ、第2表、繰越明許費の表に、事業名「那珂久慈流域下水道事業」、金額「19万5,000円」を追加いたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎施政方針説明

○議長（助川則夫君） 日程第1、市長から平成26年度施政方針について説明願います。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） おはようございます。

このたびの定例会におきましては、平成26年度当初予算についてご審議いただくことになっておりますので、まずはこの場で私の施政運営に臨む所信の一端を明らかにし、新年度に取り組む主要事業の主要施策の概要等について述べさせていただきたいと存じます。

お手元の平成26年度施政方針をごらん願います。

平成26年度那珂市一般会計を初め、各特別会計及び水道事業会計の当初予算のご審議をお願いするに当たり、施政運営の基本方針と新年度における主要な施策の概要を申し上げ、議員各位を初め市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本年は、私にとりまして、市長として1期4年の最終年という節目の年でございます。平成23年2月に市民の皆様から本市のかじ取りを託されて以来、昼夜を問わず、市民の安全・安心な生活を守ることを第一に考え、駆け抜けてきた3年間でございました。この間、私が提唱しております「一人ひとりが輝くまち 未来に夢が持てるまち 那珂市」の実現を目指し、職員とともに一丸となって各種施策の推進に取り組んでまいりましたが、これもひとえに、市民の皆様並びに市民の代表である議員各位のご理解とご協力のおかげであると、改めて感慨を深くする次第でございます。

現在の我が国の状況を見ると、政府による一連の経済政策により、株価の上昇や円安が誘導され、企業の業績や人々の消費動向が上向くなど、景気の回復に期待を抱かせる要素が出てきたところであります。しかしながら、労働賃金への反映の速度はいまだに鈍く、4月の消費税増税も控えており、本格的な景気回復の軌道を描くには、依然として厳しい状況が続いております。また、少子高齢化や地球温暖化等の環境問題、あるいは原子力発電所の再稼働の是非を初め、エネルギー施策をめぐる議論など、国はもとより我々地方自治体にとりましても、早急に取り組まなければならない課題が山積しております。

一方、市においては、平成25年度は、第1次総合計画後期基本計画の初年度であり、新たなまちづくりの指針として掲げた各種施策の推進に着手したところであります。また、平成26年度は、市制施行10周年の記念すべき年でもあります。これまでの歩みを総括するとと

もに、いま一度、郷土が生んだ先人たちの偉業に学び、改めて市の将来像を見据えてまいります。本市のまちづくりの基本理念である「協働のまちづくり」を根底に据えるとともに、東日本大震災の経験を踏まえながら、本市の未来を力強く、着実に築き上げていく決意であります。

そのためにも、私と職員がともに一丸となり、迅速に課題解決に取り組み、より高品質の行政サービスを市民の皆様提供することが、私に与えられた使命であると考えております。私は、市民の皆様の負託に応えるためにも、愛されるふるさと那珂市をつくるべく、いかなる困難な課題にも挑戦してまいり所存であります。

以上、市政運営の基本的な考え方について申し上げます。

次に、平成26年度当初予算の概要について申し上げます。

平成26年度那珂市予算は、歳入においては、収入の根幹となる市税が、国の経済対策等による景気回復の傾向から増額が見込まれる一方、国の地方財政対策により普通地方交付税及び財源対策の地方債の減額が見込まれることから、財政調整基金等からの繰入金により必要な財源の確保を図りました。

また、歳出においては、市民から特に要望の高い市道の改良・補修や、市街地の整備を初めとする社会基盤整備の外、平成25年度に引き続き、東日本大震災からの復興に向け、必要な事業への重点的な予算配分を行っております。しかしながら、その一方で、増加の著しい各種特別会計への繰出金や、高水準で推移する扶助費や公債費に加え、平成27年度からの普通地方交付税における合併算定替の縮減など、将来的にも厳しい財政状況が予測されます。それらを見据えた中で、歳入に見合った歳出の原則に立ち、事務事業の見直しを進め、財源の効果的・効率的な配分に努めた予算編成を行いました。

その結果、一般会計につきましては前年度比1.2%減の181億5,000万円、特別会計については国民健康保険特別会計（事業勘定）が前年度比2.8%増の57億3,400万円、下水道事業特別会計は前年度比6.2%減の23億3,000万円、公園墓地事業特別会計が前年度比7.7%減の1,200万円、農業集落排水整備事業特別会計が前年度比13.8%減の8億1,100万円、介護保険特別会計（保険事業勘定）が前年度比4.6%増の43億1,000万円、上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計が前年度比13.5%増の1億8,500万円、後期高齢者医療特別会計が前年度比9.1%増の5億1,400万円となりました。

水道事業会計については、収益的収入が前年度比6.3%増の11億8,774万円、収益的支出が前年度比3.5%増の11億3,664万円、資本的収入が前年度比26.9%増の1億1,565万9,000円、資本的支出が前年度比27.3%減の4億2,193万5,000円となりました。

次に、重点的に取り組む主要施策の概要につきまして、第1次那珂市総合計画に掲げる施策体系に沿って申し上げます。

第1章、市民との協働のまちづくりについてであります。

協働のまちづくりの推進につきましては、市民との協働体制の確立に向け、引き続き地区

まちづくり委員会、自治会及び市民活動団体の活動を支援するとともに、市民一人一人がまちづくりの主体であることを認識し、進んでまちづくりに参加できるよう、まちづくり養成講座や協働のまちづくり推進フォーラム等を通して、学習機会の提供や啓発を行ってまいります。

広報事業につきましては、市民の皆様に親しまれる広報紙を目指し、今後も市の話題や情報等について、読みやすくわかりやすい紙面づくりに努めてまいります。また、ホームページに加え、新たな情報発信ツールとして、フェイスブックやツイッター等のソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等を活用し、市の魅力度向上を図るため積極的に情報を発信してまいります。

広聴事業につきましては、開かれた市政の実現を目指し、市民相談室の窓口を始め、市民ボックスや提案メール等により、広く市民の意見・要望の聴取に努めてまいります。さらに、市の計画等の立案に当たりましては、引き続きパブリックコメントを実施する外、「市長と話そうふれあい座談会」を継続して実施し、市民の皆様との対話や意見交換を通して市民のニーズを把握し、市政運営に反映してまいります。

男女共同参画の推進につきましては、男女共同参画プラン後期実施計画に基づき、女性活動団体等と連携を図りながら、さまざまな取り組みを総合的かつ計画的に推進してまいります。

人権尊重の啓発につきましては、一人一人の人権が尊重される社会をつくるため、人権問題についての啓発・教育の推進に取り組んでまいります。本年度は、政府拉致問題対策本部及び県、市の共催による「拉致問題を考える国民の集い」を開催する外、平和を守る意識を醸成するためパネル展を開催するなど、広く市民に対して人権問題や平和維持について学び、考える機会を提供します。

続きまして第2章、安全で快適な住みよいまちづくりについてであります。

防災対策につきましては、自主防災組織が結成されていない自治会に対し、その必要性を十分に説明し、自主防災組織の結成促進を図ります。また、地域防災計画に基づき災害に強いまちづくりを推進するため、食料や飲料水等非常用食糧の備蓄を進めるとともに、情報伝達手段の適切な管理を図るなど、災害時における市民の安全確保に努めてまいります。

原子力の防災対策につきましては、市地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、防災体制の整備・充実に努めるとともに、市民に対して適切な情報提供を行ってまいります。また、東海第二原子力発電所の再稼働問題につきましては、国、県及び近隣市町村の動向を注視しながら、議会及び市民の意見を尊重し、判断してまいります。

木造住宅耐震化促進事業につきましては、那珂市耐震改修促進計画に基づき、旧耐震基準で建築された住宅（昭和56年5月31日以前着工の木造住宅）に対して、補強設計及び耐震改修工事に要する費用の補助を行い、耐震化の促進を図ってまいります。

消防行政につきましては、東消防署に備蓄倉庫を設置する外、西消防署においては電話設

備の改修工事を行い、消防防災拠点である消防施設の充実・強化を図ります。また、住宅用火災警報器の設置促進、査察指導においては、特定防火対象物における消防用設備等の設置・維持管理等のハード面の整備を進める外、消防訓練の実施や避難経路の維持管理等、ソフト面に対する指導の強化及び防火管理者の育成指導を行います。

救急業務につきましては、傷病者に対してより高度な救急救命処置の実施を可能にするため、救急救命士及び気管挿管認定救急救命士を各1名養成し、救命率の向上を図る外、救命講習会等の開催を推進し、応急手当の普及啓発に努めます。また平成28年6月からの消防救急無線のデジタル化にあわせ、広域化する消防救急業務に適切かつ迅速に対応するため、消防指令業務の共同運用と消防救急無線の共同整備を県内21消防本部で進めてまいります。

消防団につきましては、消防ポンプ自動車1台の更新整備を行う外、災害時における情報収集及び伝達の迅速化や、適切な対応を図るため消防団用デジタル無線を整備し、災害対応に万全を期します。

防犯対策につきましては、防犯灯設置の補助を行うことにより、地域の安全確保に努めてまいります。また、犯罪のない安全・安心のまちづくりへの取り組みとして、警察や防犯協会等と連系した防犯パトロールの充実を図り、地域と一体となった防犯活動を進めてまいります。

消費者行政につきましては、消費者を取り巻く環境がますます多様化、専門化していることから、消費者が安心して生活を送れるよう「消費生活センター」における相談業務を強化し、消費者トラブルに対応してまいります。また、消費者行政の取り組みを推進するため、今後も引き続き出前講座等による啓発活動を実施し、消費者被害の未然防止を図ってまいります。

交通安全対策につきましては、警察等関係機関との協力により、季節ごとに交通事故防止運動を展開し、高齢者、子供の事故や自転車事故等の防止に努めてまいります。また、飲酒運転や夜間の交通事故防止等の広報啓発活動を実施し、交通マナーの充実を図るとともに、高齢者や児童・生徒に重点を置いて交通安全教育を実施してまいります。

環境行政につきましては、第2次那珂市環境基本計画に基づき、自然と調和した豊かな環境の確保に向け、引き続き省エネルギー・再資源化の推進を図るとともに環境市民会議を開催するなど市民との協働による環境づくりに努めてまいります。

市道整備につきましては、生活道路としての利便性の向上と安全な交通環境の確保を図るため、緊急性と必要性を考慮しながら地域の要望を総合的に勘案し、継続的に道路の新設や改良、維持補修を実施し、舗装率の向上に努めてまいります。

また、生活に密着した市道等につきましては、住環境の改善と向上を図るとともに地域コミュニティ活動を推進するため、報償金制度を活用し市民との協働により除草等の管理作業を進めてまいります。

排水路整備事業につきましては、両宮排水路の全体整備計画区間の3分の2が完成しまし

たが、引き続き未整備となっている中間部につきましても年次計画に基づいて整備を実施し、大雨等による冠水被害を防止するため早期完成を目指し推進してまいります。なお、上流部の遊歩道整備につきまして、排水路の完成を受け既設の遊歩道と一体となった利用ができるよう進めてまいります。

都市計画道路菅谷市毛線（第3期、延長1,400メートル）及び上宿大木内線（延長440メートル）につきましては、引き続き計画的に整備を進めてまいります。

公共交通の推進につきましては、日常生活の移動手段に不便を来している地域住民の交通手段を確保するため、県・沿線市・事業者等と連携を図り、水郡線や路線バスの利用促進に向けた施策を推進してまいります。また、市が運用する「ひまわりバス」及び「ひまわりタクシー」につきましては、利用者のニーズを把握しながら利便性の向上に努めてまいります。

地籍調査事業につきましては、下江戸地区及び北酒出地区の成果の閲覧と認証の作業を行うとともに、南酒出地区1.01平方キロメートルの長狭物・一筆地の調査を実施してまいります。

市街地の整備につきましては、菅谷地区まちづくり事業において社会資本整備総合交付金を活用し、平成24年度から道路の整備を実施しています。下菅谷地区まちづくり事業においても、同交付金により、都市再生整備計画を変更し、第1期分として継続的に都市計画道路下菅谷停車場線や街区道路の整備を進めてまいります。

上菅谷駅前地区まちづくり事業につきましては、駅前の公衆トイレ改修工事を実施するとともに、上菅谷駅前地区土地区画整理事業についても事業完了に向けて推進してまいります。

上水道事業につきましては、安全かつ安定した水の供給を図るため、既存施設の適正な維持管理に努めてまいります。また下水道の復旧整備に伴う配水管移設工事を行うとともに、配水管の整備及び老朽管更新を引き続き実施してまいります。さらに、木崎浄水場更新事業につきましては、次年度施工予定施設の実施計画を行ってまいります。

公共下水道事業につきましては、下菅谷及び寄居地区の2地区は平成26年度事業完了を目指し進めてまいります。第1次整備優先地区のⅠ期地区で進めている菅谷東、額田、後台及び門部地区は引き続き污水管布設工事を進め、快適で衛生的な生活環境の整備に努めてまいります。また、Ⅱ期地区の菅谷東、額田、後台及び戸多地区につきましては平成25年度中に事業認可を取得し、調査設計に着手してまいります。

農業集落排水整備事業につきましては、鴻巣地区Ⅱ期地区の平成27年度事業完了を目指し、農村環境の早期改善を図るため管路布設工事を進めてまいります。また、酒出地区につきましては、調査設計委託及び処理場用地の取得等を進めてまいります。

合併処理浄化槽の設置につきましては、公共下水道事業農業集落排水整備事業の認可区域以外の区域において、引き続き補助を行ってまいります。

なお、水道料金及び下水道使用料につきましては、コンビニ収納を導入し、納付機会の拡充による市民サービスの向上を図ります。

続きまして、第3章、健やかで生きがいをもって暮らせるまちづくりについてであります。

地域福祉につきましては、那珂市地域福祉計画に基づき、社会福祉協議会や民生委員児童委員等の関係機関と連携を図り、ひとり暮らし高齢者やひとり親家庭等、要援護者の見守り体制を強化し、お互いを認め合う地域社会の構築を目指してまいります。

生活保護につきましては、生活保護制度に基づく保護費の適正化を進めるとともに、受給者の自立を促すため就労支援等に努めてまいります。

高齢者福祉につきましては、那珂市高齢者保健福祉計画に基づき、高齢者の自立支援と尊厳の保持を基本に、健康づくりや介護予防事業の効果的な実施、介護保険事業の円滑な運営等、高齢者の保健・福祉・介護施策について、総合的かつ計画的に取り組んでまいります。市内3圏域にある地域包括支援センターや市社会福祉協議会等の関係機関と緊密に連携を図り、高齢者が可能な限り、住みなれた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援してまいります。

障がい者福祉につきましては、那珂市障がい者プランに基づき、障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、支援を必要とする方に対して適切な障害福祉サービス等の提供に努めてまいります。

母子保健につきましては、乳児家庭訪問や、妊婦及び乳幼児の健康相談・健康診断の実施により育児不安の解消を進める外、定期予防接種の勧奨や、任意予防接種費の助成による感染症の蔓延と重篤化の防止等により、安心して出産・子育てできる体制づくりを進めてまいります。また、不妊治療費についても、県補助金の上乗せ助成を引き続き継続してまいります。

子育て支援につきましては、平成25年度に実施しましたニーズ調査をもとに、平成27年度から平成31年度までを計画期間とする那珂市子ども・子育て支援計画を策定してまいります。額田保育所の民営化につきましては、市、保護者及び移管先法人による三者協議会を設置し、円滑に引き継ぎを行ってまいります。

家庭児童相談室では、引き続き児童虐待や、母子家庭の自立等に関する相談の充実を図ってまいります。また、在宅の乳幼児に対する子育て支援のため、子育て支援センター「つぼみ」の機能を充実させるとともに、ファミリーサポートセンターの利用や地域との交流等、地域で子育てを支援する環境づくりを進めてまいります。

平成25年度に開設しましたこども発達相談センターにつきましては、多くの保護者の方にご利用いただいておりますが、今後とも相談支援体制を整え、利用を希望される方のニーズを十分に把握し、総合的な相談窓口として運営してまいります。

成人保健につきましては、病気を予防し、疾病の早期発見と早期治療のため、定期健診・がん検診等を進めてまいります。また、保健指導を実施し、生活習慣の改善に取り組むなど、健康づくりを進めてまいります。

続きまして、第4章、豊かな心と文化を育む教育のまちづくりについてであります。

学校教育につきましては、個性と創造性を育む学校教育の充実を図ることを目標に、児童生徒の基礎的・基本的な知識と技能の修得に努めるとともに、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成を図ってまいります。そのため、引き続き小・中学校へTT非常勤講師やALT、障害児学習指導員等を配置するとともに、中学校2年生及び3年生については、市独自に35人学級を実施し、きめ細かな指導をより充実させてまいります。また、教職員を対象とした教科・領域研修や特別支援教育研修、生徒指導研修等を実施し、教員の意識改革や指導力の向上に努めてまいります。

さらに、学校生活への悩みを持つ児童生徒及び保護者、教員の多様な教育相談に応じるため、教育支援センター機能を充実するとともに、心の教育相談員やスクールカウンセラー等による指導・支援を行ってまいります。

また、児童生徒の教育環境を充実させるため、小・中学校の適正規模化につきましては、那珂市小中学校適正規模化基本計画に基づき、推進学校区の地域の皆様と協議しながら早期の実現に努めます。また、さらなる教育効果の向上を目指して、平成27年度からの小中一貫教育の本格的実施に向けて取り組んでまいります。

幼児教育につきましては、那珂市幼稚園教育振興計画に基づき、特別支援教育の充実や預かり保育、就園奨励費等の支援を継続し、幼稚園教育の充実を努めてまいります。

学校施設につきましては、安全・安心で快適な教育環境づくりを推進するとともに、地域住民の災害時の緊急避難場所としても活用される屋内運動場や校舎について、耐震補強・大規模改修工事を進めてまいります。

中央公民館につきましては、市民の意向を反映した講座の充実や自主事業の積極的な展開等、多様化する市民ニーズに対応するとともに、各地区まちづくり委員会との連携を深め、地域における生涯学習活動を推進してまいります。

市立図書館につきましては、生涯学習の身近な拠点として、多くの市民が読書を生活の一部として取り入れ、文化的で生きがいのある暮らしができるよう読書環境の充実を努めてまいります。また、学校との連携を図り、子供たちの読書活動を支援してまいります。

スポーツの推進につきましては、那珂市スポーツ振興基本計画に基づき、生涯にわたるスポーツの推進・振興を図るとともに、市民による自主的な活動の場である総合型地域スポーツクラブ「ひまわりスポーツクラブ」を支援してまいります。また、那珂総合公園を活用して、水泳教室を初めとする各種スポーツ教育の充実を図り、市民の健康の維持・増進に努めてまいります。

青少年健全育成につきましては、家庭教育力の向上に努めるとともに、家庭・学校・地域の連携をより一層深め、子供たちが健やかに育つ環境づくりを推進してまいります。また、ふるさと教室における体験事業の充実により、小学生のふるさとを愛する心と社会性の涵養を図ってまいります。

歴史遺産・伝統文化につきましては、歴史民俗資料館を拠点として季節展や企画展を充実

するとともに、市史編さん事業を進めてまいります。また、市民との協働により、額田城跡の保存管理を初め、各種の歴史遺産の保存活動を進めてまいります。

国際交流につきましては、市国際交流協会と連携し、異なる文化や生活習慣を互いに理解し合える多文化共生の実現に努めるとともに、国際親善姉妹都市であるアメリカ合衆国オークリッジ市との交流を通して、国際的感覚を持ち、グローバル社会に対応できる人材を育成してまいります。

市民交流事業につきましては、友好都市である秋田県横手市との交流を通して、異なる風土や文化、生活習慣等に触れ、市民及び市民団体の友好関係が継続・発展できるよう交流活動を支援してまいります。

続きまして、第5章、活力があり賑わいのあるまちづくりについてであります。

農業農村整備事業につきましては、県営事業を有ヶ池地区、芳野地区において、引き続き実施してまいります。また県単ため池整備事業やかんがい排水事業により施設の更新を進めるとともに、大規模化農業に対応できるよう農地を集約するため、ほ場の再整備に取り組んでまいります。

農業振興につきましては、米の消費拡大や6次産業化の推進及び農産物のブランド化に取り組んでまいります。また、農業経営の改善を図るため、営農指導者による営農相談や営農指導を行い、新たな作物の導入及び干し芋生産・加工の普及促進を図るとともに、認定農業者等の担い手の確保・育成と中小農家に対する支援を実施してまいります。さらに、新規就農者を対象とした栽培講習会等をJAひたちなかや農業改良普及センター等の関係機関と連携して開催してまいります。

遊休農地の対策につきましては、遊休農地解消対策事業、耕作放棄地再生利用事業や農地利用集積事業を活用し、農業委員会等の関係機関と協力して耕作放棄地の解消に向け取り組んでまいります。

商工業の振興につきましては、平成25年度に策定しました那珂市商工業振興計画に基づき、商工業の活性化に向けて取り組むとともに、自治・振興金融制度による事業資金の融資支援及び雇用対策として就職活動の支援を行ってまいります。

企業誘致につきましては、製造業に限らず多様な業種についての誘致の可能性を探るとともに、県や関係機関等との連携や情報収集に努めてまいります。また、引き続き固定資産税の優遇や緑地面積率の緩和の措置により積極的な誘致活動に取り組むとともに、既存企業の支援を行ってまいります。

観光振興につきましては、那珂市観光振興計画に基づき、市の歴史、文化、自然、人等の地域資源を生かし、観光客の誘致を図ります。また観光と商業・農業等の地域産業が連携する仕組みをつくることにより、地域経済の活性化を図る外、市観光協会初め関係機関と連携し、市の魅力や情報を積極的に発信して市のイメージアップに努めてまいります。

最後に、第6章、行財政運営の効率化による自立したまちづくりについてであります。

行財政改革につきましては、新たに策定しました第3次那珂市行財政改革大綱に基づき、計画的かつ積極的に取り組んでまいります。

基幹業務システムにつきましては、共同で自治体クラウドに移行することで経費削減を図るとともに、堅牢なデータセンターを利用することで災害時の業務継続を確保するなど、行政サービスの一層の向上と効率的な運営に努めてまいります。また、社会保障・税番号制度につきましては、庁内の連携体制の強化を図り、システムの改修等円滑な導入を進めてまいります。

職員研修につきましては、那珂市人材育成基本方針に基づき、それぞれの役職階層において求められる知識や能力を養成するとともに、政策形成能力や行政経営能力、危機管理能力等の専門的能力の育成を行い、職員一人一人の意識改革と資質の向上に努めてまいります。

人事評価制度につきましては、管理職を対象とした試行を3年間行ってまいりましたが、今後はこれを一般職に拡大するための研修を実施しながら、さらなる制度構築を進めてまいります。

職員数につきましては、今後の定年退職者の再任用の状況等を勘案しながら、将来的に各年齢層の偏りが生じないように、新規採用者の計画的採用を進め、適正な定員管理を行ってまいります。

市税等の納付につきましては、平成24年度から導入しましたコンビニ収納において、順調に利用件数がふえているところであり、引き続き納税機会の拡充により、市民サービスと収納率の向上を図ってまいります。

窓口業務の日曜開庁につきましては、市民生活の利便性の確保と市民顧客主義の観点に基づき、平成23年9月から実施しております。2年半が経過し、市民にも浸透しつつある中、今後もさらなる利便性の向上に向け、検討・改善を加えながら継続してまいります。

事務権限の移譲につきましては、今後も国・県から一層の移譲が進められることが予想され、これらに対応するための組織体制を整備し、地域主権の趣旨を踏まえて自立したまちづくりを推進してまいります。

以上、平成26年度の市政運営に当たっての基本的な考え方と主要施策の概要について申し上げます。地方自治体を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあります。那珂市の発展をさらに確実なものとし、輝ける未来を創造するため、さきに述べた各種施策を一つ一つ確実に推進しながら、市民生活において真の豊かさが実感できるよう全力を挙げて取り組んでまいります。

ここに、議員各位を初め市民の皆様の一層のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

平成26年3月3日、那珂市長。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（助川則夫君） 暫時休憩をいたします。再開を10時55分といたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時55分

○議長（助川則夫君） 再開をいたします。

◎報告第1号～議案第39号の一括上程、説明

○議長（助川則夫君） 日程第2、報告第1号から議案第39号まで、以上39件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 引き続き、議案等の概要についてご説明を申し上げます。

今定例会に提出しました事案のうち、「報告」が1件、議案として「条例の一部改正」が14件、「条例の廃止」が1件、「新規条例の制定」が3件、「平成25年度各種会計補正予算」が6件、「平成26年度各種会計予算」が9件、及び「その他」が5件の、計39件でございます。

続きまして、それぞれの概要についてご説明いたします。

初めに、報告の案件でございます。議案書の1ページをお開きください。

報告第1号 専決処分報告について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）。

報告理由・概要につきましては、平成25年5月26日に下江戸地内で発生した倒木によるトラック2台の損傷事故、10月8日に菅谷地内で発生した市道の穴ぼこによるホイール損傷事故及び同じく10月8日に北酒出地内で発生した市道脇の段差によるタイヤ及びホイールの損傷事故の3件について、いずれも賠償額の決定及び和解について専決処分したので、議会に報告するものでございます。

続いて、議案の1、条例の一部改正についてご説明をいたします。

議案書の5ページからごらんください。

議案第2号 那珂市手数料条例の一部を改正する条例。

那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に規定していた許可申請手数料を、那珂市手数料条例の中に新たに規定するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第3号 那珂市公園墓地条例の一部を改正する条例。

消費税法等の一部改正に伴い、消費税率が平成26年4月1日に8%となることから、現行の消費税率5%で計算された墓地管理料及び公園墓地使用許可証の再交付手数料の改定を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第4号 那珂市環境審議会条例の一部を改正する条例。

諮問機関等への議員参画の見直しにより、那珂市環境審議会委員から市議会議員を除き、委員定数を20人以内から16人以内に改めるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第5号 那珂市障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、障害程度区分については障害の程度ではなく、標準的な支援の必要の度合いを示す区分としたことにより、「障害程度区分」を「障害支援区分」に名称を改めるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第6号 那珂市放課後学童保育対策事業条例の一部を改正する条例。

芳野学童保育所の新築移転に伴い、芳野学童保育所の位置を那珂市飯田318番地の1から那珂市飯田4003番地3に変更し、また戸多学童保育所の廃止に伴い、戸多学童保育所を削除するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第7号 静峰ふるさと公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

余暇活用施設「しどりの湯保養センター」の廃止に伴い、静峰ふるさと公園のグラウンド・ゴルフ場を利用する者で、余暇活用施設「しどりの湯保養センター」を利用する者への利用料金の減額規定を削るため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第8号 那珂市公共下水道条例の一部を改正する条例。

消費税法等の一部改正に伴い、消費税率が平成26年4月1日に8%となることから、現行の消費税率5%で計算された施設の使用料の料金表を改正する外、文言の整理のため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第9号 那珂市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

消費税法等の一部改正に伴い、消費税率が平成26年4月1日に8%となることから、現行の消費税率5%で計算された施設の使用料の料金表を改正する外、文言の整理のため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第10号 那珂市水道事業給水条例の一部を改正する条例。

茨城県安全な飲料水の確保に関する条例の一部改正に伴い、市内に設置される貯水槽水道の管理、届出、監督等について明確に定める必要があるため、また、指定給水装置工事事業者標証板の交付を取りやめるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第11号 那珂市学校給食センターの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例。

諮問機関等への議員参画の見直しにより、那珂市立学校給食センター運営委員会の委員か

ら市議会議員を除き、委員構成の見直しを行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第12号 那珂市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例。

地方分権第3次一括法による社会教育法の一部改正により、同法第15条第2項で定める委員構成の条項が削除されたことに伴い、本条例の引用規定を削除するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第13号 那珂市公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例。

本条例で定める運営審議会委員で「各地区まちづくり委員会から推薦された者」の任期2年と、地区まちづくり委員会役員の任期2年の期間に1年間のずれが生じているため、平成26年4月に委嘱する運営審議会委員の任期を平成27年3月までの1年間としてこれを整合させるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第14号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市青少年問題協議会設置条例の廃止に伴い、本条例別表から青少年問題協議会の委員及び専門委員の部を削除するものです。また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、障害程度区分については、障害の程度（重さ）ではなく標準的な支援の必要の度合いを示す区分としたことにより、「障害程度区分認定審査会の委員」を「障害支援区分認定審査会の委員」に名称を改めるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第15号 那珂市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例。

消費税の税率の引き上げにより、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が4月1日から施行されることに伴い、増額改定が必要となる危険物手数料25件の改定及び字句の整理を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、条例の廃止についてご説明いたします。

議案書の87ページをごらんください。

議案第16号 那珂市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例。

市の青少年の指導、育成、保護等に関する諸施策については、青少年育成那珂市民会議がその役割を担っており、青少年にかかわる問題等については関係団体、機関等と協議や情報交換が行われていますが、青少年問題協議会と所掌事項が重複していることから、青少年育成市民会議に青少年健全育成に関する取り組みを一元化し、機能の充実を図るため、青少年問題協議会を廃止するものでございます。

続きまして、新規条例の制定についてご説明をいたします。

議案書の89ページからごらんください。

議案第17号 那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例。

適正な土砂等の埋立ての推進を図るため、土地の埋立て等の取り扱いを明確化並びに開発

行為等の外の法令の規定する許可等の処分があった土地の埋立て等の規制を強化するため、条例の全部を改正し、新たに制定するものでございます。

議案第18号 那珂市安全な飲料水の確保に関する条例。

地方分権第2次一括法により水道法の一部が改正され、飲用に供する井戸等及び水道法等の規制対象とならない水道の衛生対策について、茨城県から市に権限移譲されるため、条例を制定するものでございます。

議案第19号 那珂市消防長及び消防署長の資格を定める条例。

地方分権第3次一括法の制定に基づいて消防組織法が一部改正されることに伴い、市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令が公布され、当該政令の基準を参酌して定めることとなったことから、本市の消防長及び消防署長の資格基準を定めるため、本条例を制定するものでございます。

続きまして、平成25年度各種会計の補正予算についてご説明をいたします。

議案第20号 平成25年度那珂市一般会計補正予算（第4号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ1億2,053万1,000円を減額し、189億4,046万6,000円とするものでございます。

歳出については、各事業における契約、所要額の確定等により事業費の減額補正が主な内容です。また、増額補正をする主な事業は、総務費については、基金積み立て事業において、財政調整基金等に積み立てをするものです。教育費については、国の大型補正により、菅谷西小学校校舎耐震補強事業、菅谷小学校屋内運動場大規模改造事業及び五台小学校屋内運動場大規模改造事業において、委託料及び工事請負費をそれぞれ計上するものでございます。

歳入については、歳出補正予算との関連において、市税、利子割交付金、配当割交付金、地方交付税、国庫支出金、寄附金及び諸収入をそれぞれ増額し、地方譲与税、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、県支出金、繰入金、市債等をそれぞれ減額するものでございます。

繰越明許費では、民間保育園建設費補助事業外10事業において、各事業諸般の理由により、事業費の一部を翌年度に繰り越すものでございます。

議案第21号 平成25年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ3,174万1,000円を減額し、58億6,130万9,000円とするものでございます。

歳出の主な内容は、基金積立金において、支払準備基金への積立金を増額し、また、共同事業拠出金の高額医療費共同事業医療費拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金において、国保連合会等へ拠出する負担金をそれぞれ減額するものでございます。

歳入については、繰越金を増額する一方、歳出補正予算との関連において、国民健康保険税、国庫支出金、県支出金、共同事業交付金及び繰入金をそれぞれ減額するものでございます。

議案第22号 平成25年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第4号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ1,137万1,000円を減額し、29億197万4,000円とするものです。

歳出の主な内容は、総務費において、下水道事業基金に積み立てをする基金積み立て事業等を増額し、また、公債費において、流域下水道事業債における起債償還元金、利子等を、下水道建設費において、公共下水道整備事業における委託料等をそれぞれ減額するものでございます。

歳入については、歳出補正予算との関連において、分担金及び負担金、国庫支出金、繰越金及び諸収入をそれぞれ増額し、また、使用料及び手数料、県支出金、繰入金、市債をそれぞれ減額するものです。

繰越明許費では、公共下水道整備事業において、関係機関との協議、調整に日数を要したことから、委託料、工事請負費、補償補填及び賠償金の一部を翌年度に繰り越すものでございます。

議案第23号 平成25年度那珂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ5,540万9,000円を減額し、9億8,420万9,000円とするものでございます。

歳出の主な内容は、総務費において、消費税額の確定により一般管理事務費等を、農業集落排水事業において、委託料及び工事請負費をそれぞれ減額するものでございます。

歳入については、歳出補正予算との関連において、分担金及び負担金、繰入金、繰越金、諸収入を増額し、国庫支出金、県支出金、市債をそれぞれ減額するものでございます。

繰越明許費では、農業集落排水整備事業及び単独災害復旧事業において、関係機関との協議、調整に日数を要したことから、工事請負費、補償補填及び賠償金の一部を翌年度に繰り越すものでございます。

議案第24号 平成25年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）。

予算総額から、歳入歳出それぞれ9,186万1,000円を減額し、40億6,643万3,000円とするものでございます。

歳出の主な内容は、保険給付費において、居宅介護・予防サービス給付費及び施設介護サービス給付費の負担金を減額するものでございます。

歳入については、歳出補正予算との関連において、保険料及び繰越金を増額し、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金をそれぞれ減額するものでございます。

議案第25号 平成25年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）。

予算総額から、歳入歳出それぞれ600万円を減額し、1億5,700万円とするものでございます。

歳出の主な内容は、区画整理事業費において、事業の進捗により委託料、工事請負費を減

額するものでございます。

歳入については、繰越金を増額する一方、歳出補正予算との関連において、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

繰越明許費では、区画整理事業費において、家屋の移転等に不測の日数を要したことから、補償補填及び賠償金の一部を翌年度に繰り越すものでございます。

続きまして、平成26年度の各種会計予算についてご説明を申し上げます。

議案第26号 平成26年度那珂市一般会計予算。

平成26年度那珂市一般会計予算を地方自治法の規定に基づき提出するものでございます。

歳入歳出の予算総額は、歳入歳出それぞれ181億5,000万円で、前年度比1.2%の減となっております。

議案第27号 平成26年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算。

平成26年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算を、地方自治法の規定に基づき提出するものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ57億3,400万円で、前年度比2.8%の増となっております。

議案第28号 平成26年度那珂市下水道事業特別会計予算。

平成26年度那珂市下水道事業特別会計予算を、地方自治法の規定に基づき提出をするものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23億3,000万円で、前年度比6.2%の減となっております。

議案第29号 平成26年度那珂市公園墓地事業特別会計予算。

平成26年度那珂市公園墓地事業特別会計予算を、地方自治法の規定に基づき提出するものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,200万円で、前年度比7.7%の減となっております。

議案第30号 平成26年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計予算。

平成26年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計予算を、地方自治法の規定に基づき提出するものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億1,100万円で、前年度比13.8%の減となっております。

議案第31号 平成26年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算。

平成26年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算を、地方自治法の規定に基づき提出するものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43億1,000万円で、前年度比4.6%の増となっております。

議案第32号 平成26年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計予算。

平成26年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計予算を地方自治法の規定に基づき提出するものでございます。

歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,500万円で、前年度比13.5%の増となっております。

議案第33号 平成26年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算。

平成26年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算を、地方自治法の規定に基づき提出するものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億1,400万円で、前年度比9.1%の増となっております。

議案第34号 平成26年度那珂市水道事業会計予算。

平成26年度那珂市水道事業会計予算を、地方公営企業法の規定に基づき提出するものでございます。

続きまして、その他の議案についてご説明を申し上げます。

議案書の110ページからごらんいただきたいと思います。

議案第35号 那珂町・瓜連町新市まちづくり計画の変更について。

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部改正に伴い、合併特例債を財源とすることができる期間が10年間延長されたことにより、市の一体性の確保や均衡ある発展に資する主要事業を着実に実施するため、那珂町・瓜連町新市まちづくり計画の変更を行うものでございます。

議案第36号 公の施設の広域利用に関する協議について。

公の施設の広域利用に関する協定について、広域対象となる施設の削除に伴い、協定書を再度締結する必要が生じたため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第37号 市道路線の認定について。

菅谷地内11路線、額田南郷地内1路線及び中里地内1路線について、道路法の規定により議会の議決を経て市道路線として認定するものでございます。

議案第38号 市道路線の廃止について。

菅谷地内2路線及び中里地内1路線について、道路法の規定により議会の議決を経て市道路線の廃止を行うものでございます。

議案第39号 工事請負契約の締結について。

消防救急無線及び消防指令に関する事務を共同して管理、執行することにより、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、住民の生命、身体及び財産を保護する任務を全うするため、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会が設置され、茨城消防救急デジタル無線及び高機能消防共同指令センターを整備することから、工事に係る請負契約を締結するものでございます。

以上、提出いたしました議案等の概要でございます。議員の皆様には何とぞ慎重なるご審議をいただきますようお願いを申し上げます。よろしくをお願い申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（助川則夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

散会 午前11時25分

平成26年第1回定例会

那珂市議会会議録

第3号（3月6日）

平成26年第1回那珂市議会定例会

議事日程(第3号)

平成26年3月6日(木曜日)

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(22名)

1番	筒井かよ子君	2番	寺門厚君
3番	小宅清史君	4番	助川則夫君
5番	綿引孝光君	6番	木野広宣君
7番	古川洋一君	8番	中庭正一君
9番	萩谷俊行君	10番	勝村晃夫君
11番	中崎政長君	12番	笹島猛君
13番	君嶋寿男君	14番	武藤博光君
15番	遠藤実君	16番	福田耕四郎君
17番	須藤博君	18番	加藤直行君
19番	石川利秋君	20番	木村静枝君
21番	海野進君	22番	木内良平君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	松崎達人君
教育長	秋山和衛君	企画部長	山田行雄君
総務部長	宮本俊美君	市民生活部長	秋山悦男君
保健福祉部長	萩野谷康男君	産業部長	宮田俊三君
建設部長	小林正博君	上下水道部長	岡崎隆君
教育部長	檜山英夫君	消防長	根本榮君
会計管理者	柏村泉君	行財政改革推進室長	平山俊夫君
危機管理監	富田慶治君	総務部次長	川崎薫君

議会議務局職員

事務局長	城宝信保君	事務局次長	深谷忍君
次長補佐	渡辺莊一君	書記	二方尚美君
書記	萩谷将司君		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（助川則夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。欠席議員はございません。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（助川則夫君） 議案等説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、本定例会の冒頭に報告したとおりであります。

なお、出席者名簿については、2日目に配付したとおりですので、ご了承ください。
本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付いたしております。

◎一般質問

○議長（助川則夫君） 日程第1、一般質問を行います。

質問事項については、お手元に配付のとおりであります。

質問者の質問時間は1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

また、関連質問は認めません。

これより順次発言を許します。

◇ 木 村 静 枝 君

○議長（助川則夫君） 通告1番、木村静枝議員。

質問事項 1. 地域交通について。

木村静枝議員、登壇願います。

木村議員。

〔20番 木村静枝君 登壇〕

○20番（木村静枝君） 日本共産党、木村静枝でございます。

通告に従って一般質問をいたします。

今回は1つの項目ですので、ゆっくりと十分にしたいと思います。トップで発言するのは久しぶりですので、大変緊張しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問をいたします。

昨年从那珂市でもデマンドタクシー事業が行われております。デマンドというのは要求に応じてということですから、要求に応じてそのうちまでタクシーが迎えに来るということで、住民にとっては大変使い勝手のよい便利な制度ができた、私も喜んでおります。早くから、いどこへ申し込めばいいのとか、そういう電話が私のところにもありました。そのデマンドタクシーができてから1年がたちます。その実施状況についてお尋ねするわけですが、まず初めに、デマンドタクシーの利用の登録者数と利用状況についてお伺いいたします。まず、登録者数と利用者数についてお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（山田行雄君） お答えいたします。

昨年4月より実証運行を開始しましたひまわりタクシーですが、本年1月末現在までの状況ですが、登録者数1,395人、利用者数、延べでございますが9,072人となっております。

1日約50人の方に利用していただいております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 大変多くの方が利用されているということで、これは本当に住民が要求していたものだというふうに思われます。私のところにある地方の方から、薬をもらいに行くのにデマンドタクシーを利用したら、待っていてもらえないので困るんだと。タクシーを頼むと、その人のうちからは往復5,000円かかる。年金生活者で1回の薬とりが5,000円取られるのはつらい、何とかならないかと、こういうような声が寄せられました。市でもこういう声が届けられていると思いますが、実施してみて、そのような声が感じられたことがありましたらお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（山田行雄君） お答えいたします。

利用者からの主な不満、要望につきましては、1つ目としまして、土日も運行してほしい、2つ目としまして、もっと遅くまで運行してほしい、3つ目としまして、乗降場所をふやしてほしい、4つ目としまして、市外にも運行してほしい、5つ目としまして、目的地などで用事が済むまで待ってほしいなどの声が寄せられております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） こういう要求を実現するには、業務用のタクシーを頼むのが一番だと思いますね。なかなか行政ではここまで手が届かないかなとは思いますが、やはり所得が少なくなっている段階では、タクシーも思うままにいかない。こういう要求を今後ど

うしていったらいいかという悩みが行政側にもありますし、住民側にもあるわけです。

デマンドタクシーの予算を見ますと、本年度、26年度も約2,000万円の予算がついています。これは25年度、26年度の2年間の国庫補助ということですが、2年間で終わる、とこの国庫補助がなくなるということですが、このデマンドタクシーは、今後どうしていくのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（山田行雄君） 議員おっしゃるとおり、国庫補助金、社会資本整備総合交付金とあります、これを受けまして、実証運行は平成26年度までの2年間で終了いたしますが、デマンドタクシーの利用は順調でありまして、市民からも好評を得ているので、27年度以降も継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） ぜひ、国庫補助が切れたからといって、せっかくいい制度をなくさないで、これを続けていってほしいというふうに思います。

それから、今度、水戸常陸太田間の路線バスが廃止になります。その対応策について伺います。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（山田行雄君） お答えいたします。

議員が心配されていらっしゃるのとおり、今年3月をもちまして太田街道を運行する水戸常陸太田間の路線バスが廃止になります。利用者の皆様にとりましては大変不便を来すこととなりますが、市といたしましては、市外への移動はJR水郡線を利用させていただきたいと思っております。また、市内の移動はデマンド交通ひまわりタクシーをご利用いただき、さらにはJR水郡線に乗りかえるなどをお願いいたします。

なお、中台地域の方々につきましては、現在、スクールバス機能を持つバス路線としまして、水戸と水農、那珂高校とを結ぶ木の倉線が運行していることから、この路線を生活交通として利用できるよう茨城交通へ要望しているところでございます。

また、体の不自由な方などにつきましては、福祉タクシー利用助成券の利用や福祉有償運送を活用することにより、移動手段を確保していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） この常陸太田と水戸の間のバスの利用者数は本当に少なくなって、私なんかも通勤帯のときに乗っているのかなと思って見ますと、本当に1人も乗っていないというような状況で、これでは続けていってほしいという要求もできないなということで見えておりました。しかし、このバスを利用している方も何人かおられたかと思えます。どのぐらいおられたか、それまで。わかりましたらお願いします。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（山田行雄君） お答えいたします。

水戸～常陸太田線の利用者につきましては年々減少しております、平成18年の年間利用者が9万5,000人を数えたものが、平成24年には年間3万人と3分の1を下回っております。那珂市だけに限ってみますと、現在は1日4往復で40人程度の利用にとどまっているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 1往復で10人、片道で5人ということ。平均ですから、本当に少ない人数ということでございます。

しかし、これから日本は急速な少子高齢化社会を迎えることとなります。その中で膨大な移動制約者が発生すると予想されます。これらの人たちの交通権を保障することが、今後大きな課題となります。国及び自治体は、国民、住民が自由で安心・安全に移動できる権利である交通権を基本的人権として保障する責務を負っています。交通権とは国民の移動する権利です。

そこで提案をいたします。

そこに住む人たちが元気に生き生きと暮らせるように、地域交通整備計画をつくってはどうか。活発化してきている自治組織等で地域住民、公共交通運行事業者、自治体などが集まって、その地域にどんな交通弱者がいらっしゃるか、きちんと把握をし、協議をして、その地域交通計画を立てると。地域の方たちはなかなか優秀な方がおられて、またいろいろな技能を持った方がおられます。そういうことを発掘することは、那珂市にとって非常に有益だと思います。

先日、私、一の関という地域に住んでおりますけれども、その役員さんから、一の関自治会防災防犯マップというのを一部いただいたんです。こういう、ちょっと皆さんからは細かくて見づらいですけども、実によくできているんですね。一の関自治会防災防犯マップ、23項目についてぎっしりと書かれております。例えば、消火栓がどこにあるか△で、防火水槽、井戸、ポンプ、それから防災倉庫、防犯灯、街灯、井戸、公衆電話、駐車場、子ども110番の家、自治会会長宅、自治会役員宅、AEDの設置場所、家屋、班境界、班名、この班名などは、私らも、24班あるということですけども、どこにどういう班があるのかさっぱりわかりませんでしたけれども、これで大変よくわかりました。それから空き家、危険な箇所、一時避難場所になり得るところ、狭い道、それからブロック、石塀などあり注意、それから過去に犯罪があった、また不審者を見つけたという場所、草が茂っていて火災等の危険あり、それから自治会境界、自治会境界もどこがどこまでかさっぱりわかりませんでした、これを見ると、本当によくわかります。

それから、この辺不法投棄が多いとか、この辺は昼間でも暗いとか、事故が多いとか、本

当に事細かくきちんと書いてあって、すばらしいなど。これを見れば本当に何でも一の関のことはわかる。これは俺がつくったんだよということで役員さんがつくったものなんですね。大変よくできています。こういうことが各地域でできていれば、交通弱者がどこにいて、ひとり暮らしの人がいて、それから、そのほかに空き家がどこか書いてありますから、すぐ対応ができると思います。

さらに、交通でしたらば、やはりこの人は昼間うちにおいて、何かのときにはちょっと足になれるよと、車を出せるよとか、それから、この人はいつもここの場所へ通っているから、ついでに乗せていってあげるよとか、そういうこともこれから可能になってくる。すると、市の予算が少なくてもできるのではないかと思います、こういうことがね。

ですから、ぜひ、この自治組織などで地域交通についてテーマを設け、市がコーディネーターになって、そして地域交通の計画、そういうものを立ててはどうかと思いますけれども、市長、この点についてはいかがでしょうか。お願いします。

○議長（助川則夫君） 海野市長。

○市長（海野 徹君） いわゆる地域でやるというのは、日立市で、ちょっと地名は忘れたんですけれども、やっぱり地域が交通弱者を救済するというで運用している事例があります。ですから、やっぱりそういった交通弱者を救済するのは地域でやるというのが必要なことだと思います。

それから、私、市街区域じゃなくて、私たちの調整区域のほうに来ると、やっぱりお互いに助け合う、例えば買い物に行くときに、手のあいている人がお年寄りの方を乗せていくということは、これ恒常的に行われておりますので、そういったいいところを引き出しながら、やっぱり地域で交通弱者を救済していくということは大変大切なことだと思っています。ですから、そういったことを今一の関自治会でおやりになられるということは本当にすばらしいことだと思いますので、会議を設けるというんじゃなくて、各自治会でそういったものを検討していただいて、行政としてお手伝いできるものがあればお手伝いしていくという形でやっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） この点について、政策企画課のほうはどのようにされているかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（山田行雄君） お答えいたします。

市におきましては、平成20年10月に公共交通事業者やまちづくり協議会の方で構成される那珂市地域公共交通会議で検討をいただきまして、那珂市地域公共交通連携計画を策定しております。この計画に基づきまして、市内の移動を確保する交通システムとして、より利便性の高いデマンド交通を新たに導入したところでございます。

議員おっしゃるとおり、地域の皆様がそれぞれの地域の実情を踏まえまして、地域の交通弱者の交通手段をどう確保していくか、さまざまな角度から検証をしていただくことは大切なことだと思いますので、地域の中で話し合いをしていただき、行政として何ができるのかを考えていきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 合併もちょうど10年を過ぎて、地方交付税も1年で那珂市も1億円ずつ少なくなるというような中で、いかに住民のニーズに応えていく行政をつくるかということは、本当に皆さんのお知恵がこれから求められてくるときだと思ひます。余り予算もかけずに、本当に住みよい、安心して住み続けられる那珂市にするために、ぜひ皆さんのご努力、ご協力をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告1番、木村静枝議員の質問を終わります。

◇ 中 崎 政 長 君

○議長（助川則夫君） 続きまして、通告2番、中崎政長議員。

質問事項 1. 女性管理職について。 2. 市発注公共事業について。

中崎政長議員、登壇願ひます。

中崎議員。

〔11番 中崎政長君 登壇〕

○11番（中崎政長君） 議席番号11番、中崎政長でございます。

通告に従ひまして一般質問を行います。

今回の質問は、前回、同僚議員木村議員が女性の立場から同じ質問をしておりますが、男性の立場から、女性管理職についてご質問をいたします。

昭和47年7月1日、男女雇用機会均等法が施行されました。この法律の概説は、法のもとの平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図ることを目的としております。

また、性別を理由とする差別の禁止、事業主は労働者の募集、採用、配置、昇進、降格等、性別を理由として差別的取り扱いをしてはならないとあります。

そこで質問でございます。

市職員の割合に占める目標規定、設定等はあるのか。

また、現在、女性管理職は何名いるのか質問いたします。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答え申し上げます。

女性管理職の割合につきましては、審議会委員等の女性委員登用の設定目標とは異なりまして、特に目標は設定してございません。現在の女性管理職の割合でございますが、消防職を除く一般職におきまして、管理職131名中22名が女性でございます。割合にしますと16.8%となっております。ここ5年ぐらいの推移で見ますと、毎年1ポイント程度比率は上昇しております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 中崎議員。

○11番（中崎政長君） 管理職の割合が約17%、これは幼稚園の園長先生あるいは保育所の所長なんかも含まれるかと思えます。

毎年1%ずつ女性管理職がふえても、例えば50%になるのには、あと33年ぐらいかかるわけでございます。非常にゆったりしたペースかなと思えます。

また、その女性管理職になるための昇進の規定、いろいろな研修、県への出向等を行っていますが、こういった規定等はあるのかお尋ねをいたします。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えします。

明確な昇進の規定はございませんが、管理職として必要な能力を兼ね備えた職員を順次登用しております。管理職も課長補佐、課長、部長と昇格するにつれまして、経営管理能力や政策調整能力などにより高度な能力が求められてまいります。そうした実務能力を総合的に勘案しまして、現在、昇格や職員配置を行っているところでございます。

女性の登用につきましても同様の判断基準で行っておりますが、年々、女性の職員数、管理職員数とも増加傾向にありますので、今後は、部課長級にも女性の登用がふえてくるものと思っております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 中崎議員。

○11番（中崎政長君） 経営管理能力、政策調整能力など高度な能力が求められるという答弁でありました。もちろん女性職員の方の中にも、高い競争倍率を生き抜いてこの市役所に入っているわけですから、優秀な職員がいると思えますし、何年間も職務に精通しているわけです。その経験もあるわけです。また、課長あるいは部長のポストがその人間を育てていく、そのポストにふさわしい人材になっていくと、そういうふうに思われますので、とにかく1人でも多くの女性管理職が生まれ、また育てることを期待して、願っております。

続いて、小中学校の教職員でありますけれども、那珂市の小中学校における女性管理職の目標とか設定値はやはりあるのか。

茨城県においての管理職の割合、当市においての割合はどういうふうになっているのかお尋ねをいたします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（檜山英夫君） お答えいたします。

小中学校の教職員につきましては、茨城県の人事異動より配置されているところでございます。

なお、女性管理職の登用について、茨城県教育庁義務教育課に確認いたしましたところ、目標値の設定はしていないとのことでした。

女性管理職の現状につきましては、平成25年度の茨城県におけます女性管理職の割合は、小学校の女性校長16.7%、女性の教頭が18.2%で、中学校では女性校長が8.3%、女性の教頭が6.8%となっております。

那珂市では、平成25年5月1日現在の小中学校教職員数が283名で、このうち男性教職員数が132名、女性教職員数は151名となっております。

那珂市の女性管理職の現状でございますが、小学校に校長が1名、教頭が4名、中学校に校長が1名配置されているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 中崎議員。

○11番（中崎政長君） 那珂市の教員数が283名いるわけですけれども、そのうち半数以上、151名が女性の教員でございます。しかしながら、小学校長が1名、中学校長が1名、教頭先生が4名、那珂市には中学校が5校、小学校が11か所と、現在のところ思いますが、やっぱり女性教員の占める割合からすると非常に管理職が少ないのではないかと、そういうふうな感じを持たざるを得ません。

そこで、教育長にお尋ねをいたします。

管理職になるのにはいろんな条件、あるいは推薦等あると思いますけれども、その前段として、まず内地留学の場合でありますけれども、教員がその日々の仕事のほかに論文を作成し県へ提出して、内地留学に応募したり、また、その内地留学の先も友部の研修センター、それから筑波大、茨城大あるいは教育事務所と出向する例がございます。こういった派遣にあたって、勤務する学校の校長の推薦あるいは許可が必要かと思うけれども、校長また市教育委員会としての見解、考え方をお聞かせいただければありがたいです。

○議長（助川則夫君） 教育長。

○教育長（秋山和衛君） 内地留学についての質問かと思えます。

内地留学ということは、教員の資質向上を図るため学校を離れて長期的に県教育研修センターや大学等で研修を行うものでございます。内地留学を希望する者は、校長、教育長の推薦により県教育委員会の試験がございますので、それに合格をしなければなりません。本人の自己研さんに対する強い希望、そして校長の推薦があれば、私といたしましても県に対しまして積極的に推薦をしていく考えでございます。

また、指導主事につきましては、校長、教育長の推薦をもとに県の教育委員会が選考を行います。いろんな条件等もございすけれども、校長が現場でよくその教員の勤務態度等を

含めて管理をしておりますので、その点からの推薦を尊重していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 中崎議員。

○11番（中崎政長君） 教頭試験あるいは校長試験を受ける場合に、こういった内地留学というのは大きなアドバンテージになるわけです。競争率も激しいし、非常に優秀な先生しか受からないと聞いております。こういった研修センターへの派遣、これは半年あるいは大学へ行くときなんかには、3カ月とかいう長期にわたって学校を留守にするわけです。この後処理、要するに臨時の先生を那珂市で補充しなくてはならない。そうすると、その書類、県へ出す書類ですよ、こういう理由でこの先生が異動して留守になるから、臨時の教員をぜひともいただきたいというようなことであるわけです。なかなかこれ、教頭先生とか校長先生になると大変な仕事なんです、書類を書くのが。そういうことも踏まえて、学校長あるいは教頭には、女性がそういう希望をしたときには積極的にご支援をいただきたいと、そういうふうに切に思うわけであります。

また、研修センターに主事として来ていただけないかとか、あるいは教育事務所から二、三年うちで研究をしていただけないかというような話もあるわけですがけれども、まず最初が内々の段階であります。これが、校長が、いや、誰先生を、今うちの学校もきゅうきゅうだから、先生に2年間も留守にされると困っちゃうよという、それで話は立ち消えになってしまうわけです。やっぱり校長として、管理職として、そういった機会を決して逃さぬよう、そういった書類の訂正とか、女性の管理職登用に関して、その学校長として、あるいは教頭として、また市の教育長として特段のご配慮をお願いしたいと思っておりますけれども、いかななものでしょうか。

○議長（助川則夫君） 教育長。

○教育長（秋山和衛君） 今、議員がおっしゃるとおり、学校の現場におきましては、確かに優秀な先生が抜けるということは、学校経営上非常に大変であるということは重々感じておりますけれども、私どもとしては、やはり教員の資質向上ということを最大限に考えての派遣ということをしてしておりますので、もし勤務的に大変であっても、それは教員の資質向上という観点からも積極的に進めていくという考えは持っております。

補充の教員につきましては、途中でというときにはなかなか確保が難しいんですけれども、4月当初等におきましては積極的に働きかけをして、補充教員等については、ほぼ全員が学校の欠員の少ないような形でスタートできるようにしておりますので、その点についてはこれからは頑張ってやっていきたいというふうに思います。

○議長（助川則夫君） 中崎議員。

○11番（中崎政長君） なかなか女性が教頭、校長になるというのはいくつものハードルがありますし、県独自にもその昇進の規定等もあると思うんですけれども、現在行われている

その昇進の規定、あるいはその女性管理職の誕生に教育長はどのような配慮を行っているか、最後にお答えをいただきたいと思います。

○議長（助川則夫君） 教育長。

○教育長（秋山和衛君） まず、管理職の登用というところからお話をさせていただきます。

管理職の登用につきましては、平成26年度の定期人事等における人事事務取扱要領というのがございまして、その中で、校長は教育関係機関におおむね15年以上在職し、40歳以上で、教頭経験が2年以上という要件がございます。

教頭につきましては、教育関係機関におおむね10年以上在籍し、35歳以上で2市町村以上の勤務経験がある者というふうになってございます。

また、管理職につきましては、学校経営や教職員の服務管理、リーダーシップ等をあわせ持ち、教職員から信頼される教員でなければなりません。そのような教員が多く在籍しているという場合には、場合によっては同一校でも2人、3人の受験が可能だということがございます。

それから、もう一つ、女性の管理職ということについて登用はということでございます。

先ほどの登用条件のほかに、これは男女を問わずですけれども、小中学校両方の免許状を有すると。それから小中学校の両方の勤務経験を要すると。あわせまして、同一市町村内に12年以下と。その上、同一校に6年以下という条件がございます。このような要件をクリアしている優秀な女性教員はたくさんおりますけれども、女性の中には生涯担任として子供たちと接していきたいと、また家庭の事情によって管理職を望まないという女性も多くおります。那珂市におきましても、さきの要件を満たす者であれば、男性、女性を問わず積極的に推進し、受験機会を与えております。

また、先ほども部長が答弁しましたけれども、那珂市におきましても、女性の管理職は現在、校長2名、教員4名を配置しておりますけれども、今後とも、小中学校を問わず積極的に配置していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 中崎議員。

○11番（中崎政長君） やっぱり女性が職業を持つ、まして学校の教員となると、自分の子供の子育てあるいは自分の家庭環境を守るということもあります。そういった中で管理職を目指すという女性職員は当然限られてしまうのではないかと思いますけれども、各議員の皆様には、なかなかハードルが高いなということをご理解いただけたのかなど。要するに、教頭の経験が何年、しかも、ここ那珂市でやっていると、今度は別な市町村へ行って、同じく教頭を何年かやる、そして今度は高いハードルの校長試験を受けて、それに推薦を受ける、まず各市町村の校長会の推薦を受けて、そして校長試験に合格しないと、茨城新聞の人事異動のところに顔が載らないんだよね。非常に大変かなと思いますので、那珂市にも教頭先生が4人おります。ぜひとも難関を勝ち抜いて校長先生になれるように応援したいと思います。

ので、ひとつ教育長のほうもよろしくどうぞお願いをいたします。

この項の質問はこれで終わりにします。

公共事業についてでございますけれども、ちょっと笹島議員ともバッティングしておりますけれども、私は市発注の公共事業に関して、質問は今回で3度目であります。不調とか、設定価格、あるいはその入札価格の差とか、いろんな問題がありますけれども、一つずつお聞きをしてみたいと思います。

また、私の資料として、国土交通省が出しました公式の資料でございます、文書でございます、お手元に議長の許可をいただいて配付をしてあります。

まず、市発注の公共事業において、入札不調となる件数、あるいはその原因はどこにあるのかお答えをいただきたいと思っております。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えします。

財政課入札案件の建設工事における入札不調件数でございますが、平成23年度が10件、平成24年度が7件、平成25年度が11件となっております。この不調の原因でございますが、いくつか挙げられると思っております。

まず、1点目でございますが、東日本大震災以降、専門技術者や作業員が不足していること。2つ目が、調達資材等が価格の高騰によりまして確保が困難な状況が続いているということ。また3つ目としましては、発注後の工期延長や発注時期のおくれなどによりまして、結果的に工事が集中してしまったこと。さらには、もう1点は、災害復旧や国の大型補正によりまして工事の発注件数がふえたことなどが主な原因であると考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 中崎議員。

○11番（中崎政長君） これ不調のままで終わるわけではないので、再度、時期をずらして入札すると完璧に落札できるのかなど、そういうふうに理解をします。

県の不調の割合も、平成23年には約3%しかなかったんですよ。それが24年になると9%、平成25年は13%の不調の割合が出てしまった。これは土木工事、建築工事合わせてでございますけれども。やっぱりその発注する時期、こういうのが問題になってくると思えますね。発注時期については、市としてはどのように行われているのか、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えします。

公共工事の発注見通しにつきましては、予定価格が130万円以上の工事を対象にしまして、工事の名称、場所、期間、種別概要、入札方法、時期などの内容を、4月、7月及び10月の時点における最新の発注見通しを財政課、それと市のホームページにおいて公表しているところでございます。そのことから、年間の発注予定時期につきましては、建設業関係者に対

しても周知確認ができる状況になっております。

また、発注見通しを作成するに当たりましては、年度当初から工事担当課間で、指名業者ごとに発注時期や工期ができるだけ集中しないように調整をしております。しかしながら、先ほど答弁しましたように不調の要因等もあり、予定どおりの発注がなかなかできず、工事時期が集中してしまったところもございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 中崎議員。

○11番（中崎政長君） やっぱり世間を歩いていると、どうしても年度末、3月15日とか20日までに完了するような工事がばたばたとあるわけですね。その年の年度の予算を使い切らなくてはならないという理由もあるんだろうけれども、どうしても4月とか5月からの工事は結構少ない。そして、押し詰まって、例えば12月とか1月あたりになってきてどんどんとふえて、工期が3月、年度末に集中しているような傾向が非常に多く見受けられる。要するに、この議会で本年度の予算が通れば、その年度の大体の工事の予定はわかるわけなので、早目に設計コンサルタントとかそういうものに発注をして、見積り価格とかそういうものをいち早く出して、なるべく早目、早目の市発注の工事をしていくと、そういうことが大事なんではないかなと。

要するに、建設業者だって震災前は非常に厳しい現状の中で仕事をしてきて、人員整理とかいんなものを作って、あるいは倒れるような業者さんがいるんじゃないかというような噂まで出ていましたが、そういう中で、なかなか建設業者に人材の確保と云って、はい、従業員雇って、これから先公共事業も減るわけですし、一気に人材確保というわけにいかないわけですから、市はそういったのを考慮しながら、市発注の工事はやっぱり年度末に集中するんじゃないかと、きちんと1年を通して発注していくような体系をとっていただきたい、そういうふうに思います。

また、この工事の設計単価でございますけれども、非常に原材料、それから人件費の高騰と。要するに、受ける側はある程度の利益が出なければ、これ不調にもなるわけですよ。いや、あの工事に手出したって、とてももうかったもんじゃないよと、そういうふうな話が実際聞こえてくる。何でもうからねえのと言ったら、いや、なかなかそう言ったって、市では見てくれないんだよ、設計コンサルタントも悪いんだよと云って、そういう現状に合っていないような価格で設計されれば、当然業者としては採算性の、要するにある程度の利益が出てコンボの買いかえとか、ダンプの買いかえとか、新しい機械を導入するとか、そういう設備投資ができない。そうすると、おのずからもうからない仕事をするようなことになってしまう。そんならば、ちょっとあれはおっかないからやらないほうがいいよと。あそこ水出から難工事になるから、ととてもとても、なかなか後で設計変更したって市で見てくれないんだよと、そういうふうなことが聞こえてきちゃう。

こういったことに対して、今、市の設計単価はどのように設定しているのか、お聞かせい

ただきたい。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（小林正博君） お答えいたします。

一般的な土木工事の工事費積算は、年度ごとに茨城県土木部からの「積算基準及び標準歩掛」と「実施用単価」及び建設物価調査会発行の「建設物価版」などによりまして設計価格を積算しておるところでございます。

なお、平成25年度におけます労務、資材等の単価の改定は、労務単価は2月に、資材単価は7月、10月、1月に、県からの通知に基づきまして適用しております。

また、下水道管路工事の積算におきましては、日本下水道協会発行の「下水道用設計標準歩掛表」に基づき、建築工事に関しましては国交省所管「公共建築工事積算基準」及び「茨城県営繕課単価」等の積算基準や労務資材単価を適用しまして積算しているところでございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 中崎議員。

○11番（中崎政長君） やっぱりこの設計単価というのは、県からの通達のとおり、きちんと最新のデータをもとに設計しなくてはならない、そういうふうに思います。公共事業がこれで上がっちゃうかなと思うかもしれないんですけども、今度は適正な価格で入札が行われれば、ああ、これはもうかるかと、やっぱり競争の原理が働くわけですよ。

それから、今は設計単価についてお聞きしましたけれども、労務単価、人件費ですよ。これが上がっているんじゃないかと、そういうふうに使われますので、この労務単価には国の通達もあったと思うんですけども、どういうふうな方針でいくのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（小林正博君） お答えいたします。

平成26年1月30日付で平成26年度2月から適用する公共工事設計労務単価が公表されまして、本年度当初と比べ、全国平均で7.1%、被災3県の平均で8.4%の上昇となり、平成24年度の当初労務単価と新労務単価を比べますと、全国平均で23.2%、被災3県の平均で31.2%の上昇となりました。

このことを受けまして、公共工事予定価格はできる限り市場の実勢を適正に反映して作成しなければならないことから、積算に当たっては新労務単価を早急に適用すること。なお、一定の既契約工事につきまして、賃金等の急激な変動に対応するため、インフレスライド条項の適用により請負金額の変更など特例措置の適切な運用の要請がありました。

以上の国からの要請を受けまして、茨城県土木部長から、平成26年2月、公共工事設計労務単価の特例措置の運用について通知が来ておりますので、本市においても適用しているところでございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 中崎議員。

○11番（中崎政長君） 国の通達とか、県の通達なんていうのは、私から言えば、たまにはけっ飛ばせよと。例えば職員の人事院勧告の給料の下げ、もうそういうのはかっぽっちゃえと。人事院の言うことなんて聞くなよと、みんなの給料も大事だし、それなりのプライドもあって仕事をしているわけだから、何で上から人事院勧告出して給料を何%も下げろなんて、そういうのは市としてかっぽったらいかがなのかと、そういうふうに思うわけですがけれども、この間も新聞に出ていましたけれども、今度はそういうことをすると、国が地方交付税減らすと、そういう圧力をかけてくる。国の通達とか県の通達は言うことを聞かなくちゃならない。これはやっぱり厳しいなと思いますけれども、公共事業に関してはそういった非常に厳しい点があります。

この間、2月25日の茨城新聞に、やっぱり県でも入札不調対策、公共工事に複数年契約、国交省も自治体一括発注もというようなことで、大きく新聞に出ておりました。また、皆さんにお配りいたしました国交省の資料でございます、「建設投資の急減な減少に伴い受注競争が激化し、ダンピング受注、企業の利益率の悪化、人員削減等が進行している」と、こういう見出しで、課題があります。これまでの対応状況、入札不調、価格調査、基準の見直し。それから、その下へ行って、公共工事設計労務単価の引き上げ。その下、建設業界の賃金支払い等の要請、こういったものが大きな課題であり、対応であります。

その2ページ目でございます。入札不調、落ちなかった原因、問題点ですね。大型建築工事については予定価格が市場の実態と乖離しており、繰り返し不調が生じる案件が発生、工事の発注件数の増加に伴い、被災地以外での地域でも不調・不落が増加する傾向にあると。こういうふうな問題が国、各市町村でも出てきているというところで、今後の対応、その下の、次期通常国会で公共工事の品質確保の促進に関する法律を改正するとあります。それから、その下でございます、下記の発注者の責務を否定すると。市場環境を反映した予定価格（何とかの根絶を含む）、工期の適正な設定、こういうものが今後の対応として求められているわけでありまして。

公共建設工事の施行を確保するために、これから求められるのは最新単価適用の徹底、2つ目として、見積りを活用した単価設定、スライド条項の適切な設定、活用、適切な数量、施工条件等の設定。要するに、建設、建築なんかの場合には、鉄筋の数量がコンサルタントと現場の図面では違うようなときがあると。そうすると、これを1回コンサルタントが設計したものを施工業者が確認して、これ違いますよ、数間違っているから、これは上げてくださいと言っても、予算決まっちゃっているわけですから、なかなか追加で出してくれない、どうするのよということになっちゃいますよね。鉄筋が1つのますに10本入るところ、8本では検査通らないですから。そうするとやっぱり業者は泣くわけですよ。これすぐ、いや、これは困った、それは設計コンサルタントのミスだから、じゃ市が出しますよというわけに

はなかなかいなくなっちゃう。そういうものをきちんと設定をしないと、業者さんが後で設営のときに困っちゃう。

いろいろ申し上げましたけれども、この不調、あるいは最新の価格の設定、それから歩切りの根絶等いろいろありますけれども、最後に市長の答弁をいただいて、私の質問を終わりといたします。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） この不調の問題は、まず第1には、やっぱり仕事を抱え過ぎる。一時期、公共工事を廃した影響があったものだから、建設業者がかなり市内から少なくなってしまったと。今残存している業者の間で、少ない業者の中でたくさん震災とかいろんな形で出てくる、それを、5つも6つも抱えるわけですよ。多分1年分ぐらい抱えている業者さんもいるでしょう。だから、例えば納期とか工期の問題がありますから、それ以上抱えることができない。だから入札に応じないということがあります。

それから、現在、単価が上がっちゃっているね。それに対しては、その都度、例えば鉄筋とか鉄骨なんかかなり上がっていますよね、それに対してはちゃんとそれなりの金額を積算価格の中へ入れている。

それと、先ほど鉄筋の話が出ましたけれども、あれ仕様書ですから、その仕様どおりにやってもらわないと困ることで、だから、そういった鉄筋を後からふやしてくれというのは、もうあらかじめわかっていることで、例えば一つの柱の中に鉄筋を例えば10本入れると、それが受注した金額で7本にしちゃうというのは、これはとても話にならないことであって、そこはちょっと誤解だと思いますので、訂正をしていただきたいと思うんですけれども。

それと、歩切りに関しても、かなり上げています。上げていますというのは、以前に比べてちょっと上げています。

それと、国からの指示で、やっぱりこれから歩切りは余り多くするなど。これはいろんな税金の使い方という問題でいろいろ問題があると思うんですけれども、国のほうから、歩切りは少し上げなさいという、歩切りというか、入札時に値段を決めるんですけれども、前よりは少し上げたんですよ、そういう関係があるもんでね。だから、そういったものもやる。

それと、やっぱり今の状況を見てみると、オリンピックと、それから、これから東北は工事が始まるんです。だから、そっちへ人員が流れちゃっているということもありますので。ただ、市としては、建設業者さん、これ実は震災のときに応急処置とか、復興のあれで随分お世話になった。だからやっぱり地元の業者を大事にしなくてはいけないということはもう十分身にしましたので、地元優先で今発注はしております。

そういった関係の中で、やっぱり先ほど申し上げたような、いろいろ抱え過ぎのところあるんですけれども、とにかく頑張っ受注してほしいということで業界のほうにはお願いをしてあります。もちろんちゃんとした、なれ合いとかそういうものじゃなくて、是々非々で取りつけ合いをさせてもらおうということでやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 中崎議員。

○11番（中崎政長君） 適正な価格で適正な競争が行われて、いい工事が進捗するように、これからもひとつご協力・ご指導をお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告2番、中崎政長議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時20分

○議長（助川則夫君） 再開をいたします。

◇ 古川洋一君

○議長（助川則夫君） 通告3番、古川洋一議員。

質問事項 1. 各種団体補助金について、2. 職員の資質向上について。

古川洋一議員、登壇願います。

古川議員。

〔7番 古川洋一君 登壇〕

○7番（古川洋一君） 議席番号7番、古川洋一でございます。

今回も那珂市に住みたい、住んでよかった、ずっと住み続けたいと思えるまちにするために一般質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

最初の質問は、各種団体補助金についてでございます。

まず、最初に、補助金のあり方見直しについてですが、議長にお許しをいただき、皆様にお配りいたしました資料1をもとに、質問をさせていただきます。

まず、これら各種団体への補助金が那珂市の予算に占める割合、パーセンテージはいかほどになりますでしょうか、お伺いします。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えします。

市補助金等審議会において審議対象となっております各種団体への運営費補助金につきましては、平成26年度当初予算で1億1,925万円を計上しておりまして、当初予算全体に占め

る割合は約0.7%となっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 次に、補助金を交付している団体数、それから金額はどのように推移されているか、ご説明いただけますでしょうか。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えします。

平成20年度と平成26年度を比較をしてみますと、平成20年度は48団体に対しまして1億5,764万8,000円を交付しておりました。平成26年度当初予算におきましては、団体数が31.3%減の33団体、補助金額にしまして24.4%減の1億1,925万円となっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） では、補助金の交付には当然交付要件というものがあるかと思えますけれども、どのような基準がございますでしょうか。

また、誰が審査しているのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えします。

審議基準でございますが、それぞれ各団体において実施する事業内容につきまして、まず1点目が公益性、2点目が団体運営の透明性、それと3点目が事業実施に際しての自立性の確保がされていることが審議基準となっております。

なお、補助金の要望限度額といたしましては、原則として、前年度交付額の範囲内としておるところでございます。

また、審査についてでございますが、各種団体への運営費補助金につきましては、おのこの所管課におきまして、各団体からの要望内容について審査、指導を行っており、最終的には、外部委員を含めた市補助金等審議会において審査しているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） わかりました。

きょうこの質問をさせていただきますのは、これら各種団体の特定の団体に対して補助金をふやせとか、減らせとか、そういうことを申し上げるつもりはございません。あくまでも補助金のあり方を問うものであります。

この一覧表を見ますと、年度によって交付額が変動している団体、それから毎年同じ額で推移している団体とがございます。先ほどのご答弁で、これら各種団体の運営費に対する補助とのことでございますが、特に毎年同じ額で推移している団体は、この補助を受けないと運営ができないのかと疑問を感じるわけであります。つまり、長年の補助により既得権化し

ているのではないかということでもあります。先ほどお伺いした審査基準では、補助金の要望額は前年度交付額の範囲内としているとのことですので、逆に申せば、よほどのことがない限り、毎年、前年度と同額が確保されるという考え方にもなるわけでもあります。

そこで、運営に対する補助金そのものの必要性と交付額の妥当性を見直す必要性を感じますが、いかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えします。

各種団体の運営費補助金につきましては、対象団体や補助金額について、今議員さんおっしゃりますように既得権化しているのではないかという課題が前々から指摘されておりました。そのことから、平成17年度に策定をいたしました市行政改革大綱の中で、集中改革プランというものに基づきまして補助金の見直しを進めてきたところでございます。

さらには、平成20年には、市幹部職員により構成されておりました市補助金等審議会、これを見直しまして、外部委員を含めた新たな審議体制をとらせていただいたところでございます。その中で、補助金の使途内容の明確化、繰越金の適正化、具体的事業に対して補助率を原則2分の1の範囲内とするなどの方針のもとに、各団体の自立を促す形で見直しに取り組んできた結果、先ほどご説明申し上げましたように、補助金交付額の縮減という成果となっているという考えであります。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 見直しを進め、その結果がこの表のと通りの補助金の縮減という成果となっているということなんですが、まだまだですよ。指摘されていた既得権は解消されただけでしょうか。各団体の創意工夫、努力によって運営に対する補助を必要としなくなることも可能であって、事実、この表を見ましても、補助を廃止しても、今でも健全に運営をされている団体があるわけでありまして。少なくとも削減させることは十分に可能だと思いますし、少しずつ団体の自立を促す必要があるのではないかと思います。

一方、話が矛盾しているように思われるかもしれませんが、本当に必要ならば、増額を検討すべき団体があっても仕方ありません。そのような意味でも、市民協働課の市民活動団体支援事業のように、全ての補助団体が公開プレゼンテーションにより補助金の必要性を訴えるような形を導入してはどうかと思います。もちろんそれで獲得した補助金の交付は期限つきとし、数年後には再審査するということが前提であります、いかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えします。

各種団体の運営費補助金につきましては、市社会福祉協議会、市国際交流協会、市体育協会など、市の施策上必要性の高い団体に対する補助金が大半を占めております。そういうことで、課題のある団体につきましては引き続き整理を進めていく考えでありますが、全てを

市民協働課で行っております市民活動団体と同様の考え方で整理することは難しいと考えております。

なお、議員ご指摘のように、新規の団体補助につきましては、市民活動支援事業のような形で行うべきと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） ところで、この表は運営費を補助している団体ということでありまして、ここで次に、配付資料2をごらんいただきたいと思っております。

平成26年度那珂市一般会計当初予算から抽出したものでございますが、先ほどの各種団体の運営に対する補助が上の表の1億1,925万円で、全体の予算に占める割合は0.7%であります。※をつけたその他の補助金が3億2,622万8,000円ございまして、これが各種団体の運営費ではなく、事業費に対する補助金の額であります。その内訳について、下の表に、500万円以上補助をしているもののみ表記してございます。

そこで伺います。

この事業費補助金については、先ほどお伺いした市補助金等審議会において審査をしていらっしゃるのでしょうか、お伺いします。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えします。

運営費補助金につきましては、各課で各団体の要望内容を審査しておりますが、具体的な補助基準がないことから、市補助金等審議会において金額及び内容の妥当性を審議した上で補助金を支出するという流れで進めております。

一方、この事業費補助金につきましては、国の法令や国県の基準、また市の例規等におきまして明示されている補助基準に基づいて、所管課で補助申請書を審査して支出しているものでございますので、この事業費補助金を審議会には諮らないで決定しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 事業補助金は、今のご答弁ですと法令や国県の基準、または市の例規等において明示されている補助基準に基づいて、所管課で審査しているということですが、下の表の経営所得安定対策補助事業や浄化槽設置補助事業などは、おっしゃるとおり法令や国県等の基準により個人に対して支出しているものとは思いますが、問題は、その下にあるなかひまわりフェスティバル事業、敬老事業、自主防災組織育成事業などであって、仮に市の例規があるとしても、変えようと思えば変更は可能ではないのかなというふうに思います。500万円以上のものしか記載しておりませんが、これらの合計は1億4,000万円弱にしかならず、全体で3億円以上の補助金が支出されているわけですから、ほかにもっと多

くの団体に補助がされており、それらは所管課が審査しているというのが現状であります。

先ほどの運営費補助以上に補助の必要性や金額の見直しが必要かつ可能であり、審査体制もそれでよいのかと考えるわけであります。団体に対してではなく、市の発展に寄与する活発で、かつ前向きな事業そのものに対して必要な額を補助する。当然、増額というのもありだと思いますが、そういうのが本来の補助金のあり方であって、既得権などというものは存在しないと私は思います。

いずれにいたしましても、これは平成26年度予算の数字でありますので、各担当常任委員会で個別にしっかり議論していただければよろしいかと思っておりますので、予算全体に対する意見として述べておきたいと思っております。

次に、自治会への補助金についてお伺いをいたします。

先ほどの配付資料2のその他の補助金には自治会への補助金は含まれておらず、正確には補助金ではなく自治会交付金として別に計上されておりました、参考までに、その額は1億830万円であります。自治会の活動の一つとして、防犯灯の設置や電球交換がございますが、現在、各自治会において電球のLED化が進められております。

そこで確認ですが、LED化の推進に伴い、各自治会に対する1灯当たりの補助率及び金額の上限をお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えいたします。

防犯灯のLED化に対する補助金でございますが、既設の防犯灯をLED灯に更新する場合は、当該工事に要した経費の2分の1以内の額で、1灯当たり1万円が上限でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 各自治会におけるLED電球への切りかえは、既存の電球が切れる都度行っているというところかと思っておりますが、ある自治会にお聞きしましたところ、LED電球への交換は、物にもよるでしょうけれども、1灯当たり1万2,000円ぐらいがかかっているとのことです。1灯当たりの補助が経費の2分の1以内で1万円が上限とのことですから、1灯当たり1万2,000円かかれば、2分の1の6,000円の補助を受けられることとなります。これはこれでありがたいことなんですが、電球切れというのは、私たちの思うようにはいかないわけでありまして、年間の予想以上に短期間に集中してしまうことがございます。特に設置数の多い自治会においては、短期間に10基も20基も電球が切れ、かといって放置しておくわけにもいかず、1灯当たり6,000円程度の持ち出しということで計算いたしますと、20灯交換すれば12万円の支出になることから自治会の負担は大きく、予算を圧迫しているようであります。

補助する側の行政といたしましては、補正予算で措置することは可能でしょうけれども、各自治会においてはそう簡単にはいかないというのが現実かと思っております。

そこで、切りかえが集中する今、時限立法として、期限つきで3分の2程度の補助が可能でしょうか、お伺いします。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えいたします。

防犯灯のLED化に対する補助でございますが、平成23年度に新設し、普及促進を図っているところでございます。議員ご指摘のように、短期間あるいは一度に多数更新する場合は自治会の負担が大きくなり、大変とは思いますが、既に現行の補助制度の中で切りかえの工事を計画的に実施してきた自治会もでございます。自治会間の整合を図る上からも、補助率を引き上げるということについては難しいと考えています。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） わかりました。

確かに切りかえ工事が全て終了した自治会にとっては、今さら遅いよというお気持ちもあるでしょう。ですから、本来であれば、そういうことまで最初に想定して決めていただきたかったというのが本音であります。自治会制度に移行後、各自治会ではこのように行政が想定していないさまざまな問題に直面しながら活動を行っているということをご理解いただきたいと思えます。そして、協働のまちづくりの協働というのは、金を出すのが行政で、やるのが住民ということではありませんから、ぜひその点を勘違いすることなく、今後のご支援についてもよろしくお願ひしたいということをお伝えしておきます。

では、次の質問に移らせていただきます。

職員の資質向上についてでございます。

最初に、自主的な勉強会等の推進についてお伺いしてまいります。

先月の茨城新聞で、若手職員の政策形成能力の向上を図ろうと、行方市が本年度から取り組む職員チーム研修事業の報告会が開かれたとの記事を見ました。これによりますと、20歳から30歳代の職員が自主的にチームを結成して応募し、2チーム、計8名の職員が市の幹部を前にアイデアを披露し、報告書を市長に提出したと。

職員たちは、昨年6月から会議や視察研修、県職員や大学生との勉強会などを通じ企画を練り上げた。内容は、農業の6次産業化推進についてと、霞ヶ浦沿岸の天王崎観光センター「コテラス」の利活用推進についてを報告したとございます。

まずは、この行方市の取り組みをどう思われるか。また、那珂市でも同じ取り組みが可能かお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

那珂市でもかつて行方市と同様の研修といたしまして、平成6年度から約10年間、この自主研修グループが政策提言をまとめる政策課題研修を実施しておりました。この政策課題、

県内でも、当時はかなり早い段階で那珂市は始まったと思っております。

合併後、この研修の参加者を募集したことはありますけれども、自分の業務量が非常に多くなったこととか、約8カ月の長期間の研修となるために職員の負担が大きくなったことにもよりまして、自主的な参加者がなかなか集まらない状況になってきたということでございます。

また、若手職員への政策形成研修というのは、当然ながら必要だと思っております。そのような事情もありまして、現在は自治体職員の研修専門機関であります市町村アカデミーへの派遣を市として行っております。しかし、職員から自主的にそうした政策研修を実施したいという希望があれば、支援をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 私は、これが市の事業でありながら、自主的にチームを結成して応募という点が大変素晴らしいと感じております。那珂市では業務量の増大というようなお話もございましたが、これは職員の減とか、そういうこともあるんだと思うんですけれども、あとは長期間研修となるため負担も大きいというようなお話もございましたが、じゃ、行方市では職員の減とか業務量の増大というのはないのでしょうか。

昨年、私たちは、議会の那珂市活性化対策特別委員会で行方市を視察いたしました。また、私の所属している教育厚生常任委員会でも先進地を視察いたしました。その視察を通して最も感じたことは、事業の内容よりも、その事業に携わる職員の方々の意欲の高さなんです。どこの自治体の方だったかはっきり覚えておりませんが、おっしゃっていた言葉に、失敗するかもしれませんが、やらなければ何も始まらないんですと。そしてJKT、Jというのは情熱、Kというのは根性、Tは体力だそうなんですけれども、そのJKTが必要なんですというふうに言い切っていたその言葉が、一番印象に残っております。私は、やっぱり全ては人なんだなということを痛感いたしました。

市の事業として、ある意味、強制的に行うことも必要ですが、それよりも、職員の自主性、向上意欲を重要視したいと思います。

ここで、ちょっと個人的なことをお聞きして恐縮なんです。宮本部長個人が若い職員に対して勉強会を行っているという話を耳にいたしました。また市民課では定期的に勉強会を行っているということも耳にいたしました。いつ、誰が参加して、何を勉強しているのか、よろしかったら教えていただけませんか。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） 私ごとの話で大変恐縮でございますが、たまたまある若手職員から、市の財政に関して勉強がしたいという要望がありまして、ほかにも何人かの若手職員からそうした声があるという話をお聞きしましたので、勤務終了後、夜2時間程度でございますが、あくまでも自主参加ということで、入庁3年目までの職員を対象に個人的な勉強会を

させていただきました。自主参加にもかかわらず50人の参加者がありまして、参加率は9割を超えたところです。

やり方としましては、50人に一度に講義したのでは余り効果がないと思われましたので、10人ぐらいのグループに分けて、その都度やりとりをしながら5回程度実施をしたところです。私自身も、これを開催して、職員の熱意・向上意欲をひしひしと感じたところです。

また、市民課の勉強会についてでございますが、これも課員の自主的な勉強会ということで平成7年から継続しているもので、毎月1回、平日夜間に職員のスキルや窓口サービスの向上のための勉強会を実施しているものでございます。

このほかにも、過去にはやはり自主活動としまして、時間外に県職員を招いて有志で勉強会を行っていたということもございました。こうした勉強会は、職員としてのレベルアップを目指した自主的な活動であり、特に時間外手当などは支給はしておりません。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） ありがとうございます。

そういう取り組みが那珂市には必要なんだと思います。それらの自主的な取り組みを今後推進・継続していくには何が必要だとお考えになりますか。総務部長に伺います。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） 要するに、やってみて、若い職員が非常に熱意を持っているというのを、先ほども言いましたように感じたところでございますので、私としては、これを始めたきっかけというのは、若い職員に少しでも知ってほしい、わかってほしいという願いを込めて始めただけで、単なるきっかけづくりをしたというところでございます。そういう熱意、やる気が伝わってきたものですから、今後、これを第2弾、第3弾を計画していかなければならないのかなと、今思っているところでございます。

私一人の知識では1回か2回やれば出し尽くしてしまう程度のものでございます。しかし、職員の中には私以上に専門分野のスペシャリストがおられますので、その方にも協力を得ながら、私の残りの期間、できるだけ若い職員に伝えていきたいなと思っているところでございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 先ほど部長は、入庁3年目までの職員の9割が自主的に参加し、若手職員の熱意と、それから向上意欲というものをひしひしと感じたというふうにおっしゃいました。そのことから、入庁間もない職員はやる気に満ちあふれているということが想像できるわけです。であれば、誰の意欲が低いんでしょうか。若手職員はやる気に満ちあふれているわけですから、むしろ管理職や中堅職員にこそ、その意識が必要なのではないのでしょうか。上司の理解など、職場全体のサポートが必要というようなお話もございますが、私には、

その理解とかサポートとかいった言葉が、受け身の姿勢というふうに感じます。宮本部長のようにみずからおやりになればいいじゃないですか。

例えば、市長、市民とのふれあい座談会をやられているかと思いますが、職員との座談会というのはされていますか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 座談会ということではないんですが、入庁1年目、2年目の職員と15分ぐらい面接をして、去年実施したのは去年入った職員なんですけれども、15分ぐらい市長室に呼んで、困ったことがないかとか、頑張っしてほしいというような話はしたことがあります。

何より自己研さんに努めて、最終的には部長あるいは市長を目指して頑張っほしいというような激励はしたことがあります。

以上です。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） もっとこれからもどんどん続けていただきたいなというふうに思います。

では、副市長、ある方から聞いたんですが、市から派遣されて茨城県に出向という方が何名かいらっしゃいますよね。その方々から聞いたんですが、まず、市の職員が県に行って驚いたこと、何だと思えますか。県の職員はなぜ窓口のお客様に挨拶しないんでしょうかということに、まずびっくりしたそうです。そういうことも考えますと、例えば那珂市で茨城県に派遣する職員、何のために行くのかというようなことを、県からいらしたということで副市長がそういう講師となって、なぜ県に行って、どういうことを学んでほしいのか、そういった勉強会というのがあってもいいのかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。されていますか、それとも、これからするつもりがありますか。

○議長（助川則夫君） 副市長。

○副市長（松崎達人君） ただいま貴重なご意見を伺いましたので、それはしかるべきところに正確に伝えさせていただきたいと思えます。

今お尋ねいただきました、市から県に派遣研修をとということで派遣しています職員に関しましては、私も月に一、二度は県に行く機会がございますので、その都度、その都度声をかけ、ちゃんと、仕事が滞っていないか、また職場環境がどのようになっているか声をかけ、また上司に話を聞かせていただいております。本当に那珂市の職員の皆さん、すばらしい仕事ぶりだということでもいい評価をいただいて、そのたびごとに私も誇らしい気になっております。

一方で、こちらから派遣する際に、今ご指摘いただいたような部分も含めて反省点なんですけれども、県に行ってどのようなことを吸収してきてほしいか、またこういう点は見習わないほうがいいよですとか、あるいはここは絶対つながってほしいとか、そういった点をア

ドバイスしたのかなと今思い返すと、ちょっと足らなかった点はあると思います。今後、さらにそういう派遣研修等、制度上ある、決まったわけではないですけども、必要な際には、そういったところも含めて、職員の皆さんに指導なり助言をさせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） ありがとうございます。

それでは、部長の皆さん方、先ほどの宮本部長のように、それぞれ自分が何のスペシャリストだというふうにお考えなんでしょうか。そういったことを中堅職員、若手職員、そういった方々に教えられることはないでしょうか。

何が言いたいかと申しますと、私は大事だと思うのは、研修とかそういうところで教わることも、勉強することも大事だと思うんですけども、教えるということも大事だというふうに思っているんですね。部長がされているような勉強会で学んだ若手職員が、それをまた自分の下にいる職員に対して教え伝えていく。教えるには、知識はもちろんですが、表現力や説得力も必要でしょうし、責任感も芽生えます。その積み重ねが職場全体の機運を高めていくということにつながるのではないのかなと私は思います。

通告はしておりませんが、宮本部長にもう1点お伺いしたいんですが、この勉強会、将来、おやめになってからもやってくださいますか。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） 私、先ほどもお話ししましたように、私一人だけでは、知識も豊富ではありませんので長続きしないと思いますので、ほかの管理職の方にも、残り二、三年の方でも非常に優秀なスペシャリストがおられますので、そういう方の協力も得ながら、私も残り2年ですので、この間の中にできるだけ、3年目の職員ばかりじゃなくて、もっと係長クラスにまで広げて、そういうふうに行っていくという者を、私一人じゃなくて、総務課の中でもそういったことを今計画をしておりますので、できるだけこの輪を広げて行って、残していきたいなど、が、私に与えられた仕事なのかなと思っているところでございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 今の部長の意思を継ぐ方がやはり必要なのかなと思います。せっかくの取り組みですので、ぜひ途切れないことを切に願うわけであります。

では、研修を担当する課として、できることはございますでしょうか。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） やはり議員さんもおっしゃっておりますように、職場でのサポート体制、いわゆるOJT（職場研修）が重要であると認識しております。管理職も含め、管理職の意識の高い人材も当然必要になってくると思いますので、全体的な研修に取り組むこの機運を浸透させていくことが、担当課としては大きな役割ではないかと思っております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） ありがとうございます。

では、次に、職員提案制度のあり方についてお伺いをいたします。

最初に、募集から始まる職員提案制度の流れをお伺いします。

○議長（助川則夫君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（平山俊夫君） お答えいたします。

職員提案制度の募集から始まる流れについてのご質問でございますけれども、本年度の例で申し上げますと、まず、募集を6月下旬から9月の約3カ月間を行いまして、次に10月の約1カ月をかけまして提案内容について、行政改革推進室と提案者の間で資料等の調整を図ってまいります。

次に、11月の約1カ月でございますけれども、提案内容につきまして該当する関係課からの意見を聴取しまして、集約をいたします。12月初旬には、提案資料に基づき、審査員による事前審査を実施しております。12月下旬には、職員提案審査委員会を開催いたしまして、事前審査の結果を集計した資料をもとに審査を行っているところでございます。

その後、審査結果に基づきまして、全提案者に対しまして審査の結果を通知しております。1月の部長会議の席上におきまして採択等となった職員提案への表彰を行いまして、最後に提案内容をグループウェアで公表するという流れになっているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） では、どのような内容を提案させているのかをお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（平山俊夫君） お答えいたします。

本年度は那珂市職員の提案制度に関する規定に基づきまして、テーマを2つ設定したところでございます。

まず、1つのテーマといたしましては、市民サービスの向上に関するもの、事務改善に関するもの。2つ目のテーマといたしましては、自主財源を確保するための2点でございます。

テーマ1の市民サービスに沿った提案といたしまして、過去に1階ロビーへの情報コーナーの設置や市の旗、これらの学校への配布などの提案がございまして、これにつきましては実現となっているところでございます。

本年度におきましては、事務手続や窓口対応手順等のマニュアル化、またグループウェア内の掲示板等のオープンな意見交換の場としての活用、市民が欲している行政情報をカレンダーに落とした那珂市の暮らしのカレンダーなどがございました。

また、テーマ2の自主財源の確保に沿ったテーマといたしましては、空き家の利活用といった提案があったところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） それでは、昨年度の提案件数、採択、不採択、保留、それぞれの件数をお伺いいたします。

また、評価基準はどのようになっているのか、あわせてお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（平山俊夫君） お答えいたします。

昨年度は8名1グループから15件の提案がございまして、採択が1件、保留が1件、不採択が13件となっております。

さらに、本年度につきましては、6名から10件の提案がございまして、採択1件、保留が1件、不採択が8件となっております。

また、評価基準についてのご質問でございますけれども、審査項目が6つあります。まず1つ目としましては効果性、経済性、実効性、創造性、研究・努力性、その他の6つになっております。さらに、審査項目の効果性の中におきまして市民サービスの向上、市の活性化、事務改善、組織の活性化の4つの審査ポイントと、審査項目、経済性の中におきましては、経費、人員、収入、この3つの審査ポイントがありまして、それぞれを点数化して評価してございます。

これら6つの項目、11の審査ポイントを点数化し、その結果をもとに審査を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） それでは、どなたが審査しているのかお伺いします。

○議長（助川則夫君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（平山俊夫君） お答えいたします。

職員提案審査委員会を組織しておりまして、委員長に副市長、副委員長に教育長、委員に各部長及び行財政改革推進室長という体制で審査しているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 制度の概要についてはわかりました。

それでは、本件の本題に入りますが、私は、職員の資質向上のためには、特に不採択と保留の提案に対するフォローが大切だと思いますけれども、理由も含めて、提案者に対してどのように対処しているのかお伺いします。

○議長（助川則夫君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（平山俊夫君） お答えいたします。

全ての提案者に審査結果に至った理由を記載しました審査結果通知書を手渡しているところ

ろでございます。また、採択者等は表彰するとともに、提案内容の主管課に実施に向けての依頼をしております。

さらに、保留の提案につきましては、提案内容の主管課に調査研究の依頼をしております。

このように、採択、保留の提案につきましては、実施に向け、行財政改革推進室として働きかけを行っているところでございますけれども、不採択の提案につきましては、審査結果の通知をもって提案者への対応は終了しているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 不採択の提案に対しては、審査結果の通知をもって提案者への対応は終了しているとのこととあります。私も、提案に対する結果一覧で不採択の理由を拝見させていただきましてけれども、ある程度の……。

続けてよろしいでしょうか。

○議長（助川則夫君） 午前の部の質問時間は過ぎておりますが、延刻をご了承いただきたいと思えます。

古川議員。

○7番（古川洋一君） 続きます。その提案に対する結果一覧で不採択の理由というものを拝見させていただきましたけれども、ある程度の理由は書かれておりますが、全てにおいて総合的に判断して不採択としたというふうになっておりまして、具体的に何を改善すればいいのか、考え方や企画そのものに問題があるのか、記入方法などについての指導があってもよいのではないかとこのように感じました。採択に至らなかった提案提出者が、その指導をもとに勉強して、次回また提案しようというふうに思ってもらえることが大切なのではないでしょうか。この件は後ほどまたお伺いいたします。

では、採択された案件がどのような状況にあるのか、提案者に逐一報告されているのかお伺いいたします。

また、保留の提案については、主管課に調査研究を依頼するということですが、いつ、どのような形で結果が出るのか、あわせてお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（平山俊夫君） お答えいたします。

採択提案につきましては、提案内容の主管課に実施に向けての検討内容やスケジュール等を検討していただき、採択提案実施計画書を提出していただきます。その後、実施に至った年度に実施報告書を提出してもらい、報告は終了となるところでございます。

保留提案につきましては、提案内容がすぐれているが、実現が可能かどうか等の判断を仰ぐため、提案内容の主管課に調査研究を依頼しているところでございます。

調査研究期間は原則1年といたしまして、翌年度には調査研究の進捗状況を確認し、実施

の可否を判断することとしております。提案内容によっては調査研究が1年以内で終了しないケースがあると思われませんが、現時点では期間の上限は設けておりません。その結果、実施が可能となった場合には、先ほどの手順と同じく、採択提案実施計画書及び実施報告書提出という流れになるところでございます。

また、課題や問題点が多く実施が困難となった場合には、実施不可能として判断して、対応を終了するのが現状となっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 保留の案件については、実施が困難となった場合は実施不可能と判断して対応を終了していくということです。一番いけないのは、提案者に通知せずに、いつの間にか自然消滅していたという対応だと思うんですね。それから、もっと最悪なのは、これはないというふうに信じたいんですけども、調査研究を依頼された所管課が、余計な提案しやがってと、無理だ、無理だと。最初からまともな調査研究をせずに実施不可と判断してしまうことだと思います。これはないと思うんですけども。

先ほどから申し上げているとおり、特に保留と不採択の提案に対するフォローをしっかりとお願いをしたいと思います。

先ほど市長は、やる気のある職員を積極的に登用したいというお話をされましたが、昇任・昇格だけではなく、こうした職員提案を提出した意欲ある職員をその関係部署に異動配置し、施策の具現化と職場の活性化を図ることは有効な方法だと思いますが、いかがでしょうか。つまり、やりたい人にはやらせてやったらいいんじゃないかということなんですが、いかがでしょうか。市長のご所見を伺います。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 現在、職員の配置につきましては、毎年度、異動希望調査や人事ヒアリングを、もう数年やっていますけれども実施し、本人の希望や適性を勘案して人員配置を行っているところでございます。

提案した案件と人事異動とのリンクを図ってみてはということでございますけれども、確かに有効な提案施策を実現するためには効果的な方法の一つではないかと思いますが、人事異動は職員としてのキャリア育成を担う重要な要素でございますので、個々の職員にさまざまな分野の業務を経験させ人材育成することが、市役所の組織強化につながると考えております。総合マネジメントができる人間を育成するということが大事だというふうに考えておりますので、全体的な人員配置の兼ね合いもあり、全てが希望どおりなるわけではありませんが、ご指摘がありました職員提案の部分も含め、異なる分野で業務を経験したいという職員の意欲、それから要望については、人事異動の際に最大限尊重して人事異動をしていきたい、人事配置をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 確かに個人の能力、適性、そういったものが必要だということもわかります。いわゆる適材適所ということだと思いますが、しかし、希望も勘案するわけですよね。残業が少ないところに行きたいとか、土日出勤がないところがいいとか、そういう希望に配慮するのではなく、この部署に行ってこれをやりたいから異動したいんだという希望のとり方にしていただいて、それを最大限尊重すべきではないでしょうか。もちろんおっしゃるとおり、キャリア育成の観点からは、いつまでもというわけにはいかないのは言うまでもございませんから、期限を設けてでも、何年間か思い切ってやってみると、それではだめなんではないでしょうか。ぜひともその芽を伸ばしてあげてほしいと思います。

次に、提案の結果についてですが、提案者だけでなく、全職員に公表することで勉強になる、あるいは気づく、そういったことがあるかと思いますが、庁内には公表しておりますでしょうか。

○議長（助川則夫君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（平山俊夫君） お答えいたします。

毎年度、グループウェア内の掲示板におきまして、全職員に結果を公表しているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 先ほど少し触れましたけれども、次回また提案しようと思っただけのようなフォローが必要ではというお話をいたしましたけれども、よいアイデアを持っていても、口や文書で表現するということが苦手な職員もいるかと思うんです。その点についてはどう考え、どう対処しているのかお伺いします。また、今後はどうしていくべきとお考えか、あわせてお伺いします。

○議長（助川則夫君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（平山俊夫君） お答えいたします。

現在でも、提案様式の記入方法や、わかりやすい附属資料の作成方法など、提出者に対しまして相談に応じているところでございます。しかしながら、本人から相談したいという意思表示がなければ、我々におきましても対応できないのが現状でございます。

今後におきましては、職員提案がしづらいと思われないために、募集時などに他市町村の提案例や、市の過去の提案例などを示すなど、職員が提案しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 採択された提案に対しては表彰を行っているということですが、不採択であれ、提案する意欲に対する評価というものもあるべきと考えますが、人事考課などで

考慮されるのか、総務部長にお伺いします。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

職員提案に限らず、当然ながら仕事に対する前向きな意欲を持つ職員は、当然に評価されるべきものと考えております。現在は人事ヒアリングなどによりまして職員の勤務意欲、実績等の把握に努め、昇任・昇格や人員配置を行っているところではございますが、総合的かつ適正に職員の評価をするためには、現在、管理職を対象に試行しております人事評価制度を構築し、一般職員にまで対象を広げ、その中で対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） では、最後になります。職員提案制度の審査委員長でもあります副市长にも、職員の資質向上に対するご所見をお伺いしたいと思います。

副市长。

○副市长（松崎達人君） お答えいたします。

職員提案制度の審査委員長として、職員の資質あるいは意欲の向上に対する考えというご質問でございます。

人材の育成というのは、行政運営の最も基本的な柱でございまして、その中でも市民の皆様のニーズを的確に把握して、それを行動に移すことができる、また市民から信頼される職員というものを育てることが一番重要なことではないかと考えております。職員の育成、資質あるいは意欲の向上のために那珂市におきましても、ただいまさまざまな答弁がございましたけれども、研修ですとか自主研修、そういったものへの支援等も行っておりますけれども、那珂市をよくしていきたいという、そういう前向きな意欲というものは常に尊重されるべきものではないかと考えております。そういった意味では、職員提案制度というのは有効な手段の一つではないかと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 以前、副市长には一般質問で、副市长というのは市長のサブという役割だけではなくて、事務職のトップという意識を持っていただきたいということを申し上げたことがございます。市長もおっしゃりますけれども、海軍大将山本五十六の名言についても、私もよく自分に言い聞かせている言葉であります。副市长や部課長、そして中堅職員各位にも、私からもその言葉をプレゼントしたいと思います。そして、もう一度申し上げておきます。全ては人です。

以上で、私の一般質問を終わりにいたします。

ありがとうございました。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告3番、古川洋一議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 零時 11分

再開 午後 1時00分

○議長（助川則夫君） 再開をいたします。

◇ 石 川 利 秋 君

○議長（助川則夫君） 通告4番、石川利秋議員。

質問事項 1. 耕作放棄地について、2. 空き地等の適正管理について。

石川利秋議員、登壇願います。

石川議員。

〔19番 石川利秋君 登壇〕

○19番（石川利秋君） 議席番号19番、石川利秋でございます。

通告に従いまして、耕作放棄地と空き地等の適正管理について一般質問を行います。

まず最初に、耕作放棄地について質問いたします。

我が国の農業・農村で経営活動や農業生産が停滞する中、担い手の高齢者や労働力の不足などにより耕作放棄が全国で38万ヘクタールまで増加し、国の新しい食料・農業・農村基本計画の目標でもある食料自給率の向上や農業の多目的機能の発揮に支障を及ぼすことが懸念されております。

このような中、平成17年に農業経営基盤強化法が改正され、特定法人の貸し付け事業や農地所有者への措置命令など、遊休農地の管理が導入されました。遊休農地の所在等を明確にして、今後も農業上の利用を図る農地を明確化し、担い手の集積や特定法人貸し付け事業による農業の有効利用を推進することが示されてきました。

このため、全国各地で創意工夫を凝らし、耕作放棄された農地の適正な活用を図る具体的な行動が進められております。

しかし、農林水産省が5年ごとに実施している農林業センサスの2010年度の調査値によると、本県の耕作放棄地は2万1,120ヘクタールとなっており、霞ヶ浦とほぼ同じくらいの面積となっております。また、1995年の調査と比べると、この15年間でほぼ倍増しております。

そこで、平成19年2月に東京大学と筑波大学において、原生林あしたばの共同研究をしている和知義隆さんと私が、遊休農地の発生防止と解消を目指して援農野菜づくりボランティア

アを立ち上げ、私が代表となり、モデルほ場をひたちなか市と那珂市の下菅谷地区に2カ所設けました。

それでは、資料1と2、3をごらんください。

この写真は、下菅谷地区のモデルほ場であります。記者会見でも述べましたが、20年以上耕作放棄され、ゴミの不法投棄が後を絶たなかった。また、土に混じった小石やコンクリート片で大型トラクターが故障するほど荒らされておりました。そこで、重機で試掘をしたところ、1メートルぐらいの深さまでコンクリート片やヒューム管が埋められていたので、関係者に確認したところ、土地改良区がほ場整備事業に伴って田畑の転換をするときに請け負った業者が産廃を埋めてしまったと。そこで、市の担当課に、土地改良区と協議をしていたくよう要望しておきましたが、その経過と結果についてお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

ただいまのご質問にありました件でございますけれども、関係機関と協議をいたしまして、早急に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 私が平成17年4月に下菅谷地区環境防犯推進協議会を立ち上げた理由は、現在地が長年にわたり耕作放棄され、竹や雑草が繁茂し、周辺の水路敷や山林等にも影響を及ぼし、さらには不法投棄が後を絶たなかったため、ボランティアで除草や不法投棄の回収作業を行ってまいりました。そこで、遊休農地解消のためモデルほ場を立ち上げましたが、しかし、担当課に土地改良区との協議を要望したにもかかわらず、その後何の連絡もないので下菅谷地区のモデルほ場を断念し、平成21年4月に遊休農地を活用したカーボンオフセットの取り組みとして、横堀地区にモデルほ場を設けましたので、資料4をごらんください。

また、下菅谷地区のモデルほ場は農用地でございますので、実効性のある対策を期待しております。

次に、人・農地問題解決推進事業について伺います。

農地の有効利用のため、国の事業を最大限活用しつつ、本県独自の支援を行い、農地の利用集積や耕作放棄地対策を積極的に推進するために、県は平成25年度予算額1億9,623万9,000円を計上しております。

それでは、集落での話し合いに基づき中心となる経営体への農地の集積と地域農業のあり方を記載した人・農地プランを作成する取り組みを支援する事業について、また、人・農地プランに位置づけられた担い手への農業集積に、経営転換や離農等を契機として協力する者に協力金を交付する事業、さらに、農地の連担化に協力するものに協力金を交付する事業への取り組み状況等についてお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

まず、人・農地プランについてでございますけれども、農業者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加など、地域農業が抱える人と農地の問題を解決するために中心となる経営体の育成や、農地集積の推進並びに将来の農業経営のあり方等を農業関係者が話し合っって作成していくもので、作成した後でも必要なときには見直しができるというものでございます。

当市におきましては、認定農業者や農事組合、農業法人等を含め、今後の中心となる経営体として位置づけ、平成24年度に作成をしたところでございます。

また、農地集積協力金につきましては、交付対象要件として、リタイヤする農業者などが地域の中心となる経営体へ全ての自作地を白紙委任することにより協力金が交付されますが、現在のところ、実績としては本市ではございません。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） それでは次に、耕作放棄地再生利用緊急対策事業について伺います。

同事業については、国は平成21年度から平成25年度まで継続しており、また県は耕作放棄地緊急対策総合対策事業を行っておりますが、実施主体の地域耕作放棄地対策協議会は、県内44市町村に設置されております。そこで、本市における取り組み状況等について伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

荒廃した耕作放棄地を借り受けて作物生産を再開する農業者、農業者組織、農業参入法人等が行う再生作業や土づくり、作付、加工・販売の試行、必要な施設、例えば用排水路施設、それから農業用機械・施設等が該当しますけれども、これらの整備等の取り組みを総合的に支援する事業を対象とする、平成21年度から10年間の事業でございます。

具体的には、障害物の除去・深耕、整備等の再生作業に要した経費の2分の1の交付金の外に、面積に対する定額の交付金がございます。定額の交付の場合は、10アール当たり7万7,500円、営農定着として2万5,000円が交付されてきましたけれども、平成26年度から10アール当たり、再生作業で5万円、営農定着として2万5,000円が交付されるということになっております。

ちなみに、当市におきましては、農業生産法人等がこれまでに田1.3ヘクタール、それから畑14.9ヘクタールの農地を再生利用しております。耕作放棄地の解消に取り組んだというような実績でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 県においては、平成26年度に農地中間管理機構等を活用し、担い手

の農地集積と集約化を進めるとともに、耕作放棄地再生利用交付金等を活用し、耕作放棄地の発生防止・解消を図っていくと述べております。担い手の農地集積の推進については、農地中間管理機構事業に2億9,226万7,000円を予算化、また機構集積協力金事業に2億4,982万8,000円を予算化しております。さらに、耕作放棄地の発生防止・解消については、耕作放棄地再生利用交付金及び茨城の畑地再生事業等が予算化されておりますので、今後とも耕作放棄地の発生防止に最善を尽くしていただきたいと思っております。

次に、空き地等の適正管理について伺います。

那珂市空き地等の適正管理に関する条例が平成18年4月1日から施行されております。この条例の目的は、空き地等の管理の適正化を図ることにより良好な生活環境を保全し、もって市民の健康の維持及び安全な住民生活を確保することを目的としております。

しかしながら、雑草等が繁茂し、さらに廃棄物等が放置されている状態で、地域住民に迷惑を及ぼし、良好な生活を著しく損なっております。私も、空き地等の雑草の問題、そして空き地への廃棄物が置かれ環境に害を及ぼすおそれの問題など、多くの住民から毎日が不安であるとの相談を受けております。私もボランティア活動で資料5と6のように、ゴミが不法投棄された土地、草木が背丈以上に生い茂った土地等の再生に取り組んでいるところでございます。

そこで、空き地管理に対する市民からの苦情に対して、市はどのように対応しているのかをお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えします。

空き地等の所有者は、雑草等が繁茂し、近隣住民に迷惑を及ぼさないように除草するなどして、空き地等を良好な状態で維持管理する責務があるわけでございます。市といたしましては、空き地等の管理に関する苦情や相談があった場合は、那珂市空き地等の適正管理に関する条例に基づき、現地を確認後、雑草等の除去、空き地等の改善のお願いを空き地等の管理者に通知させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 次に、空き地に関する市民の声に対し、行政側の対応であります。

私が相談を受け、担当課へ相談した事例を2件ほど紹介させていただきます。

1点目は、菅谷一の閑地内でございます。そこは菅谷西小学校近くの土地で、住宅の建ち並ぶ一画にあり、一時は果樹を植え、また資材置き場となっておりますが、ここ数年は土地利用がされず、土地所有者も全く管理していない状態が続き、雑草が生い茂る土地となっております。近所に住む方は、雑草の花粉に悩まされ、火災の心配も抱えて生活をしているということでもあります。担当課では、条例に基づき現地調査、土地所有者への通知などを行っていただきましたが、一向に改善されず、市外の所有者宅まで訪問していただいたところ

でございます。その結果、住所地には家はなく空き地になっていて、ここも雑草で覆われていたと報告を受けております。

2つ目の事例は、菅谷鷲内地内でJR水郡線脇の篠の生い茂った土地で、周辺には40戸ぐらいの住宅がございます。条例に基づき、土地所有者である東京都内の不動産業者へ通知していただいた土地ですが、これもまた土地所有者としての適正管理を怠っている例でございます。

市では、このような空き地管理者に対して具体的な対応をどのようにされてきたのか。土地所有者に対しての指導及び勧告状況等についてお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） ただいま申し上げましたように、まず、適正管理を怠っている空き地管理者に対しましては、改善のお願い通知をさせていただいております。しかし、改善通知したにもかかわらず十分な対応がとられずに放置されたままの土地所有者に対しましては、さらに勧告通知をしております。

空き地等の適正管理に関する指導及び勧告の状況につきましては、平成23年度から本年度までの3年間で申し上げますと、平成23年度は相談・指導の通知の件数が17件で、そのうち勧告通知は1件でございます。平成24年度は、相談・指導通知の件数が38件で、勧告通知は2件でございます。本年度は、2月現在までとなりますが、相談・指導通知の件数は59件で、勧告通知は1件でありました。毎年度相談件数はふえている傾向にございますが、適宜対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） ただいま2例ほど事例を申し上げましたけれども、空き地管理について理解が得られない事例があると思われま。このように指導及び勧告に従わないときの措置命令状況についてお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えいたします。

ごく一部の案件につきましては、所有者が不明であったり、管理者が県外に住んでいたり、あるいは空き地管理について理解が得られないため十分な対応がとられていないといったことで、苦慮していることも事実でございます。

条例には、措置命令として、指導または勧告に従わないときは、期限を定めて雑草等の除去または空き地等の改善について必要な措置を講ずるよう命ずることができる規定にはなっておりますけれども、土地管理者の理解を得ることを第一として、根気よく指導・助言をしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 最後になりますが、那珂市空き地等の適正管理に関する条例を見ますと、目的、用語の定義から、所有者の責務、市長の指導・勧告、市長の措置命令、業者のあっせん、立入調査等の8条から成っております。行政が積極的に空き地に対して対応していくため、第7条で立入調査を定めていると解釈しておりますが、住民の安全や生活環境を保全することを目的としたこの条例の運用に関し、職員の立入調査状況はどのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） 立入調査に関しましては、議員ご指摘の条例第7条の規定の中で立入調査権限を有しておりますので、空き地等の管理不良改善のため調査が必要な場合は、管理状況や、その他必要な事項の調査を行っております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 今回は、耕作放棄地と空き地等の適正管理について伺いましたが、耕作放棄地となる主な原因は、農業従事者の高齢化や農業後継者の不足、また農産物の価格低迷による農業離れなどが考えられます。その結果、耕作放棄地には雑草が繁茂し、さらには不法投棄が発生します。

そこで、良好な生活環境を保全し、市民の健康の維持及び安全な住民生活を確保するために、またボランティアによる作業等が支障なく行えるよう、今後とも、空き地等の適正管理に関する条例に基づいた取り組みを強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告4番、石川利秋君議員の質問を終わります。

◇ 寺 門 厚 君

○議長（助川則夫君） 続いて、通告5番、寺門 厚議員。

質問事項 1. 市長の施政運営について、2. 子供の定期予防接種について、3. 戸多小学校の芳野小学校への統合について。

寺門 厚議員、登壇願います。

寺門議員。

〔2番 寺門 厚君 登壇〕

○2番（寺門 厚君） 議席番号2番、寺門 厚でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

最初に、市長の施政運営についてお聞きしてまいります。

市長の施政運営についてですが、市長の平成26年度の施政方針では、市政10周年記念行事及び提携業務といったものがメインというふうになっております。これからの10年につい

ては、那珂市はどういった方向に進んでいくのか、非常にわかりにくいという点がござい
ます。

那珂市を取り巻く環境は、少子高齢化、地方経済の活性化不足、税収減、交付税減、自主
財源不足と地方自治体の競争激化など、非常に厳しいものがございます。進むべき方向が混
迷を極める今、市民から求められているのは、これから10年、20年先、いや50年先の輝け
る那珂市のありようはどうあるべきなのかについてではないかと思えます。それを明確に示
し、この那珂市を強力に牽引していくことであり、それがリーダーである市長の役割である
といえます。

そこで、これから那珂市の将来についていくつかの質問をさせていただき、その方向性を
明らかにしていきたいと思えます。

1 番目の質問になりますが、市長は就任4年目ということで、その所見と取り組みについ
て伺ってまいりますけれども、先月、2月13日、毎日新聞茨城版に、小さく「海野那珂市長、
再選出馬の意向」という記事が掲載されておりました。その中で、10年間市長を続けられ
ばやりたいことができるというふうに述べておられます。それで再選出馬の意向を明らかにし
たということと、道の駅構想、これが実現が困難になっているという2つの大きな点が載っ
ておりました。この2点について、発言の趣旨と根拠についてお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 議員のおっしゃるとおり、今回の記事に係る発言自体は、言ったこと
を記事にしたという感じですね。ただし、定例記者会見を行いました、その終了した後に、
いわゆるぶら下がりというんですか、雑談の中で申し上げたことが記事になった状況であり
ますので、私の本来意とするところにつきましては、この場で改めてご説明を申し上げたい
と思えます。

冒頭の10年間、10年一昔と言われますけれども、10年間続けられればやりたいことがで
きるということですが、まずは、これが再選出馬の意思表示ではないということは、明確に
申し上げておきたいと思えます。どのようなことでもそうですけれども、時間があってもで
きないものはできないし、10年という時間の中でできるものはできるんだというような趣旨
で申し上げました。

しかしながら、私としては、那珂市長としてのこの3年間、公約に掲げた施策の実現を目
指して、また市民生活の安全・安心の確保のためにあらゆる施策の推進に全力を傾注し邁進
してきたつもりでございます。今、私の考えとしてあるのは、残されたこの1年間、1年を
切ってしまいましたけれども、与えられた職責を十分に全うすることが私の責務であ
ると考えております。1期4年ごとに目指すべきものを着実に実現していく中で、将来の展
望はおのずと先が見えてくるものではないかというふうに考えております。

続いて、道の駅についての発言ですけれども、構想が実現しなかったという点につきまし
ては、これは瓜連庁舎の附属庁舎ですね、これを道の駅にするという構想でございましたけ

れども、残念ながら議会において理解を得られなかったという結果でありましたので、それを申し上げたところであります。

また、現時点でその道の駅に代わるものが政策上まだ具体化しておりませんので、その現状を申し上げたところであります。

以上です。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） ただいまの答弁によりますと、正式な記者会見終了後の雑談ということが再選出馬という取り上げ方になったというお話で、本意ではなかったということでございますけれども、私も毎日の記者に確認をいたしました。そうしましたら、やっぱり再選出馬という名言はないということと、10年間のこの答えですね、これを解釈をして再選出馬と表記をしたという回答をもらっております。さらに、どう受け取るかは読者の判断に任せられるということも言うておりました。

ということは、本意でなくても、記事は全く違う意味で表現されてしまうということになります。要は、やっぱり市長たるもの、発言には、いついかなる時期でも、受け取り手側への十分な配慮が肝要であるということをお忘れにはならないと思いますので、その点は念を押しておきたいと思います。

再度お聞きしますけれども、再選出馬の表明についてですが、最初に議会へ表明すべきではないかと私は思いますが、その点についてはいかがお考えですか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 聞いていただければ、ちゃんと答弁をするつもりなんですけれども、今後のことにつきましては、しかるべき時期に、しかるべき場所で、はっきりと明らかにしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） まさにおっしゃるように、しかるべきときに、しかるべき場でなければ意味がないということでもありますので、くれぐれも今後についてはお忘れなきようご注進申し上げておきます。

また、道の駅建設構想については、任期中の実現は困難と今の答弁にもありましたけれども、平成24年に、既にもう市長においては、市政報告会で道の駅に代わる施策を検討していただくのと、特産物PRと産業の振興を図っていくというふうに明言をしております。それが今になってできていないということについては、やはりちょっと考え直すいただく必要があると思います。やはり那珂産品物産販売拠点、これの設置を最優先重要課題ということ取り組む必要があると思います。今年度中に道筋だけでもしっかりとつけるべきではないでしょうか。お伺いします。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えします。

先ほども申し上げましたように、もとの瓜連庁舎の附属庁舎を活用しての道の駅の構想はなくなりました。やはり観光や地場産業の振興のためには、拠点となる施設、例えば物産センターのような機能を持つ施設が必要であると考えます。当然、選挙公報等で公約として掲げた事項でもありますので、何らかの形で実現したいという考えは変わっておりません。残り1年を切ってしまったんですけれども、その道筋がつけられるように、職員ともども知恵を出し合っ、鋭意努力をしていきたいというふうに思っております。

また、議会皆さんにおかれましても、いろんなご提言等をお聞かせいただければ大変ありがたいというふうに思っております。

いずれにしましても残任期間、一生懸命、道筋をつけるために努力をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 総力を結集して、ぜひともその道筋をつけていただきたいというふうに思います。

市長はこの3年間、未曾有の東日本大震災に見舞われ、その復旧に注力され、市民の安全・安心な生活を守ることを第一に考え行動してこられました。そして、公約を果たすべく取り組んできたことは評価できるというふうに私は考えております。任期残り1年となりましたが、今年度は具体的に特に何をおやりになるのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えします。

私がこの3年間取り組んできたことに対しまして、議員のほうから一定の評価をいただきましたことは、大変励みに思うところであります。市長としての任期は残り1年を切ってしまいましたけれども、まずは、先日この場で表明しました施政方針のとおり、第1次那珂市総合計画後期基本計画に即しまして、各分野の施策について着実に実現していくのが市長としての私の大事な役目であると考えております。

その上で、公約の実現でございますが、市長として市民の皆様等にお約束した公約、10項目のうち8つの項目につきましては、おかげさまで議会の皆様のご理解、ご協力をいただきながら実現することができました。残り2つのうち1つは、先ほどからお話に出ています道の駅に代わる構想の実現であります。これにつきましては答弁で先ほど申し上げたとおりでございます。もう一つは企業誘致であります。まずは、那珂西部工業団地ですが、やはり工業団地、これ自前で持っておりませんので、そういう制約の中で努力してきたところではありますが、いまだ誘致に至っていないという現状であります。

しかしながら、私としましては、大規模商業施設の進出や、那珂研西地区の開発あるいは東京ガスパイプライン整備に伴うバルブステーションの設置など、広い意味での企業誘致で

あるというふうにとらまえております。

税収入の確保も大事ですが、雇用の場の拡大も重要であると考えております。行政の役割として、企業の進出を促すような環境整備を図りながら、今後も引き続き課題を一つ一つクリアし、スムーズに進捗するように努力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 公約実現ができていない企業誘致と道の駅に代わる構想に取り組むということですが、税収増や雇用拡大につながる企業誘致は、工業団地ばかりでなく、今お話がありましたように、そのほか市遊休地、これも含め、企業や大規模商業施設等幅広く志向し、実現へ向け、さらなるトップセールスを強力に発揮していただいて、積極的に進めていただきたいと思います。

次に、市町村合併について伺いますが、市町村合併は最大の行政改革であると言われております。当那珂市も、那珂町と瓜連町が合併して、もう10年になります。そして10周年記念式典行事も開催を予定されております。特に名誉市民称号授与もあり、先人たちの偉業に学び、市の将来像を見据えていくと言っておりますけれども、那珂市のこれから10年、20年の将来像について、市長はどのように描いているのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えいたします。

第1次那珂市総合計画後期基本計画においては、目標年度である平成29年度の人口推計を行い、それに基づき、「市民とともに創る豊かな生活文化都市」という将来像を掲げております。

後期基本計画では5年後という短期の将来予測であります。10年後、20年後の長期の見通しにおいても、人口減少、少子高齢化の進行は確実に、急速にやってくるというふうに考えております。しかしながら、この要素を悲観することなく、これまで進めてきた安全・安心な住みよいまちづくりの取り組みをさらに推進するとともに、先人の偉業や歴史・文化に学ぶ機運を高めていきたいと考えております。

市民の間にふるさと那珂市を誇りに思い、また愛する心、愛郷心を培うことで協働によるまちづくりの体制を確固たるものとし、市民が日々の生活において物心両面で豊かさが実感できる、そのような生活と文化が融合した都市建設が実現できればと、私なりの将来像を描いているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） ただいま答弁いただきましたけれども、平成29年には「市民とともに創る豊かな生活文化都市」、那珂市の将来像ということですが、これはどんなまちなのか、都市なのかというと、今お聞きしてもちょっとイメージが湧かないということがございます。

ので、具体的にイメージできる姿にして、わかりやすいように表現をしていただければなどというふうに思います。

一般市民の方へも、当然さまざまな機会をとらえ、折に触れ、那珂市をこうしたいと市長みずから語って、実際絵が描けるようにお話しをいただきたいと、そういうふうに考えます。

次に、昨年10月にひたちなか青年会議所主催で開催されました那珂大地フォーラム2013の「那珂大地は一つ」という会合がございまして、私も一市民として参加してまいりました。この中で、テーマでありました「那珂大地は一つ」ということについて、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） ひたちなか青年会議所においては、以前から「那珂大地は一つ」というテーマを掲げて、この地域の広域連携のあり方を研究しております。私も、実はこの2013の那珂大地フォーラムにはパネリストとして、地域3首長とともに参加をさせていただきました。那珂市・ひたちなか市・東海村には、それぞれ静神社、酒列磯前神社、村松虚空蔵尊があり、この三つの神社に囲まれた地域は江戸時代から300年以上にわたって豊作祈願などの祭礼を中心に、生活圏をともにしておりました。十三参りに村松虚空蔵尊に行かれた方も、この中にはたくさんいらっしゃると思います。

残念ながら、昭和の初期に一度廃れてしまいましたが、今改めてそのつながりを再生し、地域の課題を解決する手法の一つとして活用しようと、ひたちなか青年会議所において熱心に活動を展開しているところでございます。

私も、生活圏域を同じくする自治体同士、例えば災害時の連携や干し芋のブランド化など、合同で取り組むべきことは数多くあると思っておりますので、共感する部分はたくさんございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 地形的にも那珂大地に位置しており、歴史的に生活圏が同じであるという自治体同士であることは、よくわかりました。

自治体経営が厳しい今だからこそ、事務事業の広域連携、交通、産業等の連携をもっと進めるべきではないかと思えます。那珂大地は一つということで、同じアイデンティティを持つこの2市1村ですが、ひたちなか市、東海村との広域連携を踏まえて、合併についてどのように考えていらっしゃるかお聞かせいただきたい。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えします。

これまで、地方自治の歴史の中では、明治22年ですか、これを皮切りに半世紀ごとに合併が行われてまいりました。昭和の大合併、それから平成の大合併とございました。

また、平成の大合併から10年前後が経過しているところであります。そうした中で道州制

の導入を見据えた中で、各地で次の合併に向けた動きが出始めております。地方自治体においては今後さらに、先ほど申し上げたように少子高齢化ですか、人口減少が進み、ますます多様化・複雑化する課題を解決するためには、自治体ごとではなく広域的に対処をしたほうが効果的であり、また効率的であるということが数多くあり、議員ご指摘のとおり、そもそも一自治体では解決できないような問題も現に存在しております。

そのような中、先ほども申し上げましたとおり、この2市1村は歴史的にも、また生活上も深い関係にあります。さまざまな分野で広域的な連携が図られた、その先に、いずれ合併という議論が出てくるかもしれませんが、現時点では、この地域で隣接する自治体同士、まずは職員レベル、お互いに学んだり、議論したり、それぞれが抱える課題や問題などについて認識をともにできるような機運をつくるほうが、具体的に合併の可能性を論議するよりも、まず順序が先であろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 合併については、合併ということが先ではなく、まずは那珂大地の同じ自治体として広域でお互いが連携をして、お互いが発展していけることが重要であるということだと思いますけれども、全く私も同感でございます。

まずは、やはり職員レベルの勉強会から始めて、それを進めていった、その先に、今おっしゃっていました合併の話が出てくるという姿がいいのではないかとこのように考えます。であれば、早速その勉強会を立ち上げて、前へ進めていただければというふうに要望をいたします。

続きまして、合併についてですが、最近、つくば市・土浦市の合併、中核都市で35万以上の人口になります。県下第一ということで、勉強会が発足したということに伴いまして、水戸市長も合併について周辺市町村に働きかけていると聞いております。今後、水戸市長から合併についてのお話があったときにはどのように対応されるのか、市長のお考えをお聞かせいただきたい。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えいたします。

合併の相手がどの自治体であれ、先ほど申しましたように、まずは職員同士、勉強会を通して共通理解を図ること、これがないとなかなかスムーズな合併とはなりませんので、そういった勉強会を通して共通理解を得ることが第一であり、また重要であるというふうに考えております。十分に勉強会を重ねて、初めて具体的なすり合わせができ、合併に向けた準備が整っていくものであるというふうに思っております。

那珂大地のひたちなか・東海に限らず、仮に水戸市から合併ということではなく、まず勉強会というお話があれば、広域連携の一つとして前向きに参加するという考えはあります。

合併においては、いかに条件を整理し、整備できるかが重要でございます。職員との議論

はもちろん、議員の皆様からも十分なご意見をいただきながら考えてまいりたいというふう
に考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 合併の話の前に、まずは勉強会の話があれば、広域連携の一つとして
前向きに参加するお考えであるということは、そのとおりだと思います。ぜひともそうして
いただきたいと思います。

合併については、那珂市民5万6,000人の行く末がかかっているということ、くれぐれ
も忘れることがないようにお願いをしておきます。

続きまして、魅力ある那珂市の顔についてお伺いをしてまいりますが、市外から那珂市に
おいでになる方は、鉄道もしくは高速道路を利用される方になろうかと思えます。玄関口で
あります上菅谷駅、それから道路では那珂インターチェンジということになりますが、これ
は玄関口ですから、人間に例えれば顔ということで、非常に重要な、大切な役割があるとい
うふうに考えております。

上菅谷駅にしましても、駅舎は新しくなりました、区画整理事業、まちづくりのほうは、
事業も含めまして道路はよくなりました。カミスガプロジェクトで年数回イベントがあつて、
そのときだけはにぎわっておると。ただし、349の旧道、そちらの商店街は少しにぎやかさ
が足りないなということ。

もう一つ言えば、上菅谷駅におりたときに、那珂市を代表するシンボルであるとか、ハー
ド・ソフトあわせて、何でもいいんですけれども、そういったものが全くないので、はてさ
てここはどこなんだろうなというような印象を強く持つのは、私ばかりではないと思えます。
これは同じようにインターチェンジも、おりたときに山間部の限界集落みたいな非常に寂し
い風景がありますので、これも非常に寂しい思いをするのは私だけではないというふうに思
います。

ということで、この那珂市の顔、市長はどのように感じておられるのか。これからどのよ
うな方策で魅力ある顔にしていられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えします。

議員のおっしゃるとおり、県外などから那珂市を訪れる方の玄関として、那珂インターチ
ェンジや上菅谷駅が挙げられると思えます。

ご承知のように、那珂市は自然豊かな田園が広がる地域と、菅谷地区を中心に商業地域や
住宅地域とが調和した魅力ある都市ではないかと思っております。

上菅谷駅周辺につきましては、市街地の玄関口として位置づけ、駅前都市区画整理事業に
伴い、駅舎の改修並びに駅前通りの整備などによる良好な都市環境の形成を図ってまいり
ました。一方、那珂インターチェンジにつきましては、首都圏から約100キロメートルに位置

し、利便性が高く、自然豊かな県北地域の玄関口でもあることから、有効な土地利用が図れないものかと感じているところでございます。

なお、今後の那珂市の魅力ある顔づくりですが、本市の地域資源である人や文化や歴史、食など、物を発掘し、那珂市の魅力を市内外に発信することでブランド力を高めることも、もう一つの顔になるものと思っておりますので、市民の皆様や議会の皆様のお力をいただきながら魅力ある那珂市の形成を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 那珂市の玄関口であります上菅谷駅前及び那珂インターチェンジは、今後、しっかりと活性化促進ということでお願いをしたいと思います。

那珂市は豊かな地域資源を持っております。それは、たくさん魅力あるものがございます。今お話に出ましたように、特に人や文化や歴史、那珂市のブランドとして内外へ大々的なPRをすることにより、魅力ある那珂市の顔となるというふうに私も思いますけれども、PRも積極的にさらなる強化をお願いしておきます。

最後の那珂市の基幹産業である農業の振興についてお伺いします。

農業を取り巻く環境は、TPP問題、これは解決しておりませんが、そのほか農地の流動化、減反政策の見直しということで、大変情勢が大きく変わっております。その中でも、那珂市はJAひたちなか、これが県北のJAと合併をするということで、組合員数5万4,000人、貯蓄残高2,970億円、行政地区で言いますと6市1村にまたがるということで、北関東最大のJA組織となるということが決まっております。

この新しいJA組織ができますけれども、本部を那珂市に置きたいというお話もJAひたちなかさんから来ておるといことも聞いております。このJA本部を那珂市に設置することについてどういうふうにお考えなのか、また対応はどのようにしていくのかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えいたします。

お尋ねの統合したJAの本部につきましては、5年ぐらいを目途に那珂市内に設置したいという意向を聞いております。

北関東最大のJA本部ができることにより、農業のみならず、那珂市に及ぶ影響は多大なものがあると思われれます。市といたしましても、私の持てるJAに関する人脈を最大限利用しまして、あらゆる手段を尽くして誘致に努め、最大限の誘致の協力をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 仮事務所ということで、本居地はしばらくは常陸太田、茨城みずほに

置かれるということを聞いておりますけれども、ずうっとそのまま本居地が常陸太田ということがないように、今市長がおっしゃったように、北関東最大のJA本部でございますので、ぜひとも県北農業振興の本拠地になるよう、最大限の努力・協力をされることを期待しております。

去年から、先ほども申し上げましたように那珂市を取り巻く農業環境が非常に大きく変わろうとしています。那珂市の農業をもうかる農業へ導くのは当然でございますが、この大きな環境の変化に対して、那珂市の農業の振興策、これをどのように考えているのかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 議員がおっしゃるとおり、現在の農業情勢は、継続して審議中ではありますが、TPPの問題や経営所得安定対策の見直し、また農地の中間管理機構による農地の集積問題など、日々目まぐるしく変化をしております。

このような状況の中で、食べていけるといいますか、もうかる農業を目指すためには、農産物の6次産業化並びに独自品質保証やブランド化などを実施しておりますが、さらに農業と商業の連携による販売拠点の確保など、高品質の高価販売ができるような対策を講じる必要があると考えております。

こういった必要性に最大限応えられるように努力をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） もうかる農業を目指すために農産物の6次産業化、那珂市6次品質保証やブランド化というのは既に始まっております。干し芋やシフォンケーキなどなどたくさん出てきております。あとは、やはり販売が最大の課題だというふうに言えますので、その販売網、販売拠点、今答弁にもありましたように、販売先の確保、これをしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

次に、先ほど新しいJA、北関東最大のJA組織ができるということで、本部所在地が那珂市ということになるわけですが、農業についても6市1村にまたがるこの農業方針、政策においてリーダーシップをとっていき、広域的かつ総合的な振興策を打ち出して新しいJAと連携していく必要があると考えます。市長はどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えします。

6市1村ごとに抱えている農業問題や、主となる農産物も違うと考えられることから、合併後は話し合い、会議を密にしまして、広域で連携して課題を解決できるよう、率先して振興策を打ち出していきたいと考えております。

また現在、J A経営人との意見交換の場も設けて、良好な関係を構築していく努力をしております。那珂市を県北の農業の中心としての位置づけをするような形で頑張っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 答弁にもありましたけれども、J Aとの連絡の場は設けているということでございますので、さらに、今度は農政課同士の勉強会や連絡協議会、これも設置していただいて、広域での話し合いをさらにさらに進めていただくことを要望いたしておきます。

次に、先ほど石川議員のほうからもありましたけれども、農地流動化ということで農地中間管理機構、こちらの役割、機能が非常に重要になるというところでございます。しかしながら、農地管理機構はお金と管理だけということになって、どうもあとは、実際のところは市町村の、特に地元の農業委員会、こちらが動かないと進展しないという危惧がございます。それについて、那珂市の農地利用を促進するためにも、この農業委員会の役割、機能強化についてはどのようにお考えになっているのか。

それと、耕作放棄地、遊休農地の農地利用、これ借り手が見つからない。要するに、全く借りてくれない農地の対策はどのように考えているのかお伺いをいたします。産業部長お願いします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

農地の中間管理機構関連法案につきましては現在施行されておりますけれども、現状としましては、県の農政部局、それから農業会議等で中間管理機構の内容について現在説明会が話されているというような状況でございます。具体的な運用方法、市町村の役割等については明確になっていないというのがまだ現状でございます。

なお、農業委員会の役割、機能強化ということにつきましても、明確な指針が示されておられません。動きとしては、平成26年度中に具体的な手法が示されるのではないかと思いますので、それに呼応するような形で、体制についても考えていかなければならないと考えております。

また、農地の貸し借りの問題でございますけれども、現在、利用権の設定などで対応しておりますけれども、中間管理機構の設置により、農地貸し借りの具体的な手続については、市町村と農業委員会が担うものと考えておりますけれども、中間管理機構という制度の中で総合的に対応をしていくべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 農地中間管理機構の機能、役割がはっきりしないと何も動きませんよというお話だと思うんですが、ある程度想定できる範囲は、あらかじめ準備できるものは準

備しておくということが非常に重要になるかと思えます。決まったから、さあ、動けといっても、実際は動けなくなりますので、その辺はよろしくお願いをしたいと思えます。

もう1点、農地貸し借り問題ですね、これについても現状やっておりますので、これはきちんとどうすべきか方針・方策を立てて検討しておくべきではないかというふうに思えますので、こちらでも検討をお願いしたいと思えます。

この農地貸し借り問題は、やはりスムーズな展開ということについては、その耕作地の基盤整備が不可欠になってまいります。畑のかんがい設備敷設、それから畑・田んぼの小規模土地改良、大型農業機械の通行可能な農業道路の整備など、農地インフラの整備、これほどのように考えているのかお伺いをいたします。産業部長、お願いします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

小規模農家の経営縮小というものが急速に進んでおります。それら農地の大規模層への集積が進まなければ、農業生産基盤の維持の上で大きな問題が生じるというところから、農地の再整備を推進しております。大型農業機械につきましては、ほ場の耕作区画、道路、排水路等を一体的に整備することで、効率的かつ効果的な整備として考えておりますので、受益者である農家の方々と協力のもと、本市としては基盤整備にてインフラの整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 農家の方々の協力のもと農地の基盤整備を行っていただき、インフラの整備をしっかりと推進されるようお願いをいたしたいと思えます。

○議長（助川則夫君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時20分

○議長（助川則夫君） 再開をいたします。

寺門議員、登壇願います。

〔2番 寺門 厚君 登壇〕

○2番（寺門 厚君） それでは、再開させていただきます。

2番目の子供の予防接種についてお伺いをしています。

那珂市においても少子化は大変な問題でございます。いかに子育てしやすい環境をつくるか、いかに若者の流出を防止するかなど、さまざまな事業を展開してその対策に当たっております。その中で、那珂市は住みよい市ランキングで県内4位でございます。市外からも、

子育てするなら那珂市ということで転入されてくる方もいらっしゃいます。

そうしたときに、新生児を抱えたお母様は、実に子育てが大変でございます。そこで、今回は転入者から見た乳幼児の予防接種の状況についてお聞きをしております。

那珂市に転入の際、乳幼児の定期予防接種、例えば住所移動、転入届1回の提出で、こども課から健康推進課母子保健グループでの定期予防接種まで受診できる手続が、ワンストップで完了できないのか、お伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） お答えいたします。

乳幼児の予防接種につきましては、種類が多い上、接種回数や接種時期も異なります。また、平成25年4月からヒブワクチン、小児用肺炎球菌、子宮頸がんが定期接種化されましたが、頻繁に制度改正が行われております。

議員ご指摘のとおり、市民の皆様にはワンストップで手続できたほうが便利ではありますが、接種漏れや接種誤りなどの安全性を考えますと、保健センターで母子手帳を確認しながら、転入された方のお子さんが受ける予防接種について説明することが望ましいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 今の答弁でございますと、接種誤りや接種漏れということで、安全性を重視すると、そこは難しいというお話でございますけれども、妊婦さんで寡婦といった方が転入した場合で言いますと、市民課、それから社会福祉課、こども課、健康推進課、この4カ所回らなくてはなりません。それに、余り話したくない事情も何度となく同じことを聞かれたりといったこともあります。特に窓口は、つい立て等の仕切り板もない。開放感が全開の窓口では、プライバシーも何もあったものではありません。手続の回数減も含め、ぜひとも再考をお願いをしておきます。

次にまいります。乳幼児の定期予防接種の状況と、定期予防接種を受けられなかった方に対してどのような対応をしているのかお伺いをします。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） お答えいたします。

乳幼児の定期予防接種の接種期間は、多くは7歳6カ月までとなっております。7歳6カ月を迎えた時点での接種率ですが、対象者469人に対し、結核予防のBCGは93%、麻疹・風疹予防のMRワクチン94.5%、ジフテリア、百日咳、破傷風予防のDPTが90%、小児麻痺予防のポリオ95%となっております。

予防接種の種類ごとに接種時期が定められており、この時期を外すと、無料ではなく自己負担となりますので、接種漏れがないように予防接種の勧奨を行っております。

乳児家庭全戸訪問時に予診票を渡して説明しているほか、保健センターで行う乳児健康相

談時にも、接種状況を確認して個別に指導を行っております。

そのほか、対象年齢児への個別案内、就学児健診での周知、ホームページ、お知らせ版での広報など、機会をとらえ、周知に努めております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） そうしますと、接種状況ですが、定期予防接種の種類が6種類あると。1種類で最大7歳6カ月までかかるということで、接種率の算出が非常に難しいということですが、今のお話ですと、最大10%の47名の方が接種できていないという計算になるのかなと思います。これは10年もたつと、470人というかなり大人数になるということが言えると思います。

この接種を受けていない方、いろいろ今告知を手厚くやっていますよということでございますけれども、受けていない方が就学中、学校へ行っているときに発症しますと、当然感染の危険性があります。当然、大人になって発症しますと非常に重体化するという例もございますので、いま一度保護者への告知あるいは勉強会開催も含めて、未接種の方への告知徹底ということをやっていただいて、未接種者を減らしていただくような対策を、ぜひとも検討されるよう要望をいたしておきます。

次に、予防接種を実際に受けられる医療機関についてでございますが、那珂市には小児科1カ所（キッズ）しかありません。近隣市町村で定期予防接種を受けられるというところになりますと、こちらは東海村で2件ございますけれども、それ以外は、例えばひたちなか、水戸市あたりでは受けられないというふうに聞いております。当然、お母さんは、おじいちゃん、おばあちゃんがいて面倒を見てくれる人がいるという家庭ばかりではありません。働いていらっしゃるって育休もとれないといった方もおられますので、ぜひとも、ひたちなかとか水戸市を含めた広域の場所で受けられるように、広域で定期予防接種ができる場所がないのかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） お答えいたします。

広域で予防接種を受けられるようにするためには、それぞれの医師会で承認をいただき、委託契約を締結する必要があります。さらに、委託料については格差があるときは、関係市町村との協議も必要になります。これらの手続を経た上で、協力をお願いできる医療機関に対して手続等の説明を行う必要がございます。

このように、各医師会との協議や合意等、クリアしなければならない課題があります。高齢者のインフルエンザのように茨城県が県医師会と広域で委託契約を締結していただければ、直接医療機関にお願いするだけで可能となりますので、県が実施してくれるよう、市長会などを通じて県に要望していきたいと考えます。

なお、那珂市では、乳幼児の予防接種を受けるときに、かかりつけの医療機関が市外にあ

るときは、かかりつけ医で予防接種を受けられる制度がございまして、転入された方などは利用されていらっしゃると思います。ただし、市内で接種したときは無料ですが、市と接種した市町村の委託料に差があるときは、その差額は保護者に負担していただくことになっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） ぜひとも県で広域の委託契約ができるよう、要望促進のほどをよろしくをお願いをします。

また、那珂市では、乳幼児の定期予防接種はかかりつけ医が、市外であれば市外のかかりつけ医で受けられるという制度があるということですので、ぜひとも活用して、お母様方の負担が減ればいいなというふうに思います。

また、差額についても、将来的には負担がないようにしていただければありがたいというふうに思います。

次、最後の質問になりますけれども、戸多小学校の芳野小学校への統合についてということで、統合になるのは、間もなく4月1からでございます。もう一月もございません。

先生方、PTAや保護者の皆様、各自治会の方々、関係の皆様のご尽力により、統合への準備は万端整っているかと推察いたしますが、安全対策等について、いくつかお聞きをしたいと思います。

最初ですが、芳野小学校への統合に伴うスクールバス、これの運行について、及び安全策についてお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（檜山英夫君） お答えいたします。

統合に伴いますスクールバスの運行につきましては、下江戸からのルートと若宮からのルートの2つのルートを決めており、午前7時50分を目安に芳野の学童保育所の駐車場に到着する予定でございます。

また、下校につきましては、午後3時と午後4時、それぞれのルートで2つの便を運行することを基本とし、乗りおりの際は、教職員の立ち会いのもと、安全確認をいたします。

バスの運行に当たりましては、芳野地区の児童がバスの運行ルートを徒歩で通学している区域があることから、運行会社に交通安全の徹底を指導しております。

また、芳野地区まちづくり委員会にはスクールバスの情報提供を行うとともに、安全対策等についてご協力をお願いしてまいります。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） わかりました。

下江戸及び若宮からの2ルートということで運行されるということでございますが、安全

対策として、その乗りおりの際には教職員が立ち会い、安全を確認するというございますので、これは毎日大変ではございますが、しっかりと立ち会いをお願いしたいと思います。

また、最近、高速バスの事故もございましたけれども、バスのドライバーさんの安全管理、こちらについてもしっかりとお願いをしていただきたいと思います。

次に、ただいまスクールバスの運行予定ということで、芳野小学校への進入路については鷲神社手前、いわゆる県道から三中の前を通って入っていくということでございますけれども、こちらの進入路は道路側溝ふたがなく、また通学路というはっきりした明示もございません。そしてでこぼこでありますし、非常に安全が危惧されております。ここの整備について、どのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（小林正博君） お答えいたします。

統合に伴う芳野小学校周辺の通学路の安全確保のため、歩道整備につきましては、用地確保等に時間を要し、早急に行うことができませんので、現道の中で歩行者優先となり、自動車運転者からも認識できる色合いを持ったグリーンベルト等の整備を、現在進めております。今年度も小学校北側の正門から118号にかけて整備を完了しました。残り三中の裏側ですね、これに関しても随時進め、夏休みぐらいまでには下水道整備に合わせた工事が完了するのかなというふうに考えております。

ただいま議員からご指摘のありました南側におきましても、スクールバスの運行ルートになっております。ここに関しては舗装もまだ、下水道の工事の後の本復旧もまだされていないということで、その本復旧に合わせてふたのかかかっていないU字溝をふたつきのものに取り換え、さらにグリーンベルトの設置を今後進めていきたいというふうに考えております。

施工時期につきましては、下水道との絡みがありますので、夏休みぐらいを目途に完了させたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 下水道工事の絡みもあって夏休み前ということでございますが、4月からもう新学年が始まりますので、できるだけ早くグリーンベルトだけでも整備をお願いして、児童たちの通学の安全を図っていただきたいというふうに思います。

次に、戸多小学校の跡地についてでございますが、私、平成24年の第4回の定例会の一般質問でもお聞きしております。戸多小学校がなくなってしまうと、戸多小学校にまつわる歴史や文化、書物、いろいろなものがなくなってしまうということは絶対に避けて、学校に関する写真や文書、関係者の記憶など、収集や保存について関係先と調整を図り、保存するよう準備を進めてほしいということで、その回答についてはしっかり準備を進めていきますということで聞いております。

では、その保存体制はできているのかお伺いをいたします。せっかく保存されるということでございますので、やはり戸多小学校区以外の方、多くの市民に戸多小学校の歴史・文化について見ていただけるような記念展示をされてはいかがでしょうか。

この2点を伺います。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（檜山英夫君） お答えいたします。

戸多小学校の重要な書類につきましては、芳野小学校に引き継ぐことになってございます。そのほか、これまでのさまざまな写真、記録などにつきましては、しばらくの間は戸多小学校に保管しておくことにしております。

なお、閉校に当たりまして、地域で閉校記念事業実行委員会を立ち上げまして閉校記念誌を作成しており、これまでの沿革や写真、関係者の記録なども取り入れた冊子が完成しており、この冊子でも、戸多小学校の歴史が読み取れるものとなっております。

また、ただいま議員よりご提案のございました記念展示や今後の保存につきましては、今後、学校跡地利用の結論も踏まえまして対応を考えてまいります。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） これまでの種々の記録や写真などは戸多小学校に保存されるということでございますので、やはり他地域でも戸多小学校の歴史について鑑賞できるように、展示会等の開催をぜひとも企画・実施していただきたいというふうに思います。

次に、芳野小学校に伴う児童のケアについてでございますが、今回の統合は教育及び行政上の問題でありますので、児童たちにはなんら責任はないんですけれども、一応、統合に向けて準備期間はあったにせよ、やはり新しい環境に入るわけでございます。これは通常の転校とはわけが違いまして、子供さんたちの心情はいかばかりかと。期待と不安入り混じった大変複雑な思いをされていると思いますので、この児童の皆さんたちについて、先生方、芳野小学校の皆さん、戸多地区、芳野地区の父兄やPTAの皆様から温かい見守りを関係各位に依頼済みかと思いますが、再度、教育委員会から関係各位への配慮がされているかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（檜山英夫君） お答えいたします。

統合に当たりましては、統合する戸多小学校の子供たちが、楽しく通学する、芳野小学校にいかになれ親しむことができるかが重要であると考えております。これらを踏まえ、昨年から両校の児童の交流会を開催し、子供同士の親睦やPTA同士の親睦も深めてまいりました。特に児童の交流会につきましては、平成24年度に1回、平成25年度に4回実施し、さらに年度内には1回の計画をしているところでございます。

また、児童だけではなく、戸多地区の保護者にも学校を知っていただくことが保護者の安

心につながりますので、芳野小学校において、戸多小学校の保護者を対象にした学校説明会を開催し、多くの保護者に参加をしていただいたところでございます。

さらに、統合後に戸多小学校の児童が安心した学校生活を送ることができるよう配慮をしております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 児童の事前交流会やPTAや保護者の交流会も行われ、児童へのケアも戸多小学校の先生が数名配置されるということで、特段の配慮をいただいておりますが、なにせ子供たちには通常の転校に伴う以上の心的負担がかかっておりますので、なにぶんより一層の見守り等の配慮を切にお願いをいたします。

○議長（助川則夫君） 発言残時間2分を切りましたので。

○2番（寺門 厚君） 次に、芳野学童保育所の跡地についてでございますが、時間の関係上、跡地利用について今後どのようになっていくのか、その建物等の壊し、これはいつごろになるのかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） お答えいたします。

建物についてはかなり古く、空き家として放置しておく不審火の心配もあることから、平成26年度当初予算で解体して、更地にする予算を計上しております。

跡地につきましては、地元のご要望を踏まえながら庁内で検討してまいりたいと考えております。

また、取り壊しや敷地の整備の時期でございますが、4月1日まで使用する予定となっておりますので、その後、入札等の手続を踏み、できるだけ早い時期に更地にしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 地元ではふれセンの駐車場とかいろいろ活用方法が出ておりますので、ぜひとも地元の声を聞いていただいて、有効な利活用をしていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告5番、寺門 厚議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（助川則夫君） 本日は議事の都合により、これにて終了し、残余の一般質問は7日、明日に行うことにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2時42分

平成26年第1回定例会

那珂市議会会議録

第4号（3月7日）

平成26年第1回那珂市議会定例会

議事日程(第4号)

平成26年3月7日(金曜日)

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 議事日程に同じ

追加日程第1 議案等の質疑

- 報告第 1号 専決処分の報告について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)
- 議案第 2号 那珂市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第 3号 那珂市公園墓地条例の一部を改正する条例
- 議案第 4号 那珂市環境審議会条例の一部を改正する条例
- 議案第 5号 那珂市障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 6号 那珂市放課後学童保育対策事業条例の一部を改正する条例
- 議案第 7号 静峰ふるさと公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 8号 那珂市公共下水道条例の一部を改正する条例
- 議案第 9号 那珂市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 那珂市水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 那珂市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 那珂市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 那珂市公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 那珂市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第15号 那珂市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 那珂市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例
- 議案第17号 那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
- 議案第18号 那珂市安全な飲料水の確保に関する条例

- 議案第19号 那珂市消防長及び消防署長の資格を定める条例
- 議案第20号 平成25年度那珂市一般会計補正予算(第4号)
- 議案第21号 平成25年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正
予算(第2号)
- 議案第22号 平成25年度那珂市下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 議案第23号 平成25年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算
(第4号)
- 議案第24号 平成25年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正
予算(第3号)
- 議案第25号 平成25年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会
計補正予算(第1号)
- 議案第26号 平成26年度那珂市一般会計予算
- 議案第27号 平成26年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算
- 議案第28号 平成26年度那珂市下水道事業特別会計予算
- 議案第29号 平成26年度那珂市公園墓地事業特別会計予算
- 議案第30号 平成26年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計予算
- 議案第31号 平成26年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算
- 議案第32号 平成26年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会
計予算
- 議案第33号 平成26年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第34号 平成26年度那珂市水道事業会計予算
- 議案第35号 那珂町・瓜連町新市まちづくり計画の変更について
- 議案第36号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 議案第37号 市道路線の認定について
- 議案第38号 市道路線の廃止について
- 議案第39号 工事請負契約の締結について

追加日程第2 議案等の委員会付託

追加日程第3 請願・陳情の委員会付託

出席議員(22名)

- | | | | |
|----|--------|-----|-------|
| 1番 | 筒井かよ子君 | 2番 | 寺門厚君 |
| 3番 | 小宅清史君 | 4番 | 助川則夫君 |
| 5番 | 綿引孝光君 | 6番 | 木野広宣君 |
| 7番 | 古川洋一君 | 8番 | 中庭正一君 |
| 9番 | 萩谷俊行君 | 10番 | 勝村晃夫君 |

11番	中崎政長君	12番	笹島猛君
13番	君嶋寿男君	14番	武藤博光君
15番	遠藤実君	16番	福田耕四郎君
17番	須藤博君	18番	加藤直行君
19番	石川利秋君	20番	木村静枝君
21番	海野進君	22番	木内良平君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	松崎達人君
教育長	秋山和衛君	企画部長	山田行雄君
総務部長	宮本俊美君	市民生活部長	秋山悦男君
保健福祉部長	萩野谷康男君	産業部長	宮田俊三君
建設部長	小林正博君	上下水道部長	岡崎隆君
教育部長	檜山英夫君	消防長	根本榮君
会計管理者	柏村泉君	行財政改革推進室長	平山俊夫君
危機管理監	富田慶治君	総務部次長	川崎薫君

議会事務局職員

事務局長	城宝信保君	事務局次長	深谷忍君
次長補佐	渡辺荘一君	書記	二方尚美君
書記	萩谷将司君		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（助川則夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。欠席議員はございません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（助川則夫君） 議案等説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、本定例会の冒頭に報告したとおりであります。

なお、出席者名簿については、2日目に配付したとおりですので、ご了承ください。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付いたしてあります。

◎一般質問

○議長（助川則夫君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

これより順次発言を許します。

◇ 小 宅 清 史 君

○議長（助川則夫君） 通告6番、小宅清史議員。

質問事項 1. 公共交通機関の利用促進策を、2. 公共施設の利用促進を、3. 那珂市の魅力発信策について。

小宅清史議員、登壇願います。

小宅議員。

〔3番 小宅清史君 登壇〕

○3番（小宅清史君） 議席番号3番、小宅清史です。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

議会に貴重な議席をいただきまして、早いもので既に2年が経過しました。議会というのは、市執行部の監視という一面もありますが、市政を市民の立場で考え、住みやすいまちづ

くりという部分では、市長初め執行部の皆さんと共通な思いであります。一般質問は、私たち議員が執行部に対して自分の考えを直接提言できる貴重な機会と考えております。私たち議員一人一人も家に帰れば家族があり、家族も市民として地域のコミュニティの中で生活しています。本日も市民の皆様からいただいた貴重なご意見を私の言葉で代弁してまいりますので、執行部におかれましては、誠意あるご回答をいただけますようご期待いたします。

昨日の古川議員の職員提案の質問の中の話ではありませんが、最初から「無理だ」ではなく、一度は飲み込んで検討していただければありがたいです。

それでは、まず公共交通機関の利用促進をということでの質問をさせていただきます。

那珂市は、水戸市、ひたちなか市、日立市、東海村といった比較的大きな企業が立地する自治体のベッドタウンとして、ここまで人口をふやしてきました。文字どおり、市内に勤務する人は多くはなく、昼も夜も非常に閑静なまちで、住むには非常に条件のよいところがあります。新しい移住住民も獲得しながら住みよいまちづくりを目指し、都市計画も進めてきました。最近話題の「トカイナカライフ」という言葉があります。これは、都会と田舎の中間で快適な生活という意味の造語です。そこまではいきませんが、買い物や病院なども大きな不自由を感じるほどではありません。

那珂市の公共交通の現状を見ますと、南北に水郡線、太田線が走っております。茨城交通の路線バスが廃止になれば、バスは市内を巡航するコミュニティバスがあるのみです。今後の利便性、利用率を考え、市として、今後公共交通機関とどのように向き合っていくかをお尋ねしたいと思います。

まずは、このたびJR水郡線上菅谷駅の駅舎がめでたく新しくなりました。3月16日に新駅舎のオープニング式も行われますが、今回落成した上菅谷駅の特徴を教えてください。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（小林正博君） お答えいたします。

新上菅谷駅舎の特徴といたしましては、待合室の一部を市の情報発信スペースとして活用できるようにしていることでございます。このスペースから、市の観光情報や税務、福祉情報などを提供して、来訪者や市民に親しまれる駅になるように目指しております。

また、市と上菅谷駅とで地震等の大規模災害に関する確認書を取り交わしておりまして、災害が発生した際には、市民や鉄道利用者が駅を一時的に避難場所として利用できるようにしております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 避難場所になるとか情報発信になる、そういうことも市民に認知していってもらわないと、せっかく設置した意味がありません。また、震災があってからでは遅いので、市民への周知をしていただきたいと思います。非常にすばらしい駅舎になったと伺っておりますので、私もまだ行っておりませんが、今度利用してみたいと思います。

調べたところによりますと、上菅谷駅の乗車人数は、1日約650人前後だそうです。意外ではありますが、上菅谷駅は、水郡線の途中の駅の中で乗車人数においては常陸太田、常陸大宮に次いで第3位ということです。新駅舎完成をきっかけに上菅谷駅の利用がふえることを祈念してやみません。

今回、上菅谷駅舎の建てかえですが、もともとは都市計画の中での駅周辺の整備事業に伴い、市の予算で建てかえる前提で始まったわけでありましたが、これにより、ロータリー内での送り迎えや乗り継ぎの乗降の利便性、安全性が上がったと思われます。

今後、上菅谷駅をより市民に利用してもらうための対策などは何か考えていますでしょうか。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（山田行雄君） お答えいたします。

上菅谷駅につきましては、駅舎の改築や駅前ロータリー、駐車場、駐輪場などハード面の整備を行い、市の玄関口として利便性の向上を図ってまいりました。さらに、JR東日本に要望してまいりましたSuicaにつきましても、本年4月1日から利用が可能になり、利用者にとりまして便利になります。

一方、上菅谷駅から宮の池公園、今後整備が予定されている両宮遊歩道から図書館などへの回遊性を高めることも必要であり、それが駅の利用促進につながるものと思われます。

また、茨城県や沿線市町で構成する「水郡線利用促進会議」においてイベントカレンダーを発行し、水郡線の魅力を発信していきます。

そして、市において駐車場や駐輪場を整備していることから、パークアンドライドを推奨することにより水郡線の利用につなげていくとともに、その広報にも努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） ありがとうございます。

私もSuicaは利用しますが、あれは大変便利です。東京に行って帰ってきても、Suicaだけで事が済んでしまって、一円も使わないということもあるぐらいです。上菅谷駅周辺のお店やタクシーでも使えるようになると、さらに利便性も上がるのではないのでしょうか。

近年、大手企業などが事務所の統合などを進めていることもあり、勤務先が遠方になってしまったというような市民の方もいらっしゃいます。那珂市から都内まで通っている方もいらっしゃいます。ですが、現在、上菅谷駅から始発は6時1分です。常磐線等への乗りかえ、乗り継ぎを考えると、もう少し始発を早めてほしいという意見も市民の方から聞きます。

今回、上菅谷駅舎には職員が宿泊できる施設が完備され、女性専用の部屋も用意されたと聞いております。ですので、上菅谷駅を終点と始発とし、翌朝、上菅谷を始発とすることも

可能かと思われます。

そこで、水戸ー上菅谷間の終電を遅くし、始発を早くするということを提案していただきたいと思うのですが、そういうことは可能でしょうか。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（山田行雄君） お答えいたします。

先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、「茨城県水郡線利用促進会議」という組織の事業の一つとして、毎年JR東日本の本社や水戸支社へ要望活動を実施しておりますので、議員よりいただきましたご意見を要望してまいります。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） ありがとうございます。

水郡線は、旧太田鉄道から数えて今年で117年だそうです。時代とともに運ぶものは変化してきたかもしれませんが、市民に愛される鉄道であってほしいと願うばかりです。

ですが、一方で震災の際、那珂川、久慈川の橋がほとんど通行どめになってしまいました。水郡線も陸橋が被災してしまい、やはり通れなくなってしまいました。昨日の市長の答弁にもありましたように、私も、ひたちなか市、東海村、那珂市の2市1村の広域連携は進めていかなければいけないという考えであります。

余談ではありますが、昨日市長が寺門議員の質問に、道の駅に代る提案があればしてほしいとおっしゃっておりました。道の駅は、常陸大宮市での準備が既に進んでいますので、国道118号線での効果は余り見込めません。せつかくですので、私の考えを申し上げますと、私は、那珂湊の魚市場の一角に那珂市のアンテナショップを開くことが、那珂市のPRに一番効果があると思います。近隣で県外から購買意欲に満ちあふれた人があんなに訪れるところはあります。那珂市・那珂湊で名前も似ていますので、お客様へのブランドの浸透率が違います。

そこで、那珂市ブランドを買って、那珂市を知って興味を持ってもらい、次は那珂市に訪れてもらえるような戦略——いわゆるアンテナショップなんです——をしていってはいかがかと思うんですが、市長、いかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 急なご質問で。アンテナショップを魚市場につくりたいということですけれども、商工会とかそういったところに働きかけるというか、打診することは可能ですので、口を動かすだけのことで、お話はしてみたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

那珂台地は一つですので、遠慮することなく連携を持ちかけていただきたいと思います。

ます。

すみません、本題に戻ります。

例えば菅谷からひたちなか市へ行こうとした場合、公共交通機関では水郡線で水戸駅に出て、そこから常磐線に乗り継がなければなりません。東海駅も同様です。つまり、橋を渡らなければなりません。しかし、ひたちなか市、東海村、那珂市は橋を渡らない隣接ですので、1カ所ターミナルになる場所を設け、ひたちなか市、東海村の各循環バス——東海村には循環バスはないようですが——を乗り入れができるようにすれば、循環バス、いわゆるコミュニティバスですね、での市町村への乗り継ぎが可能になります。また、高速バスへの連結もできれば、利便性はさらに広がります。

それをつくるに当たって、現在、菅谷の寄居地区で大型ショッピングモールの開発計画が少しずつ進んでおります。ですので、そういう大きな商業施設の隣接にバスターミナルをつくれば、その地区で予想される渋滞の緩和にもなります。そのような計画も検討されてはいかがかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（山田行雄君） お答えいたします。

初めに、ひたちなか市や東海村とのひまわりバスの乗り入れでございますが、市といたしましては、平成24年10月に策定しました「那珂市地域公共交通連携計画」において、隣接市村との交通機関としてJR水郡線や路線バスを位置づけ、ひまわりバスはJR水郡線や路線バスの補完系交通として、那珂市内の拠点を連携する役割と位置づけているところでございます。

現在の路線バスの状況を見ますと、自家用車の普及と少子化により利用者が激減し、茨城交通が運行しておりますバス路線、水戸－太田線も廃止せざるを得ない状況となっていることを考えますと、市による新たな路線の運行や乗り入れができるようなバスターミナルの設置につきましては、困難であると考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） ありがとうございます。

これも、1市だけではできないことですので、ぜひ近隣市町村との話し合いの中でいろいろ検討していただければと思います。

茨城交通の路線バスの廃止は残念ではありますが、ひまわりバスのようなコミュニティバスは、そもそもの用途が違います。高齢者や子供の生活交通の確保や公共施設への移動手段の確保などが目的であり、路線バスが走っていない地域や他の交通手段がないところを走らせるためのものです。ですので、採算ベースでは当然赤字になります。バスに限らず、行政サービス全般に言えることですが、民間企業のように全て損益ではかれるものではありません。

そこで使われるのが費用便益分析です。

費用便益分析とは、課題解決の案を実行するために、必要な費用に対して得られる効果を客観的に算出し、そのバランスで複数の案を比較することによって社会的に望ましい案を選択するという方法です。

つまり、バスに係る経費を計算した上で、一方でどのような効果が生まれるかということです。近隣の経済波及効果やコミュニティの活性化効果、住民活力の向上など効果の種類はさまざまですので、一概には言えません。もし、大型ショッピングモールのようなものができて、上菅谷駅からそこまで無料バスが走ったら、それによって得られる効果は少なくないと思います。単なる利便性だけを追及するのではなく、乗車することを楽しめる環境づくりもできるのではないのでしょうか。

さらに、その先にバスターミナルがあり、ほかの市町村のコミュニティバスにアクセスできれば、非常に選択肢が広がります。ご存じのように、茨城県北東部には、水郡線、常磐線が縦に走っております。それに沿って国道6号、349号、そして常磐自動車道があり、縦の移動は非常に優位性があります。そこにアクセスするために、現在、デマンドタクシーが市内を運行しております。

現在のデマンドタクシーの利用状況につきましては、昨日の木村議員の質問の中でもありましたように、本年1月末現在登録数は1,395人、延べ利用者9,072人となっており、1日平均50人との答弁がありました。デマンドタクシーも公共交通の一部だと大分認識されてきたということかと思えます。

そのデマンドタクシーで、例えば市をまたいで、ちょっと佐和駅までとかということは可能でしょうか。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（山田行雄君） お答えいたします。

デマンドタクシーの行き先につきましては、現在の運行形態上、市内の指定場所と設定しておりますので、市外には行けないようになっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） ありがとうございます。

利用者の声で、市外まで行きたいというような要望も出ておりますでしょうか。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（山田行雄君） お答えいたします。

住民からの要望の中には、市外への運行をしてもらえればありがたいというご意見はいただいております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） デマンドタクシーも運用が始まってまだ2年目ですので、PDCAを繰り返し、完成度を上げていくのだと思いますが、稲敷市や鹿嶋市などでは、さらに進んで、運転免許証のない市民に対しては地域交通利用補助券、つまりタクシー券の運用を始めています。デマンドタクシーよりも利用者個人の利便性も高く、車椅子等の障害者にも対応可能です。しかも、乗降場所のいずれかが市内であれば利用できるということになっておりますので、市町村をまたいでの利用も可能となっております。

那珂市でもこの制度を検討していったほうがいいのでしょうか。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（山田行雄君） お答えいたします。

議員お話しのとおり、稲敷市や鹿嶋市ではタクシー料金の助成事業を実施しております。これは、両市ともデマンドタクシー事業を実施しておりません。基幹交通であるバス等の補完としてタクシー料金の助成を実施しているようでございます。

那珂市におきましては、鉄道やバスの補完交通としてデマンドタクシーを運行しており、また、障害を持つ方にはタクシー利用助成を行っておりますので、現在のところ実施する予定はございません。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） ありがとうございます。

わかりました。デマンドタクシーはまだ始まったばかりですので、今後の展開を見ながら、そういう選択肢も探っていただければと思います。

今回の質問におきましては、水郡線を利用したほうがいい、コミュニティバスをもっと使ったほうがいい、常磐線に接続したほうがいい、タクシーをもっと自由に使えたほうがいいと、一見すると矛盾した主張に聞こえたかもしれません。しかし、そうではなく、公共交通は、その地域にある交通機関を全て含め最大限に利用して、交通弱者問題の解決策を考える必要があるのです。

単体での議論では問題の解決にはならず、全体を考えた再構築が必要となるときもあるかもしれません。そして、整備したものを利用するのはやはり人間でございます。市内アクセス状況を一つで見られるようなツールも必要になってきます。今は自動車を1人1台の時代です。しかし、若者の自動車離れ、高齢者の自動車事故も社会問題になりつつあります。これからの少子高齢化社会の中で、若い人が住みたいと思ひ、高齢者の方が住みやすいと思える優しいまちをつくっていくためには、公共交通機関はなくてはならない大切なアイテムです。そのためには、あらゆる手段を排除しない柔軟な発想で挑んでいただきたいと願います。

以上で公共交通の利用促進を終わらせていただきます。

続きまして、公共施設の利用促進についてということでございます。

市内には市保有の施設が複数あり、市民活動を行うに当たり大いに利活用していくべきと考えます。このたび、残念ながらしどりの湯は廃止となってしまいました。一番の理由は、やはり利用率の低下であったかと思えます。ほかの施設においても、利用料金での採算性で見れば、存続が危ぶまれる施設があるかもしれません。

先日の議会報告会でも、行政は必ずしも採算性にとられるものではないという市民の方からの意見もございました。先ほど公共交通の中でも言いましたが、行政サービスは、費用便益ではかるべきものであります。ですが、費用便益分析でも無意味と判断されることも大いにあるわけです。

誰も利用しないのに、光熱費、人件費を払っているだけではやはりよろしくはありません。しどりの湯におきましても、お風呂を廃止しても、やはり年間数百万の維持経費がかかると聞いております。ほかの施設においても同様、それ以上の経費がかかっているわけですので、市民が快適に利用できるような、おもてなしの精神が必要かと思えます。

そこで、お尋ねしたいのですが、現在、市内の市保有施設において、バリアフリー率、つまりバリアフリーになっていない施設というのはございますでしょうか。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） お答えいたします。

一部の小中学校等においては、玄関スロープの段差解消や多目的トイレの手すりが未整備のところがありますが、市内の公共施設につきましては、障害者や高齢者に配慮し、ほとんどの施設がバリアフリー構造となっております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） ありがとうございます。

では、一部になっていないということですので、小中学校のバリアフリー化についてはどのような計画になっているのでしょうか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（檜山英夫君） お答えいたします。

一部の小中学校におきましては、まだ未整備の状況がありますが、学校施設につきましては、大規模改造の時期に合せまして、昇降口のスロープ化や身障者用のトイレの設置等により、バリアフリー化を図っているところでございます。

また、大規模改造時以外にも、状況に応じた対応は図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） わかりました。順次対応していただきたいと思えます。

図書館のような無料施設は別ですが、公共施設は常に予約で埋まっているというわけではありません。施設の運営を考えれば、他の市町村の市民団体等が利用したいという場合には、

積極的にお貸しすべきかと思えます。使用料が入ってくることは重要でございますので、ぜひ、ほかの市民が使いたいという場合も、あいていれば積極的に使っていただくというほうがよろしいかと思えます。

茨城県内の施設利用のための「いばらき公共施設予約システム」というものがあります。那珂市のホームページからもリンクが張られております。市町村によって情報の載せ方はまちまちですが、ここでの那珂市の案内は余り親切とは言えません。料金等については、「詳細はお問い合わせください」とうたっているだけです。他の市町村を見ますと、結城市や阿見町は、細かく料金の詳細を載せており、利用したいと思った場合には、すぐに料金や予約手順を知ることができます。スポーツ施設を利用しに来た人は、近くで飲料を購入したりとか、食事をしていってくれるかもしれません。市外の方が来てお金を使ってくれるということは、非常に大切なことですので、これを獲得するためには、やはり努力をしていく必要があるかと思えます。

こういった施設も地域資源の一つですので、もっと魅力的な発信をしていくべきではないでしょうか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（檜山英夫君） お答えいたします。

市ホームページにリンクしてございます、議員おっしゃるとおり「いばらき公共施設予約システム」、これにつきましては、いばらき公共施設予約システム整備運営協議会が構築してございます。そのようなシステムでございますので、那珂市の情報の掲載については、市ホームページのリンクということで市外の方にも見られ、さらには利用促進に図っているところでございます。

今後は、システム利用者がわかりやすく利用できるように、運営協議会と協議して改善してまいるところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） ありがとうございます。

県内市町村の施設の案内が一覧で出ておりますので、ぜひ、那珂市の案内が一番親切で丁寧だと言われるようになっていただけたらうれしいです。

広域利用という話から逆を考えてみます。しどりの湯の温泉施設が廃止になり、4月から市民が優先的に利用できる入浴施設はなくなります。

そこで、市長にお尋ねします。

常陸大宮市や常陸太田市にある温泉施設や市内の民間入浴施設を市民が利用する場合、健康増進・予防医学の福祉の観点から、ある年齢以上の方には入浴料の一部を助成してはいかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えします。

入浴料の一部助成のお尋ねですけれども、近隣の日帰り入浴施設の入浴料金は、おおむね500円から800円で、夕刻になると300円から500円という料金になり、補助金を手当てするほどのものではないのではないかなというふうに考えております。

高齢者福祉の観点から考えた場合、入浴料の助成よりも、現在実施しております元気アップ教室、介護予防教室、シルバーリハビリ体操などの介護予防事業やひとり暮らしの高齢者等緊急通報システム事業、高齢者配食サービス事業などの高齢者福祉サービスの充実のため、効果的に予算を活用したいと考えておりますので、入浴料の一部助成については今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） ありがとうございます。

その元気アップ教室ですとか介護予防教室、シルバーリハビリ体操など、予防医学という観点で考えれば、そういうアクションは非常に素晴らしいことだと思います。

しかし、日本人にとっては、やはりお風呂というのは特別なものです。しどりの湯の廃止が決まってから、予想以上に多くの方々から残念だという声をいただきました。しどりの湯の廃止理由の中にも、市内外のお風呂施設があるので、そちらを利用してほしいと説明があったように記憶しております。お風呂代の一部を助成をと聞くと、突拍子もないように聞こえるかもしれませんが、埼玉県之行田市や本庄市では、「市民の経済的負担の軽減及び心身の健康保持を図り、高齢者福祉の向上を目的とする」と条例にうたって制定しております。ぜひ今後、前向きに検討していただければと考えます。市民の皆様の声を代弁し、お願いいたします。

以上で公共施設の利用促進についてを終わります。

続きまして、那珂市の魅力発信策についてでございます。

茨城県教育委員会では、高校2年生までの道徳教育の必修化を目指し、教材として新渡戸稲造の「武士道」を教材に取り入れると、茨城県教育委員長が先日、茨城県議会の場で答弁されました。道徳教育の中で「武士道」もいいですが、小中学生にはこの那珂市に郷土愛を持ってもらえるような道徳教育をお願いしたいと思います。

昨年、那珂市の名誉市民が4名制定されました。選定においては口を挟むところではありませんが、せっかく制定したのですから、ぜひ道徳教育に織り込んでほしいと思います。

先日、高萩市の高萩の四英傑という漫画の読本を拝見しました。手にとって読み出したところ、非常に楽しく、高萩市にゆかりのある人物が紹介されておりました。読んだ後、私は非常に親近感を覚えました。漫画という表現方法を教材に使うということには賛否があるかもしれませんが、地元の歴史を知る上で子供たちが興味を持つ入口としては、漫画は

最適だと思いました。文章だけでは味気なく理解もしづらいことも、漫画だと親しみを持って理解することができます。

多少の費用はかかるかもしれませんが、ぜひこの手法はまねしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（檜山英夫君） お答えいたします。

那珂市では、地域教科書「わたしたちの那珂市」を作成し、市内の小学校3年生、4年生に配布しております。

この地域教科書につきましては、地域の発展に尽くしました人々としまして、まず国会議員として教科書の無償化や、また青少年のために禁酒法・禁煙法の法律の制定、さらには水郡線の延伸などに尽力した根本 正、また、那珂川を利用して水路を開いた永田茂右衛門親子、さつまいもをつくることを広めた白土松吉などが掲載されているところでございます。

議員おっしゃるとおり、漫画での表現で興味を持たせるというのは大変効果があるとは考えておりますが、那珂市の地域教科書は、写真、さらには絵、児童のやりとり方式による説明など、非常にわかりやすいものとなっておりますので、また、この中には郷土かるた、その作成についての紹介するページもありますので、学校の工夫で手づくりの偉人のかるた、そういったものをつくることも考えられます。当面は、現在の地域教科書を活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） ありがとうございます。

小学生向けには、かるたもいい手法かと思います。絵本や紙芝居という方法もありますので、子供たちが親しみやすいように幅広く検討していただきたいと思います。

やはり小さなころに読んだものは、鮮明に覚えているものです。楽しく郷土史に触れられる機会をたくさん創出してほしいと願います。

そして、ふるさと大使ですが、先日、2人が新たに任命されて15名になりました。那珂市を広く全国的にPRするには、まだまだ多いとは言えません。しかし、このままただふやしていくだけでも、効果は限定的です。

先日のソチオリンピックで銀メダルを獲得した葛西選手は、わずか人口3,500人余りの北海道下川町を一気に全国的に有名にしました。そういった一発逆転的なPR方法は非常にまれなケースですので、やはり地道にPRを重ねていくしかないのだと思いますが、那珂市ふるさと大使に任命されている人たちは、なんらかの分野で優れた業績を残されている方々です。ですが、私たち市民がそれを知らなさ過ぎます。こういった人がいるんだと、まず市民が理解し、那珂市にはこういう人がふるさと大使でいるんだよというふうに発信することで、何倍ものPR効果が生まれますし、ふるさと大使自身の活躍の励みにもなっていくと思いま

す。

そのためには、市内・市民向けにふるさと大使のPRをしていくべきかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（山田行雄君） お答えいたします。

ふるさと大使につきましては、プロフィールの紹介を中心に、広報紙やホームページ上で周知を図っているところであります。

議員から、市民の認知度が低いというご指摘をいただきましたが、発信する内容についても、もっと市民の関心を引くようなものを考える必要があるのかと考えさせられたところがございます。

今後は、大使の活動状況などもこまめに発信しながら、まずは、市民に大使の存在を身近に感じてもらえるような情報発信に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） ありがとうございます。

昔より「江戸の大関より地元の三段目」という言葉があります。やはり地元びいき、お国びいきというのが昔からあるもので、逆に言えば、地元の人あつての気なわけです。そのためには、その人のなりを知らなければ、応援するにもできません。

先ほどふるさと大使が15名ではまだまだ少ないと言いましたが、もっともっと市民へ浸透させることで、那珂市民総ふるさと大使となっていくのではないのでしょうか。その15名を応援していくことで、市民がもっともっとほかに、一人一人が県外に発信していくことも可能となっていくと思います。ですので、市民への浸透をもっと努力していただければと思います。

最後になりますが、来年は那珂市誕生10周年になります。過去の10年を振り返り、さらに20年に向けたビジョンを確立していく年であります。行政、議会、自治会、市民活動団体、そして市民、融和を図り、地域間の隔たりもなくし、一体となつてすばらしい那珂市ビジョンを構築していくことを望まずにはられません。

幸いにして災害も少なく、肥沃な土壌で平地が広がるこの那珂台地でございます。非常に住みやすい環境だと思います。都心からも遠くはなく、那珂市で生まれ、育ち、家庭を持ち、そしてまた子供を産んで育てると、この至極単純で当り前のことが非常に難しい時代になっております。サケが生まれた川に帰るように、川がきれいであればサケは戻ってきません。10年後、20年後、この那珂市がどうなっているのか、今育っている子供たちがどうなっていくのか、思いをはせながら私の一般質問を終わりにしたいと思っております。ご清聴ありがとうございました。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告6番、小宅清史議員の質問を終わります。

◇ 遠藤 実君

○議長（助川則夫君） 続いて、通告7番、遠藤 実議員。

質問事項 1. DV（ドメスティック・バイオレンス）・虐待対策の推進について、2. 高齢者等の見守り体制の充実について。

遠藤 実議員、登壇願います。

遠藤議員。

〔15番 遠藤 実君 登壇〕

○15番（遠藤 実君） 議席番号15番、遠藤 実です。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、1つ目のテーマ、DV・虐待対策の推進についてです。

児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。また、ドメスティック・バイオレンス、いわゆるDV、つまり配偶者や交際相手への暴力もまた同様です。これらは、家庭内で行われることが多いため発見が困難なことや、社会の理解も不十分なことから個人的な問題として見られやすく、問題が潜在化しやすい傾向にあります。

また、加害者に罪の意識が低く、一方の被害者も助けを求めにくいため、周囲が気づかないうちに暴力がエスカレートして、被害が深刻化するという特性があります。

そして、その被害者の多くは、子供、お年寄り、障害者、そして女性という社会的に弱い立場に置かれる方々です。虐待や暴力は、ノーマライゼーションと男女共同参画社会の実現に向けて克服すべき重要な課題です。

また、私自身、行政書士としてこれに関連した相談を受けたことがあります。それは、夫からのDVでございまして、離婚協議書を作成するに当たっての相談でございました。これに悩んで、子供を連れて実家に戻ったということですが、夫が実家にまで連絡したり、乗り込んできたりして大変な状況だったと。警察沙汰にもなったようですが、離婚したくてもなかなかできなくて困ったという内容でございました。地方裁判所にも相談に行ってもらったこともあります。この方は、結果的には離婚できたんですけれども、こういうことというのは実際、結構起きているようです。

弱い立場にある方々の状況を今よりも少しでもよくするために、行政ができることを着実に進めていただきたい、そのような思いで今回質問をさせていただきます。

では、まずDVについてですが、これは、配偶者、内縁の妻・夫、婚約者など親密な間柄にある人から一方的に受ける暴力を言います。暴力の形態は、殴る、けるといった身体的なものに限らず、大声でどなったり、無視したりするなどの精神的なもの、生活費を渡さないなどの経済的なもの、性行為の強要など性的なもの、自由に外出させない、携帯電話の履歴

やメールを細かくチェックするなど社会的なもの、子供の前で暴力を振るうなど子供を巻き込むものなど多岐にわたります。これは、被害者が心身に深い傷を負うのはもちろん、すぐそばにいる児童にも深刻な影響を及ぼします。また、DVには恋人などの親密な関係にも事例があり、これをデートDVといい、これも深刻でございます。

国においては、平成13年に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、いわゆるDV防止法を施行しました。さらに、平成20年からの改正DV防止法では、市町村基本計画の策定が市町村の努力義務となりました。

では、那珂市におけるDVはどのような状況でしょうか。件数と具体的事例をお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えいたします。

DVの相談件数でございますが、平成21年度から今年度、今年度は2月25日までとなりますが、この5カ年で申し上げますと、平成21年度が1件、平成22年度が7件、平成23年度が5件、平成24年度はゼロ件、平成25年度が3件の計16件でございます。

相談内容につきましては、大別して言いますと、殴る・けるなどの身体への直接的暴力、暴言等の言葉や無視する、あるいはメールで嫌がらせをするなどの心理的な暴力、生活費を渡さないなどの経済的な暴力、それから交友関係を制限するなどの社会的な暴力等でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） では、そのような相談があったときは、現在はどうのような対応をしているのでしょうか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） DVの相談がありましたときは、プライバシーの問題がまずありますので、相談室や会議室に入ってくださいまして、県より配布されております「配偶者からのDV相談マニュアル」に基づきまして、DV相談聞き取り票により聞き取り調査をし、本人がどうしたいのかの意思を確認します。一時保護を求めている場合は、県の婦人相談所と連絡をとり、対応をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） では、その一時保護をしてほしいという要望がある場合は、そのように対応できているのでしょうか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えいたします。

これまで対応した事案につきましては、相談者の要望どおりに保護してございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） わかりました。

では、あと市として、警察もしくはその婦人相談所、裁判所とどのような連携をしていますか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） 裁判所との連携は今のところございませんけれども、警察に直接相談があった場合の例で申しますと、警察と婦人相談所で連絡をとり、一時保護した場合、市の担当部署のほうへ警察と婦人相談所の両方から連絡が入るようになってございます。

また、婦人相談所とは、一時保護等の場合や相談事案での対応等で連絡をとり合っております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） DVに関しては、市で全て対処するというわけにもなかなかいきません。ぜひそのような関係機関と、これからも緊密な連携をとっていただきたいというふうに思います。

ただ、DVで困ったときには、どこに相談していいかわからないという方も多いようなんです。今回も議長に許可をいただきまして、皆さんのお手元に資料を配付させていただいておりますけれども、こちらですね、この資料1のグラフ7ですね、上の、これを見てください。

これは、平成20年に市が策定した男女共同参画プランの抜粋ですけれども、このグラフ7にありますとおり、市内女性の約10人に1人が「DVの被害を受けた経験がある」と回答していらっしゃいます。ちょっと見づらいですけれども、この下のほうが女性の方です。「暴力を受けたり振ったことのある当事者が身近にいる」というのも、女性の方で10人に1人近くいて、「相談を受けたことがある」という方も7%以上いらっしゃるということで、これも決して、今やDVは市内においても、決して軽い事象ではないなというふうに思います。

また、その下のグラフ8を見ますと、これは相談窓口の認知状況ですけれども、「相談窓口を知らない、もしくは聞いたこともない」という方が全体の51.1%ですから、半分以上の方は知らないんですよ、どこに相談していいのだから。これが現状なんです。

だから、ここに書いてあるとおり、相談窓口は余り知られていないのが現状だというふうに、市も認識しているわけですけれども、この相談窓口の周知方法というのは、現在どのようにしていますか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えいたします。

相談窓口の周知につきましては、市のホームページへの掲載、リーフレット・チラシの配

布、特にカードサイズのチラシ、これは内閣府がつくった電話相談の番号が入ったカードで
ございますけれども、市役所の1階のトイレや図書館の女子トイレなどに人目に触れずにと
りやすい工夫をしております。

今後も、より多くの方にいろいろな方法で周知できるような対応をしていきたいというふ
うに考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 今の答弁によると、さまざまやっているということですが、
さらに頑張っていただきたいと思います。

では、次に児童虐待について取り上げます。

国では、平成12年に児童虐待防止法が制定されています。また、ちょうどけさの茨城新聞
に、この25面に「児童虐待通告2万人超え」というふうな記事が大きく載っています。過去
最多、警察庁まとめですけども、10年で20倍ということになってございまして、大変憂慮す
べき問題になってきています。これも大きな社会問題だと思います。子供を虐待するんですよ、
家庭内で。自分の子供を虐待するんです。大変なことでございます。

このDV、先ほどのDVにおいては、市の担当課は市民協働課、これが所管しているのは
18歳から65歳までですが、この18歳未満という子供、これはこども課が所管しております。

市内における児童虐待というのはどうなっているのでしょうか。件数と内容をお伺いた
します。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 平成24年度の件数は、23件でございます。

内容については、身体的虐待が5件、心理的虐待が12件、ネグレクト、育児放棄が6件で
ございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 23件、この23件をどう考えるかですね。これは多いのでしょうか、
少ないのか。これはなんとも言えませんが、氷山の一角で上がってきたのが23件というこ
とですね。

この判断は本当にこれから検証しなければいけないわけですが、では、その相談があった
ときにはどういうふうに対応していますか。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 身体的虐待については、生命身体の安全を確保するため、
警察、県の児童相談所と協力して、一時保護等の措置をとることもあります。なお、今年度
は、DVのため2世帯の母親と子供を県外の母子施設に入所させております。

また、心理的虐待、育児放棄については、学校、地区の民生委員、児童委員等との情報の
共有を図りながら家庭訪問等を行い、対応しているところでございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） ケースに応じた対応というのが行われているようですね。

この虐待は子供が対象ですから、未成年ということもありまして、自分自身で生活環境をつくることができないですね。まず、虐待をなくす対策というのが必要なんですが、一時保護しても、その安全性を確認してから親に返すなど留意しなければならないですね。さらに、返しても家庭内でさらに再発するという危惧もあります。

ですから、継続的なきめ細かい対応が必要になってくると思いますけれども、対応する職員体制はどういうふうになっていますか。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） こども課の家庭児童相談室が対応しておりまして、室長、ケースワーカー、家庭相談員、母子自立支援員の4名体制でございます。室長、ケースワーカーにつきましては、こども課の課長補佐、係長の職員が兼務しているところでございます。以上です。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 担当室は4名ということですが、今の答弁だと2名は兼務。

では、実際に訪問している件数は何件か。どういった事案で伺っているか。そして、再発はないのか伺います。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 現在、虐待、育児放棄での定期訪問は1件でございます。また、虐待以外の訪問では、親の養育能力が低い世帯、精神的疾患があり、子育てに問題がある世帯等で5件でございます。

一度終結した事案で再発については、平成24年度は1件、平成25年度は現在のところございません。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 1件、5件、1件、訪問件数はそれぐらいですか。部長、そんなに余り忙しくないんですか、職員の方は。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 虐待の程度がひどいというようなケースにつきましては、定期的な訪問は月1回以上とか、回数の多い訪問はそれほどございませんが、育児についての相談とか自立支援とかということで家庭内のご相談、子供を含めたご相談については、随時相談員等が家庭訪問しているところでございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 重篤なものはそれぐらいだけれども、それ以外のものは対応していると、結構やっているという話ですかね。そういうことですか。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） はい、そのとおりでございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） わかりました。

先ほどの話だと、家庭相談員と母子自立支援員、それとケースワーカーがいらっしゃるようですが、その役割分担というのはどうなっているんですか。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 家庭相談員は、児童虐待を含む家庭内のさまざまな問題についての相談や通報を受け、児童相談所につないだり、必要があれば継続的に巡回指導や相談を行います。母子自立支援員は、ひとり親世帯の貸し付け相談や就労支援、また、自立の阻害要因となる家庭内の問題についての相談を受け、必要な部署へつなぐなどの役割を担っています。

ケースワーカーは、個別のケースについて、要保護児童対策協議会の実務者会議を開いたり、相談員と同行訪問をしたり、さらには児童相談所や関係機関との連絡調整などを行っております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） この職員体制については、ほかの市町村では家庭児童相談員は、ひたちなか市は3名、常陸太田市や常陸大宮市は2名で対応しているということです。母子自立支援員は置いていないと。というのは、対象家庭全般に対応できるのは、やはりこの相談員なんですね。一方、自立支援員は、文字どおり母子家庭の自立に関することがメインですから、ちょっと対応する範囲が違うため、支援員を配置している市町村というのは、県内でも4分の1程度というふうに少ないんだそうです。

この虐待については、ケース・バイ・ケースの現場がふえているようですので、那珂市の職員体制も、今、訪問している2人とも、家庭児童相談員、そして母子自立支援員とを兼務して活動しやすくしてはかがかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 上部団体や経営の報告の関係で、それぞれ専任としておりますが、実質的には家庭児童相談のケースには母子世帯が多いことや、共通認識を持ち、児童相談所や学校などの関係機関と調整していく必要があるため、ケースワーカーを含め、常にお互いに補佐しながら連携して業務に当たっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 部長、常に連携というのは当然のことだし、いいんですけれども、相談員と支援員というのは本来、役割が違いますよね。違うのでそれぞれ名称が違うんですね。それを実態としては両方を今、兼務させてやっている、これが実態。それならば、2人とも相談員支援員というしっかりとした立場で仕事をしていただいているという話を今しておりまして、実は県内でも兼務しているところがあるんです。日立とか結城とか古河とか、そういったところは兼務している実例があるんです。だから、実態に合わせてそうしてはどうでしょうかという話を今しているんですが、もう一度ご答弁をいただけますでしょうか。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 2人ともお互いにそれぞれ自分の持ち分ということで活動を制限することなく、お互いに2人で連携してやっておりますので、今のところ現状の体制で進めていきたいと考えております。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 実態に合わせてやっていただければいいんじゃないかなと私は思います。ぜひ動きやすい、そういう環境づくり、体制づくりをお願いしたいというふうに思います。

次にいきます。また相談を受け付ける場所なんですけれども、あれは、あそこのこども課のカウンターで相談を受けているんですか。これは相談内容がプライバシーの案件だけに、もっと秘密性を担保できる場所で相談を受けられないんでしょうか。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 一般的な養護相談において、定期的な面談などは窓口のカウンターで行っておりますが、他人に聞かれたくないこと、虐待についての相談は、市民相談室や会議室を使って相談を受けております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） では、場合によっては、ちゃんと秘密性が保たれるところでやっているということでもいいんですね。はい、それはご配慮をお願いいたしたいというふうに思います。

続きまして、高齢者虐待について伺います。

これは、65歳以上が対象ですので介護長寿課が所管です。国では、平成17年に高齢者虐待防止法が制定されました。那珂市の高齢者虐待の現状を同じように伺います。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 平成24年度は6件で、うちDVはゼロ件でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 平成24年は6件、うちDVはゼロ。これが本当に実態をあらわして

いるかということですね。これで本当に市内の高齢者虐待は全てなんですか。これは考えてみる必要があると思うんです。

では、それらにどのように対応しているかを伺います。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 虐待が確認された際には、早急に関係者間でのケース会議を持ち、被虐待者や家族等のこれまでの状況把握、本人からの意見等を聞きながら、これからの対応策等を検討し、本人にとって最善の解決方法がとれるように、その後の経過を見守る形で進めております。

平成24年度につきましては、6件中、家族との分離が5件、分離なしが1件でございます。以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 相談されたところは、きちんとつないでいるというふうなご答弁だと思います。この高齢者に関しては、地域包括支援センターが密接に関連しておりますので、ここの連携が非常に重要ですので、さらなる強化をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、障害者虐待についてでございます。

主な対象は、知的、身体、精神の3障害者です。平成23年に障害者虐待防止法ができましたが、市内における現状と対応はどうなっているか伺います。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 障害者虐待の現状でございますが、平成24年10月、障害者虐待防止法の施行に伴い、那珂市障害者虐待防止センターを設置し、平成25年4月、その運営を社会福祉協議会へ委託したところでございます。

虐待防止センターでは、虐待に関する相談、通報や届け出の受理、障害者の安全確認や緊急一時保護の実施のほか、市民に対して障害者虐待の防止に関する普及・啓発などの業務を行っております。

平成26年2月現在、虐待防止センターの相談件数は2件でございます。

その内訳ですが、1件は知的障害を持つ子供に対し、高齢の父親が日常的に暴力を振っているという近隣住民から通報があったケースでございます。もう一件は、障害者本人から病院の対応について不満があるという相談内容でございました。

通報後の対応でございますが、市及び社会福祉協議会職員が訪問等の立ち入り調査を行い、生命に危険を及ぼすような緊急性が認められると判断された事案については、市が契約する事業所に一時保護するという対応になります。

また、緊急性が認められない場合であっても、定期的な訪問による実態把握を行い、障害者の見守りや支援を継続的に行ってまいります。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 虐待防止センターでは相談件数は2件ですね。市内では通報後も適切に対応されているということです。このセンターはまだできたばかりですので、これからも制度推進をお願いしたいというふうに思います。

今までさまざまにお伺いをしてきましたけれども、いずれも相談を受けた後というのは、法令に従い、おおむね適切に対応しておられるようです。大いに結構なことですが、それぞれの件数をお聞きしまして、逆に不安を覚えます。これだけ一般的に社会問題化しているDVと虐待の件数が、本当にこれくらいなのか。市では、果たして本当に実態を把握できているのか。ここは大いに検証する必要があると思っております。

DV・虐待に関しては、まずどのぐらい実態をつかめるかということ。そして、その事実をつかんだら、適切な対応をすること。さらに、この事象が落ち着いても家庭内で再発しやすい案件だけに、継続的な支援がどこまでできるか。これが重要だと思うんです。

そのために、1つの課だけで対応できないことは申し上げてきたとおりです。例えばDVに関しては、今、市では市民協働課で対応しております。児童虐待はこども課と学校関係、高齢者虐待は介護長寿課、そして障害者虐待は社会福祉課、これらを横断的に連携させるために、さらに総合的な対策をとる必要があります。

このため、先ほど申し上げたとおり、改正DV法、法律では市における基本計画策定が努力義務になりましたので、那珂市でもぜひ基本計画を策定し、各課連携による総合的な対策を推進していただきたい。それも、先進地である茨城県古河市のように、DVと虐待を総合した対策を進めていただきたい。このお手元の資料の2ページ、3ページ目、ちょっと見ていただきますと、ここに古河市の基本計画の扉というのが2枚目にありますね。古河市虐待・DV対策基本法の扉がこちらでございまして、そして、3枚目がこの計画の体系というのを掲載しておきました。

計画もいろいろなことがございます。このように総合的な対策が必要です。いかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えいたします。

DV防止対策につきましては、あらゆる暴力の根絶と被害者支援体制の整備について載せてございます、男女共同参画プラン後期実施計画が平成25年度にスタートしたばかりでございますので、DV相談や啓発活動、被害者支援につきましては、このプランに基づき関係課や関係機関と連携を図って対応していきたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 計画をつくる考えではないように聞きましたが、市長に伺います。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えします。

ただいま部長のほうから説明がありましたように、ドメスティック・バイオレンスにつきましては、平成25年度からスタートしました男女共同参画プラン後期実施計画に基づいて、市の福祉事務所を含め、庁内に3つの関係課と市民相談室が連携を図り、相談体制の充実とDV防止の啓発などに対応しております。

また、児童、高齢者、障害者の虐待対応につきましては、それぞれ児童虐待防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法を根拠法にした対応マニュアルに基づき対応をしております。

DV・虐待につきましては、迅速かつ適切に被害者保護を行わなければ生命の危険を生じさせることから、前段で申し上げたプランや対応マニュアル等により、庁内各部署や児童相談所、婦人相談所、地域包括支援センター、警察署等の関係機関と連携を密にして、被害者の保護等に対応しているところであります。DV・虐待を総合した対策を目指した計画につきましては、随時、必要性について判断をしていきたいというふうに考えております。

私も、実は議員になる前に、10年以上前になるかと思えますけれども、2年間ほど県からの委託だったと思えますけれども、名称は忘れましたが、児童虐待防止協力員みたいなものを務めたことがあります。案件の認知が大変難しく、保育士、教員などが細部にわたる観察に努めないと、なかなか判明できない難しさがあります。きょうの新聞にも載っておりますけれども、何よりも社会的関心が高まり、地域や保育所、幼稚園、学校の教職員あるいは医療機関の看護師、医師などが連携をとりながら、発見や防止に努めることが一番有効な策ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 市長もくしくもそういった立場でいらっしゃったということ、今初めてお伺いいたしました。まさにそのとおりでございます、本当に認知をするのがまず難しい。それと対策が結構、各関係機関にわたるということで、非常に対応が広範囲にわたることと、それと期間も継続性を有するということが、これはかなり間口も広い、難しい対策です。

先ほど部長がおっしゃったのは、男女共同参画プランの後期実施計画の中で位置づけているという話であったんですね。これはこれで啓発の充実と、相談体制の充実と、被害者の保護と自立支援ということで載っている、これはわかるんですけども、いまや実態はこれをまたさらに越えて、広範囲な対策が必要な世情でございます。それを反映してか、たまたま今回の今、開会中の3月の県議会でも2人の議員がこのDVについて取り上げておりました。また、県警も対策、それに関係する課を新しく4月からつくるということで、もう県もそういう意識で、認識で動いております。

まさしくここ市は、もう現場ですから、現場なんです。住民の方と直接触れ合う現場の市として、その市民の生命・財産を守る、市民の人権を守る、こういった気概で努めるに当っ

ては、現場職員の方々が一生懸命やっていたらいいのは打ち合せを通じてよくわかりました。よくわかりましたが、これを市として、組織として今後ともきちんとした形で続けていくには、やはり計画が必要なんです。これは基本計画をつかって、今の現状に合わせてやっていく。そうしていかないと、例えば児童虐待でずっと放ったらかしにされた子供が亡くなっているような、本当にそういう無残な事件も我々は耳にしているわけです。こういったことは那珂市では絶対に起こしてはいけません。そのために、今もやっているけれども、さらにやりましょうということで計画策定なんです。そういう意味で、法律は市町村に努力義務を課したんですよ。必置ではない。けれども、そのために、つくるために努力をしなければならなかったんです。

ですから、私はその法にのっとって、ぜひ計画をつくるために努力をしていただきたいというふうに訴えているわけですが、再度、市長から答弁を求めたいと思います。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 検討させていただきます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） すみません、ちょっともう一度教えてください。よく聞こえませんでしたので。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 早く言い過ぎちゃったかな、検討をさせていただきます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） では、ぜひ前向きな検討をしていただきたいと望みまして、この項を終わります。

○議長（助川則夫君） 暫時休憩をいたします。

再開を11時25分といたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時25分

○議長（助川則夫君） 再開をいたします。

遠藤議員、登壇願います。

遠藤議員。

〔15番 遠藤 実君 登壇〕

○15番（遠藤 実君） 続きまして、高齢者等の見守り体制の充実について質問をさせてい

たきます。

高齢化が急速に進展する中、現在、那珂市民の約4分の1が高齢者になりまして、おひとり暮らしの高齢者もしくは高齢者のみの世帯がさらに増加することが見込まれます。また、高齢者だけでなく、地域には障害のある方、一人で家族の介護をされている方など、何らかのサポートを必要とする方もおられます。介護保険制度が導入されて10年以上が経過しましたが、地域社会や家族関係が大きく変化する中、こうした方々を医療、介護などの公的サービスだけで支えることが難しくなっております。多くの方は、住みなれた地域で暮らし続けることを望んでおり、さまざまなサービスの組み合わせや地域での支え合いにより、複層的に支えていく体制の構築が必要です。

このような状況の中、地域の力で支え、異変に早期に気づき、命を守る仕組みとして見守りが注目されています。高齢者等の方々をいかに見守り、必要な体制ができるか。今後さらに高齢化が進む地域社会において、非常に重要なテーマです。

まず伺いますが、現在、那珂市では高齢者の数と世帯数はどうなっているか。また、ひとり暮らしの世帯と高齢者のみの世帯はどれぐらいありますか。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 高齢者の人数は、住民基本台帳の平成25年4月1日現在で1万4,350人、また、高齢者台帳に基づいたひとり暮らし高齢者数は、平成26年1月末現在745人でございます。

なお、世帯数につきましては、世帯分離等がございまして、現状の把握が正確な数が見つみにくいところがございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 高齢者の数というのは、いわゆる65歳以上ですね。65歳以上の那珂市民の方は1万4,350人ですから、やはり4分の1ぐらいですね。おひとり暮らしの方が745人、世帯数は不明ということですが、結構な方がもうおひとり暮らしということですね。高齢者のみの世帯というのは、世帯数はわからないんですよ。はい。

例えば、その高齢者のみの世帯は大丈夫かどうかという話ですが、例えばご夫婦お二人でいらっしゃっても、いつも一緒に、ご夫婦仲が良くても、ずっと一緒にいるわけじゃないですよ。どちらかがお昼出かけていて、残っている方が家庭内で何かがあったらどうしようということもあるし、また、どちらかお一人が介護を受けていて、なかなか動きづらい状況だとか、そういうこともありますよね。また、高齢者の方がお子さんと一緒に暮らしているということであっても、お子様はやはり、お子さんというか成人ですから、昼間は仕事して外に出ていて、日中は高齢者の方がおひとり独居だと。日中独居というふうな言葉がございますけれども、こういうこともありますよね。

だから、今後、いろいろな政策を打ち出していくに当たって、こういうデータのとり方と

いうのも、これからちょっと実態に合わせていろいろと考えていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに私は思います。今までの右肩上がりで人口がふえてきたやり方、行政の運営の仕方とこれから人口減社会、また高齢化、もう少子高齢化とよく皆さん言っていますけれども、もう少子高齢化じゃないですから、超高齢社会に日本は突入しておりますから、とっくの昔に。ですから、高齢社会、超高齢社会を迎えるに当たってどうするかというのは、データのとり方からしっかり考えて、そのための施策というのをしっかり打ち出していかなきゃいけないと思っておりますので、これは全ての職員の方にも認識していただきたいというふうに思います。

では、まず現在、那珂市における高齢者等の見守り活動というのは、どのようなものがありますか。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 本市の高齢者等の見守り事業といたしましては、乳酸菌飲料を配達するひとり暮らし高齢者「愛の定期便」事業、定期的に食事を届ける「高齢者配食サービス事業」、緊急時に速やかに救護ができる体制を整える「ひとり暮らし高齢者緊急通報システム事業」、社会福祉協議会が行っている、近所付き合いを基本とし、住民同士で見守り活動をする「あん・しん・ねっと」事業、さらに、宅配業者であります、いばらきコープ生活協同組合や生活協同組合パルシステム茨城と協定を締結しているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 現在でもご努力されて、いろいろな体制ができているということでございます。

そういった中でも、私は今回、自宅にいて非常事態になって、救急隊員が駆けつけたときに有効な救急医療情報キット、これをさらに活用できないかと考えます。実際にお持ちしました。これですね。救急医療情報キット、皆さんは、職員の方はご存じだと思います。見たことがある方も結構いらっしゃるかと思いますが、初めてごらんになる方もいらっしゃるかもしれないですね。

これは、かかりつけの医療機関とか持病の有無、それと服用中の薬など救急時に必要な情報というのをこの専用の容器、これですね、これに入れて自宅の冷蔵庫に保管しておくということでございます。あけて、この中にこういうふうに入れるということになっているわけですね。玄関の裏側と、あと冷蔵庫にステッカーを張って、私はこのキットを持っていますよというふうに知らせる、そのためにシールを張っておいて、救急隊員の方が来たときに、ああ、この家にはこのキットがあって、冷蔵庫にこれを保管しているなどわかる。そういうことで、救急隊員の方が現場で適切かつ迅速に対応できると、そのために市が既に導入しているものです。

ちなみに、これは何で冷蔵庫で冷やさなければいけないのかなと私はずっと不思議に思っ

ていたんですが、打ち合せのときに聞いたら、違うんですね。これは冷やすのではなくて、どのご家庭にも必ず冷蔵庫はあるだろうと。冷蔵庫は救急隊の方が行って、すぐ場所がわかるので、そこをあけてみれば必ずこれが入っていると。いろいろな高齢者の方のお宅の状況がありますから、引き出しの中とかあの中なんていうと、家によって場所が全然違う。だけれども、冷蔵庫だけは場所がわかるということで、これは冷やしているんじゃないんですね。ちゃんと場所がわかる、特定できるという意味でこれがあると。

非常にいいキットだと私は思うんですよ。すばらしいキットです。ですが、これ、現在はどれぐらいの方に、必要な人に届いているんでしょうか、お伺いします。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 配布対象者は、65歳以上のひとり暮らし高齢者、65歳以上の身体が虚弱な高齢者のみの世帯の方、それから、身体障害者手帳1級または2級に該当する方でございます。2月20日現在で416人の方に配布しております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 416人。先ほどの答弁だとひとり暮らしの方が市内で745人、そのうち416人。もうちょっと対象の方は、障害者の方とかいらっしゃいますから、もっと分母はふえるんでしょうけれども、半分くらいしか届いていないかなという数字ですかね、部長。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 対象者の数でございますが、ひとり暮らし高齢者、先ほど申しあげましたように745人、虚弱高齢者世帯130人、それから身体障害者1級・2級の方が826人、合せると1,701人でございます。

ですから、配布している率にすると、約25%でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 25%か。これ、もっと多くの方に、必要な方に届けたいですね。これは今、どういうふうに配布していますか。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） この事業を開始するときに、高齢者台帳をもとに対象者全員に対し、この事業の概要、申請方法等の通知を行いました。そのほかにも那珂広報、お知らせ版等で随時周知しております。

申請に関しましては、本人申請のほか、民生委員、地域包括支援センターの職員、担当ケアマネジャーなどからの代理申請でも受け付けて、配布しているところでございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 対象が先ほどもあったように、65歳以上のひとり暮らし、それと65歳以上の身体が虚弱な高齢者のみの世帯などということですから、わざわざ役所の窓口に

とりに来ていただくというのも、これは考えものです。

手続自体は民生委員の方などが代行できるという話ですが、せっかくでしたら、申請がなくても、ひとり暮らし世帯の方とかに民生委員の方から配っていただくというくらいのもはできないものでしょうか。

また、対象者にかかわりのある施設として、地域包括支援センターなどもありますから、こちらでもキットそのものが見えるようにして、こういうものですよと、この情報を提供するなど具体的な行動をとっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 現在、障害者も含めまして、このキットは416人の方に配布しております。希望する方からの介護長寿課窓口での申請方式をとっておりますが、高齢者によっては役所に行ったり、申請書記入が面倒だと感じる方もいらっしゃいますので、議員ご提言のように、救急キットを希望する対象者全員に配布できるよう、手続の簡素化を見直してまいります。

この救急キットがどういうものか、高齢者が理解しやすいように民生委員や地域包括支援センター職員に救急キットのサンプルをお渡し、協力をお願いしていきたいと考えております。

なお、このキットの効果を高めるためには、随時そのキットの中の情報を最新のものに更新する必要があるため、配って終わりではなく、配布後のフォローについても配慮が必要であるとと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） ぜひそのような積極的な展開を期待したいと思います。

では次に、見守りキーホルダー登録システムを導入してはどうかと提案したいと思います。

このシステムは、高齢者や認知症患者が外出先で倒れて身元がわからない場合でも、このキーホルダーを持っていれば、24時間体制で本人確認が可能になる仕組みです。

まず、高齢者等本人が事前に地域包括支援センターに住所や氏名、かかりつけ医や病気などの情報を登録し、個人番号で管理できるようにします。そして、その番号の入ったキーホルダーを携帯することによって、高齢者等が外出先で倒れたり、認知症患者が徘徊したりして身元がわからないとき、周囲の方がキーホルダーを見てセンターに連絡できるようにするという事です。もしくは、救急搬送された場合でも、このセンターに連絡すれば、登録番号から迅速に対象者を特定し、必要な情報を提供できるようになります。先進地では、夜間や休日は、センター職員の専用スマートフォンに転送し、対応できるようにしているということでございます。

これは、平成24年4月に最初に東京都大田区が導入をいたしました。それ以降、この大田区では登録者がふえ続けまして、現在では1万5,000人を超えているということです。大田

区の高齢者は約14万人といますから、高齢者の実に10人に1人以上がこのキーホルダーを持っている状況のようです。

皆さんのお手元の資料2を見ていただきたいと思います。

この一番上が、まさしく東京都大田区の見守りキーホルダーです。ここにこういうふうなセンターの電話番号を入れておくと。県内では、土浦市が平成24年8月から県内初で導入しましたが、この2番目に載せているのがこの土浦市のものです。ここにこういうふうに本人の登録番号を入れると。このほか、岡崎、豊川の例も載せました。

これはそのまま個人情報に記載されているわけではなくて、センターの電話番号と個人の登録番号を載せておいてわかるようにするということなので、個人情報の漏れも防げるかなと思いますが、ぜひこういったシステムを那珂市でも導入していただきたいと思います、どうでしょうか。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 見守りキーホルダーは、ただいま議員からご紹介のあったものと理解しております。

また、体に身につけたり、身の回りに取りつけたりして、外出時に本人確認の照会をしやすなものとして、キーホルダー以外にもネックレス状のものも考えられます。

議員ご提案の見守りキーホルダーについては、ご説明ありましたように、東京都の大田区が初めて導入し、県内では土浦市が事業を行っておりますが、全国的にはおよそまだ10ぐらいの自治体に取り組んでいる状況で、まだ県内でも普及していない状況でございます。

見守りキーホルダー登録システムを導入しております土浦市の事業担当者から、実際に効果があった事例や導入後の課題などの説明を聞くなど調査を行い、費用対効果を検証していきたいと考えます。

あわせて、本市の高齢者がこのようなサービスを期待しているかどうかについて、ニーズ調査的なものも行い、導入の是非について判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） ニーズ調査ということですが、慎重ですね。これは市がいいと思ったら、もうやったほうがいいんです。こういったものはまだ、おっしゃるとおり全国的にもまだそんなに普及していない。なので、調査といっても聞かれてもわからないですよ。これについてどうですかと言ってもわからないという回答になってしまいますから、これはまだ県内でもおそらく土浦だけなので、逆に言うとチャンスです。ほかでまだ普及していないところで先駆けてやるということで、これをチャンスと捉えて、那珂市を福祉のまちということで売り出すアイテムの一つにできるんじゃないかなというふうに、積極的に私は捉えます。ぜひ検討してください。

では最後に、関係機関との連携強化という意味で、今よりもさらに多くの協力事業所、協

力団体と協定を締結して、高齢者等見守りネットワークシステムを構築してはと提案したいと思えます。

これは、逆に既に多くの自治体でもう実例がございまして、有効に機能しているシステムです。例えば水戸では、約70の団体・事業者もしくは公的機関が参加するシステムを発足させています。構成団体は、高齢者等の自宅に訪れる機会が多い電気、ガス、水道、宅配、新聞屋、牛乳配達、金融機関、公共交通機関、コンビニなどの事業者のほか、市社会福祉協議会などの地域団体、水戸警察署、市消費生活センターなどの公的機関だとのこと。また、若者に福祉に関心を持ってもらおうと呼びかけた結果、茨城大学と常磐大学も参加しているということです。

活動内容は、その方々が業務中もしくは活動中に担当した、もしくはお会いした高齢者等の異常に気づいたら、支障のない範囲で市に通報して、市がさらに関係機関に連絡したり、直接確認に向かうなどの対応をするということです。

このほか、県内では桜川市、常陸太田市、龍ヶ崎市、守谷市、北茨城市、大子町、東海村などが何十団体と締結して、見守りの輪を広げています。

今でも市はやっていらっしゃるということですが、今よりもっと多くの方にご協力をいただき、みんなでさらに住みよいまちづくりを実現していくことが必要です。ぜひ那珂市でもさらにネットワークを広げていただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 現在、見守り協定を締結しております2つの生協のほか、新たに電気・ガス・水道等のメーター検針を行うライフライン事業者、それからまだ締結していない生協、銀行、郵便局、新聞販売店、牛乳配達など高齢者宅を訪問するさまざまな事業者に協力要請を行い、高齢者の見守り協定を結んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 前向きな答弁をちょうだいいたしました。ぜひ早急に行動していただきたいと思えます。

今回、2つのテーマを設けて質問をさせていただきました。DV・虐待、そして高齢者見守り、いずれも社会の中で弱い立場の方々をいかに助けられるかということが重要です。那珂市がさらに住みよいまちが変わっていく仕組みをしっかりとつくっていただきたい。いや、つくっていかねばならないという強い使命を持っていただき、心して取り組んでいただきたいと重ねて要望いたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告7番、遠藤 実議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

なお、昼休み中において議員会役員会を開きますので、議員会役員においては12時40分までに第二委員会室にご参集を願います。

休憩 午前 11時48分

再開 午後 1時00分

- 議長（助川則夫君） 再開をいたします。
午前に引き続き一般質問を行います。

◇ 筒井かよ子君

- 議長（助川則夫君） 通告8番、筒井かよ子議員。

質問事項 1. 国際交流の取組について、2. ふるさと納税について。
筒井かよ子議員、登壇願います。
筒井議員。

〔1番 筒井かよ子君 登壇〕

- 1番（筒井かよ子君） 議席番号1番、筒井かよ子でございます。

通告に従いまして質問させていただきます。

まず初めに、国際交流の取組について質問させていただきます。

先月、2月7日から開催されましたロシアのソチ冬季オリンピック大会は、史上最多の87カ国と地域が参加のもと盛大な盛り上がりを見せ、17日間の熱狂と感動を世界中の人たちに与えながら終了いたしました。特に、10代の選手たちが堂々と挑戦する姿には、明るい未来に向けて希望がわいてきます。最後まで諦めない強い精神力は、見る者に勇気と感動を与えてくれ、スポーツの楽しさや厳しさ、そして偉大さを感じさせてくれました。

その開会式は、大変華やかで斬新な演出であり、目を見張るものでした。世界中にはこんなに多くの国籍の人たちが生活しており、その数だけ言語があり、生活様式や文化、考え方など多方面にわたっていることを目の当たりに見せつけられました。最近、テレビやその他多く情報により、世界の国々の生活や食事習慣、歴史など身近に取得できることが多くなってきております。さらに、観光や仕事で海外へ行くことも何ら珍しくなく、外国と外国の人々が大変身近に感じられるようになってきております。

このように、今日の社会環境は、大きくグローバル化しており、国際感覚を養うことが大変重要であると思います。今や外国の方々が自然な形で日本の中に溶け込んでおります。特に那珂市においては、多くの研究所があり、多国籍の外国の方が住み、仕事も一緒にしております。結婚されて那珂市の住民になっておられる方もたくさんいらっしゃいます。国籍を問わず社会を構成していくことが自然に行われることが、非常に重要であると思われま

外国語を話すだけでなく、異文化を理解し、接することの大切さが再認識されております。

そこで、お聞きいたします。

那珂市には、現在、外国人登録をされていらっしゃる方は何名いるのでしょうか。

そして、人口割合にしますと何%になりますか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えいたします。

本年1月末現在のデータでございますが、住民登録をしている外国の方は196人でございます。

市の人口が5万5,956人でございますので、住民登録している外国の方の割合は約0.35%でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 196人という住民登録があるのですから、やはり外国人との交流は大変大切にしたいと思えます。

そして、核融合研究所において、数年後には大勢の研究者が集結することが予想されますので、さらに外国の方はふえると考えられます。

そこで、お聞きいたします。

那珂市には、国際交流を目的として「国際交流協会」が設立されておりますが、その参加団体と一般市民の参加人数はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えいたします。

本年2月25日現在ですけれども、団体会員数で28団体、個人会員数で269名でございます。以上です。

○議長（助川則夫君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 国際交流に理解のある方がこれだけ大勢いらっしゃるということは、大変頼もしい限りです。

その国際交流協会の行事の一つに、多文化共生セミナー「I Love Japan－日本に暮らす外国人として－」は、大変意味のある催しであると思えます。私も参加したことがあります。外国人講師の方の出身国の紹介や日本との文化や習慣の違いについてお話をいただきまして、その国がとても身近に感じることができます。フランス出身の方やイタリア出身の方、アメリカ出身の方など、日常の珍しいお話をたくさんしていただき、セミナー後に講師の出身国のお菓子などが用意され、交流できる時間がとても魅力です。

さらに、このほかに一般市民を交えたイベントはどのようなものがあるのでしょうか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えします。

多文化共生セミナーにつきましては、那珂市国際交流協会の事業でございますけれども、国際交流協会では、このほかこの多文化共生セミナー事業以外に外国の方との交流の場として、料理教室やバスツアー等も企画しております。また、新たな事業を企画していると聞いております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） お互いに理解を深めることができるのではないかと、大変楽しみにしているところであります。

ところで、これだけ大勢の外国人が暮らしている市としまして、那珂市の行政の窓口には英語が話せる職員が必要であると考えられます。それについてはいかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えをいたします。

現在、窓口等には英語を話せる職員は常駐しておりませんが、庁内に英語を話せる職員が数名おりますので、市民課等に日本語を話せない外国の方がいらしたときなどは、連携をとって対応しております。また、オークリッジなど外国からの来客があったときなども、協力できる体制をとっております。このような連携により、市民課等の窓口でも今のところ外国の方との対応で苦慮したということはないと伺っております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 市役所内では特に苦慮したことはないというお答えですが、市役所内で職員を対象に英語の研修というのはございますでしょうか。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

以前に、職員研修の中で英会話研修というものを実施していた時期もありましたけれども、参加者数が減ってきたということで、現在は実施をしております。

しかしながら、自主研修であります通信教育助成事業のメニューの中で、英会話関係の講座を幾つか取り入れております。昨年度も3名の職員が英会話講座を受講しているところでございます。

通信教育助成というものは、職員の自主的な研修を支援する事業でありまして、通信教育などを受講する職員の受講料の2分の1の額、2万円を限度として助成する制度でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 大変忙しい職務を縫って努力されていらっしゃる職員が大勢いらっしゃるということは、大変すばらしいと思います。敬服いたします。

さらに、市庁舎内の窓口の案内板その他の表示についてですが、現在は日本語のみで書かれております。昨今の案内表示には、大方のところ英語の表示がつけられていることが多いですが、那珂市ではどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

庁内案内板の英語表記につきましては、現在のところ取り入れておりませんが、今後、組織改編等によりまして、今の案内板や説明看板等をつくりかえる際には、導入を検討してまいりたいと思っております。

あと、参考でございますが、市のホームページにつきましては、昨年3月にリニューアルを行いまして、英語、中国語、韓国語に対応しております。さらに、ホームページ上のグーグル翻訳サービス、これを使用いたしますと、約80の言語への翻訳が可能となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 市民の方から、庁舎内の案内板に英語がないのねというご質問を私が二、三人受けましたので、ぜひ今後の導入について検討していただきたいと思っております。

さらに、那珂市に住んでいる外国人にとって生活する上で、もしかして困ったことが起きることもあるかもしれません。そのようなとき、那珂市に住んでいる外国人にとって、困ったときの駆け込み寺のような存在が市内にはあるのでしょうか。お願いいたします。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えします。

外国人の駆け込み寺的なものについてでございますけれども、那珂市国際交流協会が運営しております国際交流サロンというものがございます。この国際交流サロンにつきましては、中央公民館閲覧室の一部をお借りいたしまして、毎週木曜日午前10時から午後4時まで、外国人からの相談を受けるために開いているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） いろいろご答弁をいただく中で、外国の方との交流や生活の中で文化を共有する環境づくりが非常に大切であることが実感できます。

これらを踏まえ、これからの日本を背負う若き中学生・高校生には、特に国際感覚を磨いていただきたいと考えます。茨城県でも、国際社会で活躍できる人材育成を目的に、高校生30人を国連大学に派遣することなどを打ち出し、英語力を高めるだけでなく、国際感覚を養ってほしいと期待して、積極的に推進しております。

那珂市では、アメリカ合衆国オークリッジ市と姉妹都市を結んで交流を図っていることは、市民の多くの方の承知しているところでございます。そして、このオークリッジ市とは、市

内の中学生を対象に交換交流としてホームステイなどの事業が行われております。

英語を日常的に話す機会として大変重要であると思いますが、これは今年で何年目を迎え、延べ人数はどのくらい行かれているのでしょうか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） 姉妹都市中学生交換交流事業でございますが、那珂市国際交流協会の事業としまして平成3年より始まり、平成25年までで19回派遣しております。175名の中学生が参加しております。

なお、平成7年度、平成15年度、平成21年度、平成23年度につきましては、新型インフルエンザ、東日本大震災等により事業を中止しております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） この175名の中学生たちは、交換交流を終えてどのような感想を述べられ、またどのような成果があると考えられるのでしょうか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えします。

交換交流事業に参加した生徒からの感想としましては、さまざまなカルチャーショックを受け、もっと世界のことを知りたいと素直に感じ、そのためには英語が必要だと英語学習への意欲が高まった、英語を身近に感じるようになり、語学力向上のために勉強するきっかけとなった、日本とアメリカの文化の違いを知り、改めて日本の文化を大切に思うことができ、また、もっと外国の文化を知りたいという興味がわき、英語をよく勉強するようになった等の感想をいただいております。

成果といたしましては、感想にもございますように、ホームステイを通して、生きた英語を体験するとともに、米国社会の文化や自然を見聞することによって、国際的感覚を持った人材を育成するという成果を上げていると思われまます。また、異文化の交流によって、自分たちの住んでいる地域の再発見や友好親善を通じた国際平和にも貢献しているというふうを考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 中学生たちがこの交換交流をきっかけに、大きく世界に羽ばたいている若者がきっと出てくるのではないかと期待いたします。

ところで、この参加希望の中学生は、どのようにして選抜しておりますか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えします。

まず、市内中学2年生を対象に10名を募集しております。応募のあった中から、オークリッジ市からの受け入れができる生徒、そして市内には5校の中学校がありますので、そのバ

ランスを見て、各校2名になるように選抜をしております。

1つの中学校で2名以上の応募、男女の比率が違う場合、また1名しか応募がない場合は、比率を考えながら抽選会時に説明をし、応募者に了解を得て公開抽選を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 大変公平を保つために努力されていらっしゃるがよくわかります。

この交換交流は、当然のことながらオークリッジ市から那珂市へもいらっしゃるわけです。オークリッジ市からの中学生を受け入れる際には、どのような心配りが必要で、一番何を体験してもらいたいと考えておりますか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） オークリッジ市にはない海ですとか、電車等を体験していただいたり、日本の文化、例えば折り紙ですとか書道、茶道、着つけ、織物、昔遊びのようなものを体験していただいて、自分自身でつくったものをお土産にできるようなイベントを考えております。

また、那珂市でどのような体験をしているのかをオークリッジ市の家族にできるだけリアルタイムで伝わりますように、国際交流協会のホームページを更新しているところでございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 日本の文化、折り紙や着つけなどは、きっと喜ばれていることと思います。

ところで、オークリッジ市との交流事業には、国際交流協会とは意を異にしますが、男女共同参画の一環である「女性の翼」という事業があります。これは、市内の女性を対象に募集をして、ホームステイを含めオークリッジ市の女性たちとの交流を深め、研修を積んで、歴史、文化、環境、その他教育問題などを学んでくるという派遣事業です。

この事業に対して、市として一番の目的はどのようなことでしょうか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えします。

「女性の翼」派遣事業の目的でございますが、男女共同参画社会を実現するために、本市の女性を海外に派遣し、国際的レベルでの視察研修を受けていただくことで、地域社会で主体的に積極的な活動を展開できる、幅広い視野を持った女性の人材を育成することを目的といたしております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） この事業で派遣された方々は、大きな期待と責任を自覚して研修に励まれたことと思っております。

この事業は、平成8年、9年、10年、11年、13年、16年、19年と派遣がありまして、延べ人数は79名に達しております。そのほかに10周年記念事業、20周年記念事業での派遣を含めると90名になります。そして、この派遣団員を会員として那珂市女性の翼連絡協議会が結成されております。ここに所属している会員は、研修の成果を発揮して個々に多方面で活躍されている方が多く、さらに会員としての活動も活発です。活動内容は幅広く、研修会やボランティア、講演会の開催など市民と一体となって行われております。

この協議会では、規約の中に10年間の所属後は退会してもよいという条文があり、10年を過ぎると退会される会員もおり、現在は39名であります。この条文は、茨城県のハーモニーフライトに沿っていることと、派遣事業がその後も毎年続くことを想定して決められていると考えられます。しかし、ここ数年実施されておられませんので、会員数の減少が懸念されます。

そこで、お伺いいたします。

平成19年に派遣事業がありましてから6年間、この事業が行われておりません。これだけあいてしまった理由を教えてください。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えします。

事業実施から10年以上経過しまして、社会情勢が大きく変化しているとともに、事業のあり方、費用対効果に関する問題、応募者の減少等があり、コストも含め事業を全体的に見直し、改善する時期に来ていると思われ、平成19年以降につきまして、平成22年度に姉妹都市盟約締結20周年記念事業として、新たに男性も参加できる「市民の翼」派遣事業を実施してございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 事業の見直し、改善が図られるということですが、今後の派遣事業の計画についてお聞かせください。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） 27年度がオークリッジ市との姉妹都市締結25周年に当たりますので、男性も参加できる「市民の翼」派遣事業として実施計画にのせているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 「市民の翼」派遣事業には、女性の翼連絡協議会も一緒に活動をし

ていくという柔軟な対応を示しておりますので、ぜひ多くの方の参加が望まれるところでございます。非常に楽しみにしております。

中学生の交換留学ホームステイや市民によるホームステイ研修のほかに、どのような姉妹都市としての活動がありますか。今後の計画等がありましたら教えてください。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） 今のところ、特にはございません。

○議長（助川則夫君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 明快なお答えに感服いたします。

大きくはこの2つの事業が挙げられておりますが、姉妹都市としての友好のきずなは、しっかりと結ばれていると私は思っております。現に3年前の東日本大震災の折には、オークリッジ市の国立研究所の職員の方々より約2万ドル、日本円で約162万円の義援金が寄せられました。さらに、中学生交換交流事業で那珂市にホームステイをしたオークリッジ市の中学生が鶴を折り、募金を集め、鶴は千羽鶴となり那珂市に送られ、募金は日本赤十字社に寄附されました。

市長の平成26年度施政方針にもありますように、国際親善姉妹都市であるアメリカ合衆国オークリッジ市との交流を通して国際的感覚を持ち、グローバル社会に対応できる人材を育成していくという趣旨の上でも、重要な位置づけにあると思えます。姉妹都市として、これからは豊かな交流が続きますよう期待いたしております。

次に、ふるさと納税について質問いたします。

ふるさと寄附金は、ふるさと納税の導入で2008年にスタートいたしました。自分の生まれ故郷やお世話になった自治体、応援したい自治体、興味ある自治体に、全国どこに住んでいても関係なく寄附することができる制度です。寄附をすれば、居住地の住民税などが軽減される、さらに自治体は寄附に対してお礼を用意するなど工夫を凝らしており、そのお徳感から、このところ大変人気があるそうです。

ふるさと大使の古田土 満さんも「大いに寄附をしましょう」と呼びかけております。そのほかのふるさと大使の方々にも、ぜひ寄附の呼びかけをお願いしたいと思っております。

一例を挙げますと、1万円の寄附金では、確定申告で8,000円が軽減され、さらに自治体からお礼が届くといった構図になる場合もあります。これはすべてに適用されるものではありませんが、このお礼に自治体の特産品を盛り込むことなどにより、地域特産品のPRにもなるという発想のもと、各自治体はさまざまな企画を行使されております。

一例ですが、茨城県の石岡市の取り組みによりますと、地域特産品のPR効果をねらい、お礼に特産品を豊富に取り入れてその内容の充実に力を入れており、1万円寄附した人には礼状と記念品1品、3万円以上は2品、5万円以上は3品と選べるお礼を用意して、品物の充実に力を入れているそうです。その結果、それまで年間数件だった寄附の申し込みが、本年度は11月1カ月で128件、さらにポータルサイトで紹介されたことにより、12月は1,924

件になったと報じられています。このような積極的な取り組みにより、寄附額が増額するばかりでなく、地域の特産品のPRにも大きく役立っているとのこと。

そこで、那珂市に目を転じてみますと、ふるさと納税としての寄附金は、2008年導入時より現在まで何件の申し込みがあり、金額は幾らになっているのでしょうか教えてください。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

導入時、平成20年度から各年度ごとの受け入れ実績を件数と金額で申し上げます。

平成20年度が9件で1,422万円、平成21年度が5件で25万円、平成22年度3件で13万円、平成23年度が6件で46万円、平成24年度7件で32万円となっております。25年度につきましては、現在までに14件で328万円の寄附金を受け入れております。

今までの受け入れ総額は、44件で1,866万3,000円となっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） これだけの多額の寄附金が寄せられているということは、市の財政にとりましても大変うれしいことであると思われま。

そこで、那珂市のホームページのメッセージを見てみますと、「ふるさと寄付のお願い。那珂市では、『ふるさとづくり寄付要綱』を定め、広く皆様からの寄付を募っています。那珂市にご縁のある方や、那珂市に愛着を持っている方、また、那珂市にお住まいの方、皆様からの、寄付をお待ちしております。」と、これだけです。

もちろん、ホームページだけでなく、さまざまな方法でお知らせしている効果のあらわれかもしれませんが、このメッセージで特典やお礼品は何もつけられていないにもかかわらず、1,900万円近くの多くの寄附が寄せられていることになります。ここに何らかのお礼品や特典をつけましたら、さらに多くの寄附が寄せられるのではないかと考えます。

その使い道は、環境保全、文化財保護、健康、医療、福祉、スポーツ、文化振興、安全、安心、防災、市民活動、まちづくり等となっております。これらに役立てるためには、もっとPRして働きかけが必要になるのではないのでしょうか。商工会や地域と連携してお礼品の検討を進めていってはいかがでしょうか。

商工会でも特産品の開発を積極的に進めており、先日の新聞発表によりますと、「かぼちやまんじゅう」、「ひまわりクッキー」、「ナナーラのシフォンケーキ」、「ひまわり焼きかぼちや」が那珂市産品開発事業審査会で認証され、3月から新商品が販売されるということになっており、これらを活用する方法もあるかと思えます。

また、特別な特産品がなくても、例えば那珂市の米、ジャガイモ、ニンジン、タマネギのカレーセット、那珂市産の米、野菜、きのこなどの炊き込みご飯セットなど、工夫すれば実現できるものはあると思えます。ほしいもも那珂市の特産品と考えられます。先日、テレビ番組にて、那珂市でほしいものが盛んに食べられているという番組があり、那珂市の方がそれ

はそれはおいしそうに食べている様子が放映されておりました。

寄附する立場から考えますと、お礼品があるのとないのとでは、人の心に訴えるものが大きく違ってきます。まさしく「おもてなし」につながっていくものです。

今後、寄附に対してのお礼品については、検討する方向はあるのでしょうか、お願いいたします。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

那珂市のふるさとづくり寄付金の制度につきましては、平成20年度に国の制度改正におきまして、「ふるさと」に対し貢献または応援したいという納税者の思いを実現する観点から創設されたことを踏まえまして、5つの事業から選択できるようにすることで、寄附者の意向を反映しやすい制度設計に努めているところでございます。

積極的に寄附者にお礼ということで、市の産品をPRするといった取り組みは、これまで行ってこなかったわけですが、理由の一つといたしまして、寄附行為を積極的に促すようなことを行うのはいかなるものかという考え方があることに加えまして、市として年間を通じてPRする産品が乏しいという現状もございます。

しかしながら、議員がご指摘のように、全国の自治体の中では、豪華な特産品を寄附者に送ることで自治体のPRを積極的に行っているということがマスコミで取り上げられ、話題になっていることも承知しているところでございます。

来年度以降、市では産品のブランド化に取り組むことになっておりますので、具体的に市の特産品のブランド化が進んでいく中で、それらの特産品のPR方法として、ふるさと納税の制度を活用していくことも一つの手法かと考えておりますので、そのブランド化の商品ができたときには、ぜひ検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 今のお答えのように、特産品開発に取り組んでいるというお答えですが、特産品のブランド化というものは、現在どのような状況になっているのでしょうか、お願いいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

現在、特産品の開発はどのようになっているかということでございますけれども、那珂市特産品ブランド認証の制度化を推進しているところでございます。市内の農産物を利用した商品づくりや地域資源を活用したブランド化を推進するために、那珂市特産品ブランド推進協議会を先月、2月21日に設置をしております。

那珂市特産品ブランドに認証された商品につきましては、各種広報媒体やメディア、イベント等を通じて市内外に向けPRすることによって、市内事業者などの知名度、それからイ

メーリアップに努めてまいりたいと考えております。

平成26年度には、認証シールのデザイン募集、認証対象商品の募集を行い、市ブランド認証委員会が「那珂市らしさ」といった認証基準により審査・選定をし、市ブランド推進協議会が第1回目でございますけれども、認証を行う予定となっております。

認証された事業者には、認証マークシール、それから特産品ブランド認証書、のぼり旗などを交付するほか、パンフレットなどを作成しまして、認証商品のPRに努めてまいりたいと考えております。

また、市の補助事業として実施しております、那珂市産品開発事業によって開発された商品についても、認証商品になれるように支援をしてまいりたいと考えております。

それから、特産品ブランドの認証において対象とする商品については、1つ目として、市内で収穫された農産物であること、2つ目として、那珂市産の農作物を原料とした加工品であること、3つ目として、市内で製造された加工食品であるということの、以上のいずれかの要件を満たしているということが必要となります。

それから、応募資格でございますけれども、1つ目として、市内で加工食品を製造している事業者、2つ目として、市外に本拠を置いているけれども、市内で加工食品を製造している事業者、3番目として、那珂市産の農産物の生産組織団体で、いずれも1年以上継続して製造、生産、販売の実績のあることが条件としております。

具体的な例を挙げますと、1つ目の市内で加工食品を製造している事業者というのであれば、例えば菓子パンとかその他食料品などを製造している事業者が該当になります。

また、先ほど議員もおっしゃられましたように、サツマイモの加工品でありますほしいもにつきましては、生産履歴の記帳、衛生的な加工などが法に基づく適正表示が審査されております茨城ほしいも対策協議会において、認定されてる事業者が対象になると現在のところ考えております。

2つ目の那珂市産の農作物の生産組織団体としましては、例えばJAひたちなかにあります園芸部会に所属している肥培管理にも統一的取り組みを行っているかぼちゃ部会、それから有機肥料を使って、農薬を最小限に抑えて栽培をしております奥久慈なすの取り組みを行っているなす部会、このような組織として統一性を持って管理・栽培を行っている生産組織団体を考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） この制度につきましては、先日の全員協議会においていろいろな意見が出されておりますので、多方面からよく検討されて、よりよい那珂市特産品ブランドに認証された商品の誕生を大いに期待しております。そして、那珂市が誇れる商品が全国に流通できるようになりますよう、期待しております。

最後になりますが、ふるさと寄附にはこんな特典がつかますよと自慢できる品物やチケット

トをつけ、大いに寄附額の増大と那珂市の知名度アップに力を入れていただきたいと考えますが、市長のお考えをお聞きいたします。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えいたします。

那珂市特産品ブランド認証制度については、那珂市のイメージアップ戦略の一つとして、これから力を入れていかなければならない施策の一つであり、その成果に非常に期待しているところでございます。

また、産業振興を推進していく中で、ブランド認証にとどまることなく、認証された特産品を広く流通できるようにしていくことが、大きな課題であると考えております。

その中で、特産品をどのように世の中に認知していただき、周知するかということが非常に大事なことでありますので、議員ただいまご提案のふるさと納税制度の活用につきましては、私も特産品のアピール方法として有効な手法の一つであると考えていたところでございます。ご提言ありがとうございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 市長のお答えに私も力がわいてまいりました。積極的に進めていただき、那珂市が全国に名前が知れ渡るようになることを期待いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告8番、筒井かよ子議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

直ちに議会運営委員会を開きますので、委員においては第2委員会室にご参集を願います。

なお、この後、全員協議会を開きますので、議員及び関係者においては、13時50分に全員協議会室にご参集を願います。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時53分

○議長（助川則夫君） 再開をいたします。

引き続き一般質問を行います。

◇ 笹 島 猛 君

○議長（助川則夫君） 通告9番、笹島 猛議員。

質問事項 1. 学校のアレルギー対策について、2. 公共事業の現状について。

笹島 猛議員、登壇願います。

笹島議員。

〔12番 笹島 猛君 登壇〕

○12番（笹島 猛君） 何だかんだ言っているうちに私が最後になってしまって、最後です
ので張り切ってやっていきたいと思います。

議席番号12番、笹島 猛です。

通告に従いまして、一般質問いたします。

まず、学校のアレルギー対策について伺ってまいります。

今や日本人の2人に1人は何らかのアレルギーを持ち、4人に1人はスギ花粉症患者にな
っております。一度発症すると大半は治ることがないので、雪だるま式にふえてきておりま
す。

問題は、スギ花粉症だけではありません。アレルギー性鼻炎全体を見ると、有症率は
1998年の29.8%からさらに上昇し、2008年では39.4%に達しております。食物アレルギー
は小中高等学校で有症率4.5%までふえ、有症者数は約45万人に上ります。食物アレルギー
は大人でもふえております。そもそもアレルギーにはどんなものがあるかと申しますと、ア
レルギーは、花粉やダニ、動物の毛、フケなど環境中に広く存在するさまざまなアレルギー
物質、時に食べた食物を自分の免疫が異物として認識して過剰反応を起こし、炎症を起こす
ことによって発症します。気管支に発症すればぜんそく、鼻粘膜に発症すればアレルギー性
鼻炎、目の粘膜ならばアレルギー結膜炎となります。

アレルギーになりやすい体質の場合、乳児期のアトピー性皮膚炎や食物アレルギーから始
まり、乳児期にはぜんそく、思春期にはアレルギー性鼻炎など、成長に伴ってアレルギー症
状が変わり、アレルギー性症状がふえていく傾向にあります。アレルギー性疾患に順番にか
かっていくさまを進行に例えて「アレルギーマーチ」とも呼ばれております。

なぜ私がこのような質問をしているかというと、実は私もアレルギー体質なものですから、
幼少のころは小児ぜんそくで、今はもう治りましたんですけれども、今非常に悩んでいるの
は私、そばアレルギーなんですね。これは私、よく研修か何かに行くときに、必ずそばを出
されるものですから、必ずお断りすればよかったですけれども、一番手をつけられないの
がそばまんじゅう、これは実際、発症してしまったんですね。それは議員さんで行ったとき
です。誰とは言いませんが、それにいただいたまんじゅうで発症しまして。あと何年か前に
やはり韓国へ行ったときに、焼き肉もですけれども、冷麺もおいしいですよ。あの冷麺の
中にそば粉が入っていたんです。これもやられてしまって、それで、いつもだったら抗ヒス
タミンというのを持っているんですけれども、持っていないくて、3泊4日、とんでもないこ
とがあったのが今でも記憶に覚えています。何が原因かということ、幼少のころ、船橋ヘルス
センターに行ったときに、何か大人の方がワインをくれたんですね、バスの中で。それで、

そこにそばを食べたような気がしたんですね。非常にその大人の方を恨んでおります。

次にまいります。最近、すべてのアレルギー疾患が低年齢化する傾向にあり、乳児からぜんそくや花粉症などのアレルギー性鼻炎を発症することがあります。

そこで最初に、現在の保育所の園児のアレルギー疾患の実態を伺います。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 公立の菅谷、額田保育所とも、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、結膜炎、気管支ぜんそくにつきましては、特別な配慮を必要とするお子さんはいらっしゃいません。

食物アレルギーにつきましては、菅谷保育所で4人のお子さん、1歳児、2歳児、4歳児、5歳児各お一人、額田保育所ではいらっしゃいません。内容といたしましては、魚卵、牛乳、卵、そば、乳製品、キウイなどでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） アトピー性皮膚炎、食物アレルギー、アレルギー性鼻炎、結膜炎及び気管支ぜんそく、それぞれのアレルギーに対する特別な配慮や管理はどのようにしているのか、伺います。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 食物アレルギーに対する特別な配慮や管理は、4点実施いたしております。

1つ目には、入所時にアレルギー調査票に記入し、提出していただいております。

2つ目としまして、除去が必要なお子さんについては、「食物管理つづり」として写真入りの管理ファイルをつくっています。

3つ目としまして、毎月の献立表と食材を保護者に渡し、除去する食材にチェックしていただいております。

4つ目といたしまして、クラス担任、事務所、給食担当で情報を共有し、連絡を密にして除去して提供しているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 保育所は、食数が少ないが、食種や提供回数、おやつ、給食、補助が多く、対象年齢がゼロ歳から6歳であり、アレルギー除去について理解できないことがほとんどです。

その中で、誤食事故予防のための周囲の管理者の配慮や監視環境整備はどのようにしているのか。また、保育所職員による食物アレルギーに対する知識の習熟、意識改革、役割分担と連携等はどのようにしているのか伺います。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 除去食、代替食を提供する場合は、誤食等がないように、給食担当者、クラス担任が二重にチェックしております。

他児と区別するために、トレーに乗せたり、容器をほかの園児と区別したり、ラップや表示で明確化するなど厳重に管理しております。

また、離乳食から完全食に至る間は、必ず自宅で試食してから保育所の給食で取り入れることにしております。

菅谷保育所では、除去食を完全に提供するため、平成26年1月から調理パートを1名増員して対応しております。

次に、保育所職員の食物アレルギーに関する知識の習得等についてのご質問にお答えいたします。

保健所や県保育協議会等主催の研修会に参加し、危機意識を高めるとともに、保育所内会議で報告し共通理解を図り、除去食の器は調理担当者から直接担任に手渡し、食べ終わるまで見守るなどの対応をしているところでございます。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 食物アレルギーの主要原因である鶏卵、牛乳、小麦は、年齢を経るうちに食べられるようになる子供が多く、3歳までに5割、6歳までには8から9割で解除が進むそうです。また反対に、入所してから発症する場合があります。食物アレルギーの発症は乳児が最も多くて、2歳までに全食物アレルギー患者の80%が発症するとのこと。

その食物アレルギーの食べ物解除及び入所後の発症への対応について伺います。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 小さいお子さんですので、月を追って反応も違ってくるため、保護者からその経過を伝えてもらい、その内容を会議で報告し、常に全員が把握できるようにしております。

保護者に献立表、食材表を見て気になる食材をチェックしていただき、それに代わるもの、おやつなどは別のものを提供するようにしているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 次、小中学校について伺ってまいります。

学校生活の中でどこに危険が潜んでいるかわかりません。子供自身が安全管理の輪の中で口にするものをみずから管理していくことが大事です。同時に、周りの教師やクラスメイトから配慮してもらわないと安全に過ごせることができない、これも実態ではないでしょうか。

アレルギーについてクラスで知る機会をつくることも求められると思います。食品標示の見方の学習などで、さまざまな料理にどんな材料が含まれているかを知ることは、アレルギーの子は、この食品標示で自分の命を守っているんだと理解します。アレルギーのことを知れば、子供同士共通の理解も生まれ、違いを理解する第一歩になるでしょう。それは、他の

子供との違いがあっても、ともに生きるという姿勢が生まれるのではないのでしょうか。

そこで、現在の各小中学校のアレルギー疾患を有する児童生徒についてと、児童生徒それぞれのアレルギーに対する配慮、管理はどのようにしているのか伺います。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（檜山英夫君） お答えいたします。

アレルギー疾患を有する児童生徒につきましては、平成25年4月に学校給食センターで行った調査では、小学生が83名、中学生が46名、合計129名でございます。

食物アレルギーの児童生徒への配慮としましては、個々のケースに応じまして、教育委員会、給食センター、学校、さらには保護者による打ち合せを行い、かかりつけの医療機関、消防本部と連携を図るなどの体制をとっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 2012年12月に東京都調布市で起きた食物アレルギーによる児童の死亡事故は、あってはならない事故だと思います。

調布市の場合、事故の原因について、チーフ調理長が児童に給食を渡したときに除去食を明確に伝えていなかった。担当がおかわりの際に、除去食一覧表を確認していなかった。保護者が児童に渡した献立表に除去食をあらわすマーカーを引いていなかったなどです。

学校は、アレルギーを把握しており、児童には当初、チーズを抜いたチヂミを出したが、おかわりの際にチーズ入りのものを食べたという。死因は、アレルギー反応のアナフィラキシーショック死の疑いがあると判明しております。アナフィラキシーとは、食物アレルギーで起こる症状の中で最も重症なものです。即時型アレルギー症状が複数の臓器に見られる病態で、急激に全身の血管の拡張を来すとショックになり、時には死亡に至ることもあります。

この事故では、担任の初期対応や養護教諭がエピペンを打たなかったなど、連絡ミスなどが原因に挙げられております。エピペンは、山林でハチに刺されたときの応急処置として開発されました。ズボンの上からも注射ができる仕組みで、見た目は非常にごつく、慌てているときは使い方に戸惑うことが多く、いざ事態に直面すれば、迷う教師は多いはずで

す。学校では、児童生徒に対してどういうアレルギーなのかということ調査して、情報収集していると思いますが、その中で、エピペンを使用せざるを得ないというような児童生徒はおりますか。

また、調布市の事故があった後、那珂市として事故防止の取り組みを強化されたのか。もし強化しているとしたら、その内容を伺います。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（檜山英夫君） お答えいたします。

議員お尋ねのエピペンを常時携帯している児童生徒は3名、那珂市内の小中学校におります。現在まで使用したことはございません。

また、調布市の事故を受けまして、特に重症なお子さんについては、教育委員会、給食センター、学校と保護者の方との協議の場を設けまして、食物に関する認識・確認、そして緊急時の対応についての確認を行い、食物アレルギーを持った児童の緊急事態対応マニュアルを作成いたしまして、一人一人の緊急時に対応できるような体制を整えているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 食物アレルギー対応策として、那珂市内の小中学校の給食においては、除去食とか代替食はどうなっているのか伺います。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（檜山英夫君） お答えいたします。

現在、給食センターでは、除去食や代替食の提供は行っておりません。一人一人の対応につきましては、献立表でアレルゲン成分含有の情報を保護者に伝えているところでございます。

そこで、保護者の方から献立表を確認してもらい、取り除いて食べるものをお子さんに伝えてもらうことにしております。また、学校におきましても、担任等がアレルギー食を摂取しないように注意を払っているところでございます。

さらに、給食のメニューによっては、弁当を持参する対応をとっている場合もございます。以上でございます。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 現在、学校給食センターでは、除去食の対応をするための設備やスペースも新たに必要となることなど、除去食をつくる作業工程が非常に複雑になることから、現時点では難しいということですが、学校給食は、教育として位置づけられているわけですから、この除去食を行うべきと考えますが、いかがですか伺います。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（檜山英夫君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、除去食を実施することがベストと考えております。しかし、除去食の対応につきましては、専用の調理室、さらにはそのスペースを設けたり、別々の調理器具を備えるなどの整備が必要になってございます。

また、調理員の増員も考えなくてはならないため、現状におきましては、除去食の提供は困難と考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 危機管理ですけれども、この食物アレルギーを持つ子供たちというのは、全体的に増加傾向にあると思います。先ほどエピペンの使用をしなくてはならないと

いう児童は3名ということでしたが、どの学校でも、その深刻な食物アレルギーの問題に直面するおそれはあると思います。

2008年に「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」というものがまとめられていると思いますが、気管支ぜんそくや食物アレルギー、アナフィラキシーのように、緊急対応を要する疾患などの、いざというときの連携や対応はどうなっているのか。

また、エピペンの取り扱いの件は、誰がどのようにするかなど具体的に話し合っているのか、またそういう事例があったら伺います。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（檜山英夫君） お答えいたします。

学校では、児童生徒に対する応急処置、学校の連絡通報体制、保護者に対する連絡、かかりつけ医師への連絡、救急車への手配などの手順を規定した緊急対応マニュアルを作成しております。その緊急対応を要する疾患の対応に当たるような体制も整えているところでございます。

また、エピペンの取り扱いにつきましては、個別の児童ごとに保護者の方と協議をして、先ほど申しあげましたエピペンを常時携帯している3名、ともに学校が対応することになっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 部長、エピペンを取り扱うときは、非常に緊急時だと思うんですね。先ほど言っていた学校と保護者でその取り扱いを決める云々だけれども、そういうことを言っていられないと思うので、その誰かという担当を決めておかないと、なかなかこれはなれないと使いにくいとか怖いものです、なかなか打ちにくいということで。そういう現実的な具体的なものを決めておかなくてよろしいんですか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（檜山英夫君） お答えいたします。

学校では、その3名の緊急時に対しまして、学校側としてはその疾患、いわゆるアレルギーに発症した時点では、校長が事前に学校で取り決めた方法でその対処のほうはつくっていると、そのように伺っております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） すみません、わかったようでわからないんですけれども、校長が決めたという、もう担任か誰かがある程度の訓練をしておいて、予備知識を得ていて、その方が打つような形をとる。もしこの方がいなければ誰かということ、そこまでを前もって決めておかないと、いざというときには慌てふためいて、とてもじゃないが、先ほど言っていた死亡事故にならないような、そこまでの緊急性というのは考えていらっしゃいますかとい

う質問です。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（檜山英夫君） お答えいたします。

エピペンを所持している児童の学校につきましては、担当のほうが決められておりますので、その時点に対応していく、そのように伺っています。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 校内での情報共有と危機意識は、いざというときにとても大切だと思います。また、アレルギーに対して他の児童生徒の理解を得ることが重要になると思います。中には、小児ぜんそくの発作を抑えるためのステロイドを吸入する姿を見せることが恥ずかしいと、トイレの中で行うなどの例もあるそうです。アレルギーに対する無理解によるからかいなどのいじめにつながらないように、また、食物アレルギーで同じものが食べられないつらさなども話していただければと思います。

そこで、本市では、児童生徒に理解を得るために、どのような説明や指導をされているのか伺います。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（檜山英夫君） お答えいたします。

学校におきましては、アレルギーを持つ児童生徒に対して、いじめや仲間外れになったりしないように、他の児童生徒に対して食物アレルギーを正しく理解させ、食物アレルギーを有する児童が安全で楽しい給食時間を送ることができるよう、配慮をしているところでございます。

また、保健指導の中でも、食物アレルギー等についての指導・説明をしております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） アレルギーを持つ児童生徒が安心して楽しく学校生活を送れる環境づくりをお願いいたします。

最後に、食物アレルギーとはどのようなものを、アレルギーの児童と家族だけではなく、広く一般市民にも広報等で周知徹底すべきと思いますが、いかがですか伺います。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） お答えいたします。

食物アレルギーは、議員ご説明のとおり、食べ物を経口摂取したときに、その食べ物に対するアレルギー反応により生じます。多くの症状は、食べ物を摂取してから数分から1時間以内にじんま疹や腹痛などの症状が出る即時型ですが、数時間以上経過してから湿疹の悪化や下痢などが見られる遅延型もあります。

いずれにしましても、食べ物を食べた後に、このような異常を感じた場合は、すぐに専門

医の診断を受けるよう、市のホームページやお知らせ版等により市民へ啓発していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 部長、今言っていた広報等に専門医に直ちに受けるようにということとは、これは誰でもわかり切っているんですけども、どのようなところに専門医がいるとか、そういう丁寧なことはお知らせしなくてもいいんですか。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） できるだけ市民にわかりやすいように、丁寧に広報に努めていきたいと思っております。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） できるだけじゃなくきちんと、この地区にこの先生方が専門医で、こういうことはこうだということ、例えば全国的に知られている専門医がいる複数の医師がいるところは筑波大学病院とか、筑波メディカルセンター病院とか、そういうのが主ですけども、あと近辺にもそういうクリニック等でもあると思うんですよね。そこまでいなくても、重症じゃないところの手前ですよ、その軽症の方のために駆け込んでいけるようなところ、そういうことも丁寧にやはりお知らせしたほうが、それが一番実になるようなことだと思うんです。ただただ専門医に行ってください、これは誰でもわかります、そのくらい。誰も、申しわけないけれども、動物病院には行きませんから。そういうことで、よろしく願いいたします。

次に、公共事業の現状について伺ってまいります。

建設需要の急増に縮小を続けてきた業者が対応できない現象が今、全国各地で起きております。公共工事の入札で業者が参加を見送ったり、応札価格のすべてが予定価格を上回ったりして、入札が成立しないケースが相次いでおります。入札の不成立が各地に広がっている背景には、大きく分けて3つの要因が考えられます。

まず、建設需要の急増で、2011年3月に発生した東日本大震災以降に復旧や復興の公共事業が激増したことに伴い、建設資材の高騰や職人不足が深刻化しました。そのあおりを受けて入札不調もふえ、宮城県では2010年に3%だった発生率が2011年度には23%、2012年度には29%まで急増しました。岩手県でも同様で、2012年度は12%に上がっているありさまです。資材や職人を全国から集めていることもあり、こうした影響は被災地にとどまらず、全国各地に飛び火し、入札不調が伝播していったのです。

それだけではなく、老朽化したインフラの更新や耐震工事を初め、消費税アップ前の駆け込み住宅需要や2020年の東京五輪に伴う建設需要など、まさに建設バブルの再来で、復興特需が全国的な建設特需へと拡大したことも大きいです。激増する需要に資材や人手が追いつかず、自治体側がはじき出す予定価格と実勢価格の間には大きな乖離が生まれるようにな

りました。

2つ目は、受注者側が抱える構造的な問題です。

公共事業は、2001年前後から縮減され続け、水膨れ体質であった建設業界はスリム化を迫られました。受注競争は激化し、低価格入札やダンピングが横行し、そのしわ寄せが労働条件の悪化となってあらわれておりました。業者は、生き残りをかけ人員削減を断行し、その過程で工事現場を支える社員や技術者のみならず、新卒者までも激減してしまいました。こうして、建設業界は人材難に見舞われ、受注能力の低下という構造問題を抱え込んできました。つまり、需要急増に機敏に対応できるような体制になっていなかったのです。

そして、3つ目が発注側、つまり自治体は、必要性和財源を勘案して着手する事業を決定するが、国などからの補助金、交付金、交付税起債などの活用度合いを調べ、自主財源が乏しいため、みずからの持ち出しが少なく済むのを優先しがちです。

つまり、地域の実情に応じた独自事業よりも、国のメニューに載っているものを選択する傾向があります。こうしたものには、必ず期限が設定されており、同様の工事が各地で集中的に発生することになるが、縮小を強いられてきた建設業界には対応できないのが現状です。

また、こうしたスキームは、公共工事を経由して国のお金を地域に還流させたいとの狙いがあります。そのための発注者の自治体は、トータルコストの削減よりも地元業者が受注できるよう、工事の分離発注やゼネコンと地元業者による共同事業方式の採用など、さまざまな配慮を行っております。

だが、ゼネコンと肩を並べるほどの経営体力や技術力を持たない地元の中小業者が、あらゆる工事に対応できるわけでもなく、皮肉なことに、こうした地元への配慮が入札不調拡大への原因もなっております。

今や入札不調が全国各地で続出し、公共工事の応札者がいなかったり、価格が合わず落札されなかったりとか、入札を二度、三度繰り返すことがごく当たり前のことになりつつありますが、本市での現状はどうでしょうか伺います。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

財政課入札案件の建設工事におけます入札不調件数についてでございますが、平成23年度が10件、平成24年度が7件、平成25年度が11件となっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 自民党へ政権交代した後、公共工事をめぐる状況は一変しました。だが、国債を大量に発行した公共事業を一気に膨らませても、肝心の建設資材と人手は追いつきそうもありません。

つまり、入札不調はこれから本番を迎えるべきなのか。もしそうだったら、対応策はあるのか伺います。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

震災前の3年間につきましては入札不調案件はなく、災害復旧工事など入札件数の増加に伴いまして、不調が出てきたところでございます。そうしたことを見ますと、今後、那珂市における災害復旧工事の発注も少しずつ減少傾向にあることから、入札不調は減少するのではないかと考えているところでございます。

しかしながら、昨年度末に続きまして、今年度末の経済対策による大型補正などを考慮いたしますと、発注見通しによる計画的な発注が必要になってくるのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 国交省は、2月24日、地方自治体の公共事業の発注方法に関し、複数年契約や複数工事の一括発注などを採用するよう促すことを決めました。一度に発注する事業の期間や規模を拡大することで、激しい価格競争で経営が悪化していた地域の建設業者が利益を得やすくするのがねらいです。

東日本大震災の復興事業の本格化や、景気回復による人手不足と受注業者が決まらない入札不調の解消につなげたい考えだが、入札不調対策になるのか伺います。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

国では、来年度よりモデル事業といたしまして、公共事業の複数年契約、それと複数工事の一括発注、こういうものをモデル事業として実施する予定でございます。国のモデル事業の結果を踏まえて、今後、那珂市にそれが当てはまるかどうかというのを注視していきたいなと考えているところでございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 毎回、市からファックスで送られてくるんですけども、公共工事入札結果の報告書を見てもみると、落札率が90.0から99.8%と結構高い状況が続いております。なぜ高どまりが続いているのか伺います。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

工事発注件数が多いという状況の中で、受注者は採算性の高い物件を選択できるという状況になっている中で、資材単価、それと労務単価の高騰によりまして予定価格と実勢価格の差が縮まっていることから、高どまりになっているというところを感じております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 市としても、できる限り透明、公正、競争を確保できるように努力はしていると思いますが、市民から見ると、これでは随意契約ではないかと疑われてしまいます。そういう意味でも、誰が見てもやはり公平性を保てる内容でなくてはならないと思います。こうしたことが常態化していくことは、談合なんじゃないかと言われても仕方がないような気がします。

そこで、入札を適正にするためにどのような対応をしているのか伺います。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

透明性、公平性につきましては、発注見通しを4月、7月、10月の年3回、財政課の窓口及びホームページ上にて公表をしております。また、入札結果につきましても、ホームページ上にて公開をしております。

談合防止の対応といたしましては、試験的ではございますが、入札額だけによらない施工実績、工事成績または地域貢献の実績評価などを重視しました総合評価方式、これを導入しております。さらには、応札者の参集の機会がなくなる電子入札を本年7月より導入をいたします。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 今言っていた電子入札をこれから7月から導入、取り入れるということですが、その電子入札の導入に当たっては、これは県と市町村共同による運行と思いますが、参加する自治体はどのくらいあるのか。

また、この導入に当たっての負担、経費はどのくらいなのか。

また、今言った7月から導入後のことだが、電子入札システムの環境は整っているのか。例えばその管理者とか人員とか、そういうものは大丈夫なのか。

また、入札参加の電子入札の登録というのはどのようにして、例えば業者、今、A、B、Cとありますけれども、Aランクの方はもう県も対応しているので、非常にそういうところはわかっていらっしゃると思うんですけれども、問題は今度、次、B、一番やはりこれから中小零細で大変なのはCランクの方ですね、これはいつごろになるのか。

また、まだまだ対応できない方に対して、当面は紙による郵送での入札というものも併用していくのか。

ちょっと質問数が多いんですけれども、お伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） まず、1点目の県と市町村共同によるこの運用の参加の自治体でございます。現在までに18市町村が参加をしております。26年度中に那珂市を含めまして3市町村が新たに実施するという方向になっておりますので、21市町村になる予定でございます。

2点目の導入に当たっての経費でございます。まず、初期導入経費といたしまして、これはシステムの構築費用ということになりますが、約330万円でございます。

それから、毎年の使用料、システム使用料といたしまして210万円を今年度の予算に計上しているところでございます。

3つ目の電子システムの環境は整っているのかというご質問でございますが、県の電子入札システムとの連携を図るために、システムの初期設定、業者情報の確認、運用検証、ドキュメント作成等を実施しまして、7月の運用に向けまして準備を進めていきたいと思っております。

4つ目の管理者とかの人員は大丈夫かと。管理者というのは、財政課の事務担当者のことだとは思いますが、新規参入の市町村におきましては、この契約事務担当者を対象に茨城県建設技術公社で個別に研修、いわゆる操作の研修ですね、これを開催いたしますので、万全な体制で運用を開始できると考えております。

それと、入札参加者の電子入札の登録はどのようにするかということでございますが、まず、事業者がICカードを取得し、事業者としての認証作業を行った上で入札に参加をいたします。ちなみに、市内のAランクの事業者、議員おっしゃったように、ICカードを全社取得済みでございます。これは14社になります。

また、ランク別の導入時期でございますが、まずは初年度は一般競争入札と市が定める、今お話ししましたAランクの指名入札方式の建設工事、または設計、測量、調査等のコンサル業務委託、これを対象にまずは実施をいたします。さらに、実施状況を踏まえながら、翌年度よりBランクも対象といたしまして、最終的には全面導入を考えているところでございます。

また、紙での入札につきましては、パソコンの故障等によりやむを得ず紙入札する場合もあるかと思えます。それと、事業者のICカード取得状況、こういうようなものを考慮しながら、併用できるものとして実施要綱の制定を考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 次に、入札談合を行ったということがはっきりした場合、その事業者に対する損害賠償とか違約金の額を契約書に書き込むなどを実施しているのか、この点について伺います。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） 現在、那珂市では、談合による損害賠償、違約金については契約書には記載されておりませんで、適用していないということでございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 談合ということがないにしても、県でも10%の損害賠償請求条項が

あります。はっきりと工事、業務、物品売買の契約書の約定条項にペナルティー的に、談合が発覚した場合には100%の損害賠償を請求するとかということも一つの方法ではないかと思いますが、いかがですか伺います。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

現在、建設工事の契約書につきましては、公共工事標準請負契約約款、これを使用しております。議員がおっしゃいますように、県の約款におきましては、この標準約款の内容のほかに談合、その他不正行為による解除及びそれに伴う賠償の予定というものが盛り込まれてございます。今後、市といたしましても、県を参考に約款の整備を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） わかりました。

今、ちょっと道をそれて、財政のことについて伺ってまいります。

平成26年度的那珂市予算は、歳入では、収入の根幹となる市税が国の経済政策等による景気回復の傾向から増額が見込まれる一方、国の地方財政政策により普通地方交付税及び財源対策の地方債の減額が見込まれることから、財政調整基金からの繰り入れにより必要な財源の確保を図ったとのことですが、取り崩しながら歳入不足を補ってきた基金が底をつくことはないでしょうか、伺います。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

平成26年度の当初予算につきましては、予算書をごらんになるとおわかりかと思いますが、財政調整基金から2億円、減債基金から2億3,000万円、これを繰り入れて予算を組んでおります。議員おっしゃいますように、繰り入れたままでは当然、基金は数年で底をつくことになるかと思えます。事実、平成20年度の財政基金の要因といたしまして、前年度の平成19年度の当初予算で財政調整基金等からの繰入金を最終的に繰り戻せなかったということが原因でございます。

そうならないように、入札差金凍結等による決算剰余金等により、できる限り平成26年度の補正予算において、財政調整基金等の基金の繰入金を戻していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 消費税が4月から8%に引き上げられます。市の行財政の影響についてちょっと伺ってまいります。

消費税に係る経費は、物件費、修繕費、普通建設事業費、扶助費等だと思いますが、それ

に消費税引き上げ率の3%を単純に乘じ、どのくらい支出増額分を見込んでいるのか。

また、国からの地方消費税交付金の金額はどのくらい見込んでいるのか。

また、市民への直接の負担増となる具体的なものはどんなものか。

また、消費税増税前に備品や消耗品や印刷物等は今年度に購入したのか、4点まとめて伺います。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

1点目でございます。平成26年度予算においては、消費税は増税後の金額で当然積算してございまして、一般会計での消費税の影響額、これは約1億3,000万円くらいになると見ております。

2点目でございますが、地方消費税交付金は、消費税が5%から8%になることによりまして、地方消費税につきましては1%から1.7%になるということで、当然多く入ってくるわけですが、26年度の消費税交付金は5億6,885万3,000円を計上してございまして、9,199万2,000円が増税に伴う増分でございます。

3点目でございますが、消費税につきましては、国からの増税分については適正に転嫁するよという通達が届いております。そうしたことを踏まえまして、市民への直接負担増となるものは、まず水道料金、それと下水道の使用料、公園墓地の管理料、給食費等でございます。

4点目につきましては、市の会計は、ご存じのとおり単年度会計となっております。平成26年度に必要なものについては、当該年度において購入することが原則となりますので、市全体の取り組みとしては前倒しで購入することはしておりません。

しかし、各課の判断で、来年度当初から使用する消耗品等につきましては、在庫の確認等を適正に行って、無駄のないように今年度内に購入するという事はあろうかと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 次に、入札差金について伺ってまいります。

これは、財政調整基金の積み上げにもかかわる部分です。入札差金は一体幾らぐらいあるのか。ここ数年で結構ですので、お教えてください。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

普通建設事業における予算額と決算額の差し引きでの不用額ベースで申します。平成22年度が約3億6,000万円、平成23年度が2億円、平成24年度は、平成23年度から災害復旧事業に係る繰り越し予算が大幅にありまして、その不用額が出たことによりまして、6億4,000万円となっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） この積立基金は、インフラ整備や維持補修などに使っているのか伺います。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） 今後、インフラの老朽化に伴いまして、改修や維持補修に係る経費の増が見込まれますので、財政調整基金を初め、公共施設整備基金、学校施設の整備基金などを活用していく必要があると考えております。

なお、平成26年度につきましては、老朽化しております市庁舎の空調設備、この改修の財源といたしまして、公共施設整備基金を活用しているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） この入札差金ですか、低下の落札価格を下げようという、まず目標ありきで、例えばの話、10%、15%削減するという数値目標は決めているんですか。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） まず、落札価格を下げるために、数値の目標を決めているというようなことはございません。

また、この設計単価でございますが、一般的な土木工事におきましては、年度ごとに発行されます茨城県土木部の積算基準及び標準歩掛り、これと実施用単価、及び建設物価調査会発行の建設物価版などを用いております。

また、下水道工事におきましては、日本下水道協会発行の下水道用設計標準歩掛表、建築工事におきましては、国交省所管の公共建築工事積算基準及び茨城県営繕課単価などを用いておりますので、設計単価を割り引いての設計はしておりません。

以上です。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 昨日も中崎議員が同じような質問をされた、この一般質問の中で、国交省の発注者法令遵守ガイドラインでは、発注者は、積算した金額からいわゆる歩切りをして予定価格を設定することや、歩切りした予定価格による入札手続の入札辞退者にペナルティーを科すことなどにより、歩切りした予定価格の範囲内での入札を実質的に強いるようなことは厳に慎む必要があると、そういうふうに、市長は以前よりも値切りの幅は小さくなったとおっしゃっていますが、どういう意味で言ったのか、また何%ぐらい小さくなったのか伺います。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） 設計単価は、当然割り引いて設計はしてございません。これは、一般的に物を買う場合のいわゆる定価でございますので、それはそれぞれ那珂市に合ったよ

うな工事の場合とか、これは標準的な設計の歩掛表ですので、そこは那珂市に合ったような適正な予定価格の設定をしているということでございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 私、市長に聞いたんですけども、昨日言った質問に対して。以前よりも値切り幅は小さくなったと言っておられましたが、私、ちょっとどういう意味かわからないものですから、じゃ、何%くらい小さくなったのかということを知りたいんですけども。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 具体的な数字を申し上げるといろいろ問題がありますので、ただ、以前より適正な価格で落としたというか、カットする部分を少なくしたということですね、そういうことです。それでよろしいでしょうか。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 財源調整という役目を果たす形で財政調整基金というものがあるわけです。この財政調整基金については、一般的に標準財政規模の1割程度が望ましいと言われておりますので、那珂市の場合、大体標準財政規模が100億円でありますので、10億円という形の中で財政健全化計画の中においても、10億円を何とかキープしたいという形の中で進めているのか伺います。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

平成25年度末の財政調整基金の残高、見込みでございますが、約18億7,000万円を見込んでございます。議員ご指摘のとおり、財政調整基金の目安といたしまして、標準財政規模の1割という考え方が一部ございます。平成25年度の那珂市の標準財政規模、これは122億円でございますので、そこから換算いたしますと12億円程度が財政調整基金の目安になるかと考えております。

しかしながら、平成27年度からの合併算定替えの縮減によりまして、平成32年度には、普通交付税が約6億円ほど減収になるということが見込まれております。さらには、先般の東日本大震災などの災害時の対応を考えますと、少なくとも現在の基金残高は何とか維持していきたいという考えでおります。

以上です。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 公共工事のコスト削減ということは、非常に大切なことだと思います。しかし、このコスト削減という部分においては、私が考えているのは、ただ単に価格を、コストを、いわゆる落札価格を下げるというだけで本当にいいのかと思っております。

それよりも、何よりも、地場の公共工事をやるわけですから、やはり地場の部分をっか

り大事にしなければなりませんし、地場の技術力等をどう評価して、点数評価、ランク別になっていますが、より突っ込んだ形で技術の評価して、単に入札差金、技術力を上げる、あるいは本当の意味での地場産業の育成を考えた上での公共工事的確な推進をお願いしたいと思います。

地元の業者が反映され、仕事をとることによって市税も確保できます。また、災害時、業者さんに我々は結構助けられるという部分があります。地元業者の育成は大事です。いたずらに広げては地元業者がなくなってしまう、こういったことは避けなければなりません。

しかし、地元のみ競争ということになると、談合があるんじゃないかと言われております。競争性を働かせて、もっと落札率を下げることも大事であって、もちろん質も価格も大事です。安ければいいというものではないですが、そういうことも含めてこれから透明性、公平性、それから競争性を高めた新しいシステムを那珂市なりに確立していくことが必要ではないかと思いますが、市長の見解を伺います。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 先ほども部長のほうから説明があったと思いますが、より公平・公正な公共工事入札を実施するために、平成26年、今年ですね、7月から電子入札制度を導入いたします。

一般的に言われている電子入札導入の効果ですが、1つ目としては、おっしゃっているように、透明性の確保でございます。それから、応札者、札を入れる方の参集の機会がなくなるため、談合の抑止につながるという効果があります。

2つ目としては、競争性の向上でございます。入札情報が入手しやすく、一般競争入札においてより多くの応札者の参入が期待できるということでございます。

3つ目としては、建設コストの縮減でございます。競争性が増すことにより、落札率の低下が期待できます。

以上のことから、さらなる公共事業の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 今、市長が言った1つ目、透明性の確保と談合抑止にはなると思います。電子入札の最大のメリットは、事務の効率化と参加者の負担軽減が図れることだと思います。

2つ目の競争性の向上は、ダンピング等で技術力がない業者が落札してしまうという危険性があることです。手抜き工事や不良工事や公衆災害、労働災害などの発生につながる可能性もあります。

3つ目の建設コストの縮減と落札率が低下することが期待できるという、これは電子入札等にしても効果はなく、余り関係はないと思います。むしろ、入札制度改革を行う上でのさ

さまざまな準備補助ツールとして、電子入札システムを用いるのが本来のあるべき姿だと思います。特にダンピング対策と電子化に伴い、契約入札業務に携わる職員を対象とした研修を充実させ、契約入札制度に関する理解を深めることが最も重要なことだと思います。

県の共同システムの参加市町村は、44市町村のうちまだ21市町村ですから、まだ負担が多く、導入時には334万8,000円、年間210万円のお金を投資するわけですから、費用対効果を考えて、できるだけ多くの入札関係を電子入札で行っていただきたいと思うが、再度、市長の考えを伺います。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えします。

電子入札導入の効果としては、入札・開札事務が自動処理可能となり、事務負担の軽減が図られ、設計書や図面を電子媒体でやりとりすることにより、議員がおっしゃるように、入札事務の効率化につながるところであると思っております。

平成26年7月から電子入札試行を開始しますが、電子入札対象案件は、これは受注者側の体制を考慮する、それから対象工事範囲を順次拡大し、最終的には、各課随意契約案件を除いた130万円以上の建設工事及びコンサルタント業務について、全面導入してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 次に、設計労務単価の見直しについてお尋ねいたします。

国土交通省と農林水産省は、2013年4月から、公共工事に携わる作業員や職員の人件費を見積もる基準となる設計労務単価を改定しました。だが、全国建設業協会が昨年10月に実施した調査では、この引き上げを下請代金に反映させた建設会社は、23%にとどまっています。また、同調査によって、労務単価が実態よりも低いと感じている業者が多いことも判明しました。せっかくの政府の手助けも、下請企業との契約には十分反映されておりません。

そこで、政府は、2014年4月に予定していた設計労務単価見直しを2カ月前倒しにして、2月から適用し、さらに設計労務単価を全国平均で7.1%引き上げ1万6,190円とし、2000年度と同じ水準まで回復させました。この前倒しは、異例の措置で、入札不調を起こさないという政府の意図の明確なあらわれでもあります。

そこで、本市においては、いつから新しい労務単価で積算していくのか。また、増加に伴い、工事費の影響と対応について伺います。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（小林正博君） お答えいたします。

新しい労務単価につきましては、平成26年2月1日以降に発注する工事費の積算から適用しております。

また、労務単価の上昇によります影響でございますけれども、平成26年度に予定しており

ます工事箇所の工事費の確保に影響があるかと思われます。その対応といたしましては、工事箇所の状況によりますけれども、施工延長等で調整して進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 次に、社会保険未加入対策についてお尋ねいたします。

国交省は、建設業におけるこの問題の対策が強化され、平成29年度までに許可業者すべて社会保険に加入しなければ、元請、下請とも仕事ができなくなるということで、重い腰を上げ始めた会社も少なくないのではないのでしょうか。

そこで、那珂市の指名願登録をしている建設業者、加入状況はどのようになっているのか伺います。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

指名参加願がある事業者でございますが、市内に本店を有する建設業者数は47社でございます。そのうち、社会保険に加入している業者は37社でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） これまで建設業では、制度的に社会保険の加入状況を把握することはされておりませんでしたし、社会保険未加入である会社に対する指導もなされておりませんでした。また、建設業の重層構造や最近の競争激化は、会社の利益確保も難しくなっております。会社が重い社会保険料を負担を嫌がって、加入していないケースも珍しくないのかと思います。

また、職人さんたちが手取りを重視して社会保険に加入したがるらない、労使とも社会保険に加入することが義務であることを知らない、社会保険に対する知識がないということも、これまで加入が放置されてきた要因と言えるのではないのでしょうか。

このように、社会保険にすら加入できない就労環境が若い人たちが減少した原因でもありますし、適正に加入している会社ほど競走上不利という矛盾した状況もあります。しかし、今後は会社にとっても、事業維持のために社会保険の加入は避けては通れないわけであります。

○議長（助川則夫君） 質問時間1分を切っております。

○12番（笹島 猛君） 元請、下請もできず、現場から締め出されるわけですから、危機感を持ってこの建設業の大改革に適切に対処することが求められております。

そこで、福利厚生をアップするために、この設計労務単価を上げたわけですから、那珂市としては、この加入率を100%実施に向けてどのような指導、対応をしていくのか伺います。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えします。

社会保険等への加入徹底に関する指導についてですが、国でも元請会社及び一次下請会社につきましては……

- 議長（助川則夫君） 以上で質問時間が来ましたので、笹島議員の質問は終わります。
以上で、通告9番、笹島 猛議員の質問を終わります。
暫時休憩をいたします。再開を3時5分といたします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時05分

- 議長（助川則夫君） 再開をいたします。

◎日程の追加

- 議長（助川則夫君） お諮りいたします。今定例会2日目に提出されました議案等の質疑についてをこの際、これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

- 議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。
よって、議案等の質疑を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。

◎議案等の質疑

- 議長（助川則夫君） 追加日程第1、議案等の質疑を行います。
報告第1号から議案第39号まで以上39件を一括議題といたします。
質疑の通告がありますので、発言を許します。
なお、質疑形式は一括方式とし、質疑の回数は1議案に対して3回までといたします。
通告1番、木村静枝議員の発言を許します。
木村議員、登壇願います。

〔20番 木村静枝君 登壇〕

- 20番（木村静枝君） 平成26年度予算について質問をいたします。
平成26年度の4月から消費税が5%から8%に引き上げられます。この消費税の引き上げ

が本市においてどのような影響を与えるかという観点から、次の2点についてご質問をいたします。

まず、議案第26号 平成26年度那珂市一般会計予算について、歳入歳出、幾らぐらい消費税を見込んでおるのか。また、前年度より幾ら多くなっているのか。

2点目は、議案第34号 平成26年度那珂市水道事業会計予算において、同じく消費税の影響が前年度よりどのぐらい多く見込んでおるのか。

この2点についてお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

平成26年度の予算編成に際しましては、消費税増税について当然勘案してございまして、予算編成をしているところでございます。

一般会計における消費税の増税に伴う増額分でございますが、歳入におきましては約630万円、歳出につきましては、これも概算でございますが、1億3,000万円ほどが見込まれております。

以上でございます。

○20番（木村静枝君） 水道のほうも続いてお願いいたします。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

平成26年度那珂市水道事業会計予算につきましては、一般会計と同様に消費税の増税分を見込んだ予算を計上してございます。

また、消費税の改正に伴う歳入歳出の増加分でございますが、歳入で約3,100万円、歳出で約2,350万円の増となっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） その歳入のほうで、3,100万円は主にどういう内容になっておりますか。また、歳出での支出についてお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

歳入におきましては、主に水道料金、加入分担金、こちらの使用料の単価でございます。

なお、歳出につきましては、原水及び浄水費の中で消耗品、原水の薬品費、あとは委託費とか工事請負費、そういったものが主な増加の分でございます。

以上でございます。

○20番（木村静枝君） ありがとうございます。以上です。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告1番、木村静枝議員の質疑を終結いたします。

以上で通告による質疑は終結いたします。

報告第1号は、地方自治法第180条第2項の規定により、報告事項となっておりますので、報告をもって終了といたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時10分

○議長（助川則夫君） 再開をいたします。

◎日程の追加

○議長（助川則夫君） お諮りいたします。今定例会2日目に提出されました議案等の委員会付託についてをこの際、これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案等の委員会付託についてを日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

◎議案等の委員会付託

○議長（助川則夫君） 追加日程第2、議案等の委員会付託を議題といたします。

議案第2号から議案第39号までの以上38件については、お手元に配付いたしてあります議案等委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

つきましては、所管の常任委員会において審査の上、今会期中に報告されるよう望みます。

◎日程の追加

○議長（助川則夫君） お諮りいたします。今定例会に提出されました請願・陳情の委員会付

託についてをこの際、これを日程に追加し、追加日程第3として議題にしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、請願・陳情の委員会付託についてを日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

◎請願・陳情の委員会付託

○議長（助川則夫君） 追加日程第3、請願・陳情の委員会付託を行います。

今定例会におきまして受理しました請願・陳情は、お手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおり、会議規則第141条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。

つきましては、当該常任委員会において審査の上、今会期中に報告されますよう望みます。

◎休会の決定

○議長（助川則夫君） お諮りいたします。議事の都合により、3月10日月曜日は休会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、3月10日の1日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（助川則夫君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

連絡事項がございます。

来週開催予定の各常任委員会の開催通知文は、各議員の文書区分箱に配付しておきますので、ご確認をお願いします。

散会 午後 3時13分

平成26年第1回定例会

那珂市議会会議録

第5号（3月20日）

平成26年第1回那珂市議会定例会

議事日程(第5号)

平成26年3月20日(木曜日)

- 日程第 1 議案第 2号 那珂市手数料条例の一部を改正する条例
議案第 3号 那珂市公園墓地条例の一部を改正する条例
議案第 4号 那珂市環境審議会条例の一部を改正する条例
議案第 5号 那珂市障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例
議案第 6号 那珂市放課後学童保育対策事業条例の一部を改正する条例
議案第 7号 静峰ふるさと公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
議案第 8号 那珂市公共下水道条例の一部を改正する条例
議案第 9号 那珂市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
議案第10号 那珂市水道事業給水条例の一部を改正する条例
議案第11号 那珂市立学校給食センターの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例
議案第12号 那珂市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例
議案第13号 那珂市公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例
議案第14号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議案第15号 那珂市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例
議案第16号 那珂市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例
議案第17号 那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
議案第18号 那珂市安全な飲料水の確保に関する条例
議案第19号 那珂市消防長及び消防署長の資格を定める条例
議案第20号 平成25年度那珂市一般会計補正予算(第4号)
議案第21号 平成25年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)
議案第22号 平成25年度那珂市下水道事業特別会計補正予算(第4号)
議案第23号 平成25年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算(第4号)

- 議案第24号 平成25年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算
（第3号）
- 議案第25号 平成25年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補
正予算（第1号）
- 議案第26号 平成26年度那珂市一般会計予算
- 議案第27号 平成26年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 議案第28号 平成26年度那珂市下水道事業特別会計予算
- 議案第29号 平成26年度那珂市公園墓地事業特別会計予算
- 議案第30号 平成26年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計予算
- 議案第31号 平成26年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 議案第32号 平成26年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計予
算
- 議案第33号 平成26年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第34号 平成26年度那珂市水道事業会計予算
- 議案第35号 那珂町・瓜連町新市まちづくり計画の変更について
- 議案第36号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 議案第37号 市道路線の認定について
- 議案第38号 市道路線の廃止について
- 議案第39号 工事請負契約の締結について
- 日程第 2 報告第 2号 専決処分の報告について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠
償の額の決定）
- 日程第 3 議案第40号 那珂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一
部を改正する条例
- 日程第 4 同意第 1号 那珂市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 5 同意第 2号 那珂市監査委員の選任について
- 日程第 6 委員会の閉会中の所管事務及び所掌事務の継続調査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（22名）

1番	筒井かよ子君	2番	寺門厚君
3番	小宅清史君	4番	助川則夫君
5番	綿引孝光君	6番	木野広宣君
7番	古川洋一君	8番	中庭正一君

9番	萩谷俊行君	10番	勝村晃夫君
11番	中崎政長君	12番	笹島猛君
13番	君嶋寿男君	14番	武藤博光君
15番	遠藤実君	16番	福田耕四郎君
17番	須藤博君	18番	加藤直行君
19番	石川利秋君	20番	木村静枝君
21番	海野進君	22番	木内良平君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	松崎達人君
教育長	秋山和衛君	企画部長	山田行雄君
総務部長	宮本俊美君	市民生活部長	秋山悦男君
保健福祉部長	萩野谷康男君	産業部長	宮田俊三君
建設部長	小林正博君	上下水道部長	岡崎隆君
教育部長	檜山英夫君	消防長	根本榮君
会計管理者	柏村泉君	行財政改革推進室長	平山俊夫君
危機管理監	富田慶治君	総務部次長	川崎薫君

議会事務局職員

事務局長	城宝信保君	事務局次長	深谷忍君
次長補佐	渡辺荘一君	書記	二方尚美君
書記	萩谷将司君		

開議 午前10時15分

◎開議の宣告

○議長（助川則夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。欠席議員はおりません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（助川則夫君） 議案等説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、議場に出席を求めた者の職氏名は、本定例会の冒頭に報告したとおりであります。

なお、出席者名簿については、2日目に配付したとおりですのでご了承願います。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付いたしてあります。

◎議案第2号～議案第39号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決

○議長（助川則夫君） 日程第1、議案第2号から議案第39号まで、以上38件を一括して議題といたします。

各常任委員会の審査の結果について報告を求めます。

初めに、総務生活常任委員会、萩谷俊行委員長、登壇願います。

〔総務生活常任委員会委員長 萩谷俊行君 登壇〕

○総務生活常任委員会委員長（萩谷俊行君） 総務生活常任委員会報告書。

本委員会の付託事件については、下記のとおり会議規則第110条の規定により報告いたします。

記。

1、付託事件。議案第2号 那珂市手数料条例の一部を改正する条例、議案第3号 那珂市公園墓地条例の一部を改正する条例、議案第4号 那珂市環境審議会条例の一部を改正する条例、議案第15号 那珂市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例、議案第17号 那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例、議案第18号 那珂市安全な飲料水の確保に関する条例、議案第19号 那珂市消防長及び消防署長の資格を定める条例、議案第20号 平成25年度那珂市一般会計補正予算（第4号）（所管部分）、議案第26号 平成26年度那珂市一般会計予算（所管部分）、議案第29号 平成26年度那珂市公園墓地事業

特別会計予算、議案第35号 那珂町・瓜連町新市まちづくり計画の変更について、議案第36号 公の施設の広域利用に関する協議について、議案第39号 工事請負契約の締結について。

2、結果。すべて全会一致で、原案のとおり可決すべきものとする。

3、理由。議案第2号は、那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例にあった許可申請手数料を、那珂市手数料条例の中に含めるものです。

議案第3号は、消費税の変更により、公園墓地の墓地管理料及び公園墓地使用許可証の再交付手数料の改定を行うものです。

議案第4号は、諮問機関等への議員参画の見直しにより、那珂市環境審議会の委員定数を20人以内から16人以内に改めるものです。

議案第15号は、消費税の変更により、危険物規制関係等の事務手数料の改定を行うものです。

議案第17号は、市民の安全と良好な生活環境の保全や災害防止を目的とし、土地の埋立て等の取り扱いを明確にし、開発行為等の土地の埋立ての規制を強化するため、条例を全部改正するものです。

議案第18号は、飲用に供する井戸等及び水道法等の規制対象とならない、水道の衛生対策等について、茨城県より那珂市に権限が移譲されるため条例を制定するものです。

議案第19号は、消防組織法の改正により、当市の消防長や消防署長の資格基準を定めるため、条例を制定するものです。

議案第20号は、一般会計の平成25年度補正予算ですが、特に問題なく妥当なものです。

議案第26号 平成26年度一般会計予算、議案第29号 平成26年度公園墓地事業特別会計予算は、特別に問題もなく妥当なものです。

議案第35号は、合併特例債の適用期限が10年間延長され、平成36年度までになったことにより、那珂町・瓜連町新市まちづくり計画を変更するものです。

議案第36号は、瓜連グラウンドが瓜連小学校の施設となったことから、公の施設の広域利用に関する協定による施設から削除するものです。

議案第39号は、消防救急無線や消防指令の業務を広域で共同管理、執行する消防救急デジタル無線及び高機能消防共同指令センターを整備するため、工事請負契約を締結するものです。

以上、報告いたします。

○議長（助川則夫君） 続きまして、産業建設常任委員会、中崎政長委員長、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長 中崎政長君 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（中崎政長君） 産業建設常任委員会報告書。

本委員会の付託事件については、下記のとおり、会議規則第110条の規定により報告いたします。

記。

1、付託事件。議案第7号 静峰ふるさと公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第8号 那珂市公共下水道条例の一部を改正する条例、議案第9号 那珂市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第10号 那珂市水道事業給水条例の一部を改正する条例、議案第20号 平成25年度那珂市一般会計補正予算（第4号）、所管部分でございます。議案第22号 平成25年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第4号）、議案第23号 平成25年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第4号）、議案第25号 平成25年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第26号 平成26年度那珂市一般会計予算、所管部分でございます。議案第28号 平成26年度那珂市下水道事業特別会計予算、議案第30号 平成26年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計予算、議案第32号 平成26年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計予算、議案第34号 平成26年度那珂市水道事業会計予算、議案第37号 市道路線の認定について、議案第38号 市道路線の廃止についてでございます。

2、結果。議案第7号から第34号まで、及び第38号は、すべて全会一致で原案のとおり可決すべきものとします。

議案第37号は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものとします。

3、理由。議案第7号は、余暇活用施設しどりの湯保養センターの廃止に伴い、静峰ふるさと公園のグラウンド・ゴルフ場を利用する者で、余暇活用施設しどりの湯保養センターを利用する者への利用料金の減額規定を削除するため、条例の一部を改正するものです。

議案第8号、第9号は、消費税法等の一部改正に伴う施設の使用料金表の改正のため、また条例中の一部文言を改めるため、条例の一部を改正するものです。

議案第10号は、茨城県安全な飲料水の確保に関する条例の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

議案第20号から第25号までの平成25年度各種会計補正予算は、いずれも妥当なものであります。

議案第26号から第34号までの平成26年度各種会計予算は、いずれも妥当なものであります。

議案第37号は、道路法の規定により、市道13路線の認定を行うものです。

議案第38号は、道路法の規定により、市道3路線の廃止を行うものであります。

以上、ご報告いたします。

○議長（助川則夫君） 続きまして、教育厚生常任委員会、武藤博光委員長、登壇願います。

〔教育厚生常任委員会委員長 武藤博光君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（武藤博光君） 教育厚生常任委員会報告書。

本委員会の付託事件については、下記のとおり、会議規則第110条の規定により報告いた

します。

記。

1、付託事件。議案第5号 那珂市障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例、議案第6号 那珂市放課後学童保育対策事業条例の一部を改正する条例、議案第11号 那珂市立学校給食センターの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例、議案第12号 那珂市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例、議案第13号 那珂市公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例、議案第14号 那珂市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第16号 那珂市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例、議案第20号 平成25年度那珂市一般会計補正予算（第4号）（所管部分）、議案第21号 平成25年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）、議案第24号 平成25年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）、議案第26号 平成26年度那珂市一般会計予算（所管部分）、議案第27号 平成26年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算、議案第31号 平成26年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、議案第33号 平成26年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算、請願第1号 要支援者を介護予防給付から切り離すことに反対の請願書。

2、結果。議案第5号から第24号までは、すべて全会一致で原案のとおり可決すべきものとする。

議案第26号、第27号、第31号、第33号については、反対の討論もあったが、賛成多数により原案のとおり可決すべきものとする。

請願第1号については、継続審査とすべきものとする。

3、理由。議案第5号は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正により、条例の一部を改正するものです。

議案第6号は、芳野学童保育所の新築移転及び戸多学童保育所の廃止に伴い、条例の一部を改正するものです。

議案第11号は、諮問機関等への議員参画の見直しにより委員会構成の見直しをするため、条例の一部を改正するものです。

議案第12号は、社会教育法の改正により、条例の一部を改正するものです。

議案第13号は、運営審議会委員で「各まちづくり委員会から推薦された者」の任期と、まちづくり委員会役員任期のずれを整合させるため、条例の一部を改正するものです。

議案第14号は、那珂市青少年問題協議会の設置条例の廃止、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正により、条例の一部を改正するものです。

議案第16号は、青少年育成市民会議に青少年健全育成に関する取り組みを一元化するため、青少年問題協議会を廃止するものです。

議案第20号から第24号の平成25年度各種会計補正予算は、いずれも妥当なものでありま

す。

議案第26号から第33号までの平成26年度各種会計予算は、いずれも妥当なものであります。

請願第1号は、要支援1、2の利用者に対し市が独自のサービスを提供するには、財源と人手が限られるため賛成の意見も出されましたが、まだ改正の中身は詳細が不明であることから、さらに審査が必要と考えられ、採決の結果、賛成多数で継続審査とすべきものと決定しました。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 以上で、各委員長からの報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 質疑を終結いたします。

これより議案等について討論を行います。

討論の通告がありましたので、木村静枝議員の発言を許します。

木村議員、自席でお願いします。

○20番（木村静枝君） 今回提出されました議案の中で、その12議案に対して反対の討論をいたします。

まず、国の本年度予算の最大の問題は、国民に消費税増税を押しつけていることです。そもそも消費税は、低所得者ほど負担が重く、経済的弱者を踏みつけにする不公平税制です。円安によって大企業の利益は急増していますが、労働者の実質賃金は低下し、家計消費が低迷し、物価上昇により国民の暮らしはますます苦しくなっています。消費税増税で8兆円、社会保障の改悪などを含め10兆円もの負担増を国民に押しつければ、暮らしは落ち込み、雇用の7割を支える中小零細業者の経営は破壊されます。消費税増税によって国民の暮らしも経済も破綻するのです。政府は消費税増税の口実として、全額社会保障に使うと言ってきましたが、それが全くのごまかしであることは明らかです。消費税増税を直ちに中止し、経済政策を抜本的に転換すべきです。

那珂市の3月議会に提出されている条例改正議案は、消費税増税に関連するものです。また平成26年度予算には消費税増税が見込まれています。これらの議案は増税に関するもので、また消費税増税に反対する立場から反対をいたします。

議案第3号についてでございます。那珂市公園墓地条例の一部を改正する条例は、墓地管理料及び公園墓地使用許可証の再交付手数料が、5%から8%に値上げする改正でございます。これも消費税増税に伴うものですので反対です。

議案第8号 那珂市公共下水道条例の一部を改正する条例も消費税値上げに関するものです。

議案第9号 那珂市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、施設の使用料の料金改正をするものですが、これも消費税増税・値上げに関連するものです。

議案第15号 那珂市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例、これも危険物手数料25件の改定、消費税5%から8%に値上げするものです。

議案第26号 平成26年度那珂市一般会計予算ですが、第3款民生費の中に臨時福祉給付金支給費、消費税の引き上げに際し低所得者に対する配慮であるとしていますが、暫定的臨時的な措置です。1人につき1万円、老齢年金受給者は5,000円の加算で、那珂市の該当者は1万1,000人になります。余りにも少額でこれでは不十分です。子育て世帯臨時特例給付金支給費も同様の内容です。消費税引き上げに際し子育て世帯への影響を緩和するとして、所得が児童手当の所得制限に満たないものを基本とするとしています。これも不十分です。

9款教育費、学校給食共同調理場費、賄い材料費が100円の値上げを見込んでおります。現在でも給食費を納められない児童生徒もいて、そのような生徒は肩身の狭い思いをしていることと思います。那珂市のアンケートでは、子育てに関する経済的な負担が大きいと1番多くて60.98%にも上っております。憲法第26条、教育を受ける権利、教育の義務の2項にすべて国民は法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育はこれを無償とするとあります。学校給食も教育の一環です。世界第3位の豊かな国日本が、なぜ教育に関してこうも貧しい予算なのでしょう。子供は国の宝であり、国の将来です。子供の数が減り続けている今こそ教育予算をふやし、子供たちが安心して教育を受けられるように予算をふやすべきです。

議案第27号でございます。国民健康保険特別会計（事業勘定）予算ですが、新年度予算にも一般会計からの繰り入れが1億円あります。国保税が高くて払えない人がますますふえる傾向にあります。国の負担をふやすことはもちろんですが、那珂市にもあと3億円の基金がございます。これを取り崩して国保税を安くすべきです。

議案第28号 下水道事業特別会計予算ですが、これも消費税が見込まれております。

議案第29号 公園墓地事業特別会計予算、これにも消費税が見込まれております。

議案第30号 農業集落排水整備事業特別会計予算、これにも消費税が見込まれておりますので、反対です。

議案第31号 介護保険特別会計（保険事業勘定）予算ですが、特別養護老人ホームへの待機者は108人と依然として多く、改善が急がれます。よって、反対をいたします。

議案第33号 後期高齢者医療特別会計予算、75歳以上が加入する後期高齢者医療制度の保険料が、4月から多くの都道府県で改定され、年4,000円以上の値上げがされています。重い負担が全国で続出することがわかりました。年齢で差別して後期高齢者を切り離れた制度をつくったことの欠陥があらわになっています。茨城県は今回は値上げはありませんでしたが、年をとれば誰も病気になるのが必然です。この制度はなくすべきです。

議案第34号 水道事業会計予算、歳入に消費税増税が見込まれております。水はなくてはならない生活必需品です。この消費税転嫁は容認できません。

以上12件に関して反対をいたします。

以上です。

○議長（助川則夫君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第2号 那珂市手数料条例の一部を改正する条例について採決いたします。
お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は委員長報告のとおり決することに決定いたしました。

議案第3号 那珂市公園墓地条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は起立による採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

議案第3号は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） 起立多数と認めます。

よって、議案第3号は委員長報告のとおり原案可決することに決定いたしました。

議案第4号 那珂市環境審議会条例の一部を改正する条例について、議案第5号 那珂市障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、議案第6号 那珂市放課後学童保育対策事業条例の一部を改正する条例について、以上3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号から議案第6号までの以上3件は、委員長報告のとおり決することに決定いたしました。

議案第7号 静峰ふるさと公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は起立による採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

議案第7号は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） 起立多数と認めます。

よって、議案第7号は委員長報告のとおり原案可決することに決定いたしました。

議案第8号 那珂市公共下水道条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は起立による採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

議案第8号は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） 起立多数と認めます。

よって、議案第8号は委員長報告のとおり原案可決することに決定いたしました。

議案第9号 那珂市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は起立による採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

議案第9号は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） 起立多数と認めます。

よって、議案第9号は委員長報告のとおり原案可決することに決定いたしました。

議案第10号 那珂市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、議案第11号 那珂市立学校給食センターの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例について、議案第12号 那珂市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について、議案第13号 那珂市公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第14号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、以上5件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号から議案第14号までの以上5件は、委員長報告のとおり決することに決定をいたしました。

議案第15号 那珂市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は起立による採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

議案第15号は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） 起立多数と認めます。

よって、議案第15号は委員長報告のとおり原案可決することに決定いたしました。

議案第16号 那珂市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例について、議案第17号 那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例について、議案第18号 那珂市安全

な飲料水の確保に関する条例について、議案第19号 那珂市消防長及び消防署長の資格を定める条例について、議案第20号 平成25年度那珂市一般会計補正予算（第4号）について、議案第21号 平成25年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）について、議案第22号 平成25年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、議案第23号 平成25年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第4号）について、議案第24号 平成25年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）について、議案第25号 平成25年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について、以上10件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号から議案第25号までの以上10件は、委員長報告のとおり決することに決定いたしました。

議案第26号 平成26年度那珂市一般会計予算について採決いたします。

本案は起立による採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

議案第26号は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） 起立多数と認めます。

よって、議案第26号は委員長報告のとおり原案可決することに決定いたしました。

議案第27号 平成26年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について採決いたします。

本案は起立による採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

議案第27号は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） 起立多数と認めます。

よって、議案第27号は委員長報告のとおり原案可決することに決定いたしました。

議案第28号 平成26年度那珂市下水道事業特別会計予算について採決いたします。

本案は起立による採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

議案第28号は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） 起立多数と認めます。

よって、議案第28号は委員長報告のとおり原案可決することに決定いたしました。

議案第29号 平成26年度那珂市公園墓地事業特別会計予算について採決いたします。
本案は起立による採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

議案第29号は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） 起立多数と認めます。

よって、議案第29号は委員長報告のとおり原案可決することに決定いたしました。

議案第30号 平成26年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計予算について採決いたします。

本案は起立による採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

議案第30号は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） 起立多数と認めます。

よって、議案第30号は委員長報告のとおり原案可決することに決定いたしました。

議案第31号 平成26年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について採決いたします。

本案は起立による採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

議案第31号は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） 起立多数と認めます。

よって、議案第31号は委員長報告のとおり原案可決することに決定いたしました。

議案第32号 平成26年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号は委員長報告のとおり決することに決定いたしました。

議案第33号 平成26年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算について採決いたします。

本案は起立による採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

議案第33号は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） 起立多数と認めます。

よって、議案第33号は委員長報告のとおり原案可決することに決定いたしました。
議案第34号 平成26年度那珂市水道事業会計予算について採決をいたします。
本案は起立による採決を行います。
お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。
議案第34号は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） 起立多数と認めます。

よって、議案第34号は委員長報告のとおり原案可決することに決定いたしました。
議案第35号 那珂町・瓜連町新市まちづくり計画の変更について、議案第36号 公の施設の広域利用に関する協議について、議案第37号 市道路線の認定について、議案第38号 市道路線の廃止について、議案第39号 工事請負契約の締結について、以上5件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号から議案第39号までの以上5件は、委員長報告のとおり決することに決定いたしました。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（助川則夫君） 日程第2、報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 報告第2号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において平成20年議決第3号により指定された事項について、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告をするものでございます。

記。

市長の専決処分事項の指定について第1項による専決処分。

専決処分の年月日につきましては、平成26年3月5日でございます。

損害賠償の額、16万8,000円でございます。

損害賠償の相手方につきましては、記載のとおりでございます。

事件の概要につきましては、平成26年2月15日の午前8時ごろ、立木が強風により倒木して隣接する民家へ引き込んでいる電線を切断し、屋根部分の一部を損壊したものでございます。

市の過失割合は100%でございます。

平成26年3月20日提出、那珂市長、海野 徹。

位置図につきましては、次ページに記載してありますのでごらんになっていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（助川則夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 質疑を終結いたします。

報告第2号は地方自治法第180条第2項の規定により報告事項となっておりますので、報告をもって終了といたします。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（助川則夫君） 日程第3、議案第40号 那珂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 議案第40号 那珂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。

那珂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年那珂町条例第28号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものといたします。

平成26年3月20日提出、那珂市長。

提案理由につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第56号）が平成26年3月7日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、ごらんをいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（助川則夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第40号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号については委員会への付託を省略することに決定いたしました。

続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 討論を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決いたしました。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（助川則夫君） 日程第4、同意第1号 那珂市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 同意第1号 那珂市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を那珂市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所につきましては、那珂市南酒出373番地6、お名前が高村和正さん、昭和28年10月6日生まれでございます。

平成26年3月20日提出、那珂市長。

提案理由につきましては、那珂市固定資産評価審査委員会の高村和正委員が、平成26年3月28日をもって任期満了となるため再任するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（助川則夫君） お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第1号につき

ましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号については委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これより同意第1号について採決いたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号はこれに同意することに決定いたしました。

◎同意第2号の上程、説明、採決

○議長（助川則夫君） 日程第5、同意第2号 那珂市監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定により福田耕四郎議員の退場を求めます。

暫時休憩いたします。

〔16番 福田耕四郎君 退場〕

休憩 午前11時05分

再開 午前11時05分

○議長（助川則夫君） 再開いたします。

同意第2号 那珂市監査委員の選任について市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 同意第2号 那珂市監査委員の選任について。

下記の者を那珂市監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所が那珂市福田359番地3、お名前が福田耕四郎さん、昭和21年1月1日生まれでございます。

平成26年3月20日提出、那珂市長。

提案理由につきましては、加藤直行監査委員から退職のお申し出があり、市長が退職を認

めたため、後任者について選任するものでございます。

どうかよろしく願いいたします。

○議長（助川則夫君） お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第2号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号については委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより同意第2号について採決いたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号はこれに同意することに決定いたしました。

福田耕四郎議員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。

〔16番 福田耕四郎君 入場〕

休憩 午前11時07分

再開 午前11時07分

○議長（助川則夫君） 再開いたします。

◎委員会の閉会中の所管事務及び所掌事務の継続調査申出について

○議長（助川則夫君） 日程第6、各常任委員会及び議員定数等調査特別委員会、議会運営委員会の閉会中の所管事務及び所掌事務の継続調査申出の件を議題といたします。

会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました所管事務及び所掌事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（助川則夫君） 以上で、本会議に付議された案件は全部終了いたしました。

ここで市長から発言の許可を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 平成26年第1回那珂市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会におきましては、来年度の行政運営の前提となる平成26年度各種会計予算を初めとしまして、総数44件の議案につきまして慎重なるご審議を賜ってまいりました。いずれも原案どおり議決をいただき、厚く御礼を申し上げます。

また、各常任委員会におきましては、3日間にわたり、来年度の当初予算など各種の議案につきまして熱心にご審議いただき、また貴重なご意見も多数頂戴いたしました。常任委員会の委員各位に対しまして、重ねて感謝を申し上げる次第であります。

さて、いよいよ本年度も残すところわずかとなってまいりました。この1年、市政の進展に向け、職員ともども一丸となって精一杯取り組んできたところがございます。おかげさまで来年度の当初予算につきましても、今回議会のご理解をいただくことができ、新たな年度のスタートを前に、市民生活の安全・安心の確立のため、これまで以上に力を注ぐべく決意を新たにしているところでございます。

また、本年度は私にとりまして、市長としての1期4年目の1年となります。施政方針で申し上げましたとおり、第1次那珂市総合計画に掲げた各種施策を確実に推進するとともに、私自身残された課題につきましても、悔いのないよう全力で取り組んでまいり所存でございます。どうか議員各位におかれましては、引き続き私ども執行部に対しましてご指導、ご助言を賜り、さらなる市政発展のためにご協力いただきますようお願いを申し上げます。

結びに、議員の皆様におかれましては三寒四温の気候の中ではありますが、くれぐれもご自愛をいただきまして、今後ますますご活躍されますことをご祈念申し上げますとともに、引き続き市民の皆様のお声を私ども執行部にお届けいただき、ともに本市の輝かしい未来のためにご尽力いただけますようお願いを申し上げ、閉会のごあいさつといたします。

18日間、ありがとうございました。

○議長（助川則夫君） これにて平成26年第1回那珂市議会定例会を閉会いたします。

18日間、大変ご苦勞さまでした。

閉会 午前11時11分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

那珂市議会議長 助 川 則 夫

那珂市議会前議長 福 田 耕 四 郎

那珂市議会前副議長 君 嶋 寿 男

那珂市議会議員 中 庭 正 一

那珂市議会議員 萩 谷 俊 行

那珂市議会議員 勝 村 晃 夫